

# 向精神薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課  
(平成30年12月)

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、向精神薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

([https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai\\_doukou\\_topics\\_h30\\_12.xls](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h30_12.xls))

# 目次

P2～5 集計対象、集計方法などについて

P6～10 向精神薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P11～16 ベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P17～22 非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P23～28 バルビツール系睡眠薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P29～34 抗てんかん剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P35～40 定型抗精神病薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P41～46 非定型抗精神病薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P47～52 抗うつ薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P53～58 ADHD治療薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P59～72 向精神薬の後発医薬品割合(数量ベース、新指標)などについて

P73～88 向精神薬の投薬日数の分布について

P89～91 向精神薬の薬剤種類数の分布について

P92～94 睡眠薬・抗不安薬の薬剤種類数の分布について

P95 詳細データについて

# 集計対象、集計方法などについて

## (1) 集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト

## (2) 集計方法

- ① 向精神薬<sup>(※1)</sup>の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別<sup>(※2)</sup>、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)<sup>(※3)</sup>で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。向精神薬の種類毎に、地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する寄与度を算出。
- ③ 向精神薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 向精神薬の種類毎に、後発医薬品割合(数量ベース、新指標)及び薬剤数量の構成比を算出。
- ⑤ 向精神薬の種類毎に、投薬日数<sup>(※4)</sup>の分布及び推移を算出。
- ⑥ 調剤された医薬品の薬剤種類数別<sup>(※5,6)</sup>の分布の推移を算出<sup>(※7)</sup>。また、都道府県別、年齢階級別の値を算出。

※1 向精神薬の範囲は、捉え方によって異なることから、本資料では限りなく広義の向精神薬を集計の対象としている。

※2 値の欠損があったため、本分析においては一部を除いて0歳以上20歳未満の値は合計して1つの年齢階級としている。

※3 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

※4 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。

※5 薬剤種類数は、医薬品コード毎に剤形・薬効分類・一般名の一致する場合を同一種類として数えて集計を行っている。

※6 本資料における薬剤種類数はあくまで調剤1回(処方箋1枚(受付1回))当たりの薬剤種類数に関するものであり、患者が服用している全ての薬剤種類数ではないことに留意が必要。

※7 この部分では、同一レセプトにおける調剤情報レコードの調剤年月日が同一の場合の調剤を1回の調剤と見なして集計している。

# 集計対象、集計方法などについて

## (3) 向精神薬の集計対象範囲

下表に掲げる医薬品を集計対象とした。

種類	対象
112催眠鎮静剤、抗不安剤	該当する医薬品の全てが集計対象
113抗てんかん剤	該当する医薬品の全てが集計対象
117精神神経用剤	該当する医薬品の全てが集計対象
119その他の中枢神経系用薬	該当する医薬品のうち、一般名がマジンドール、ラメルテオン、スボレキサントのいずれかに該当するもの

## (4) 薬剤料等の集計における各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
ベンゾジアゼピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬効中分類112に該当する医薬品のうち、一般名がアルプラゾラム、エスタゾラム、オキサゾラム、クロキサゾラム、クロラゼブ酸ニカリウム、クロルジアゼポキシド、ジアゼパム、トフィソパム、トリアゾラム、ニトラゼパム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、フルジアゼパム、フルタゾラム、フルトラゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ミダゾラム、メキサゾラム、メダゼパム、リルマザホン塩酸塩水和物、ロフラゼブ酸エチル、ロラゼパム、ロルメタゼパム、クアゼパムのいずれかに該当するもの</li> <li>○ 薬効中分類117に該当する医薬品のうち、エチゾラム、クロチアゼパムのいずれかに該当するもの</li> </ul>
非ベンゾジアゼピン	○ 薬効中分類112に該当する医薬品のうち、一般名がゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、エスゾピクロンのいずれかに該当するもの
バルビツール	○ 薬効中分類112に該当する医薬品のうち、一般名がアモバルビタール、セコバルビタールナトリウム、バルビタール、フェノバルビタール、ペントバルビタールのいずれかに該当するもの
抗てんかん剤	○ 薬効中分類113に該当する全ての医薬品
定型抗精神病薬	○ 薬効中分類117に該当する医薬品のうち、一般名がクロルプロマジンフェノールフタリン酸塩、プロクロルペラジンメシル酸塩、レボメプロマジン塩酸塩、カルピプラミン、クロカプラミン塩酸塩水和物、クロルプロマジン塩酸塩、スピペロン、スルトプリド塩酸塩、スルピリド、チミペロン、トリフロペラジンマレイン酸塩、ハロペリドール、ハロペリドールデカン酸エステル、ピモジド、フルフェナジン、プロクロルペラジンマレイン酸塩、プロペリシアジン、プロムペリドール、ピバンペロン塩酸塩、クロルプロマジン・プロメタジン・フェノバルビタール配合剤、ベルフェナジン、レボメプロマジンマレイン酸塩、モサプラミン塩酸塩、ネモナプリドのいずれかに該当するもの
非定型抗精神病薬	○ 薬効中分類117に該当する医薬品のうち、一般名がオキシペルチン、ゾテピン、リスペリドン、クエチアピンフマル酸塩、ペロスピロン塩酸塩水和物、オランザピン、アリピプラゾール、ブロナンセリン、クロザピン、ミルタザピン、パリペリドン、パリペリドンパルミチン酸エステル、アセナピンマレイン酸塩のいずれかに該当するもの
抗うつ薬	○ 薬効中分類117に該当する医薬品のうち、一般名がアミトリプチリン塩酸塩、アモキサピン、イミプラミン塩酸塩、クロミプラミン塩酸塩、セチプチリンマレイン酸塩、ドスレピン塩酸塩、ノルトリプチリン塩酸塩、トリミプラミンマレイン酸塩、マプロチリン塩酸塩、ミアンセリン塩酸塩、ロフェプラミン塩酸塩、トラゾドン塩酸塩、フルボキサミンマレイン酸塩、ミルナシプラン塩酸塩、パロキセチン塩酸塩水和物、塩酸セルトラリン、デュロキセチン塩酸塩、エスシタロプラムシュウ酸塩、ベンラファキシン塩酸塩のいずれかに該当するもの
ADHD治療薬	○ 薬効中分類117に該当する医薬品のうち、一般名がグアンファシン塩酸塩、メチルフェニデート塩酸塩、アトモキセチン塩酸塩のいずれかに該当するもの
その他	○ 上記以外の向精神薬

## 集計対象、集計方法などについて

### (5) 薬剤種類数の集計における各種類の内訳

薬剤種類数の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
向精神薬	(3)における集計対象の医薬品
睡眠薬・抗不安薬	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 薬効中分類112に該当する医薬品</li><li>○ 薬効中分類117に該当する医薬品のうち、一般名がエチゾラム、クロチアゼパム、ヒドロキシジン塩酸塩、ヒドロキシジンパモ酸塩のいずれかに該当するもの</li><li>○ 薬効中分類119に該当する医薬品のうち、一般名がラメルテオン、スボレキサントのいずれかに該当するもの</li></ul>

## 集計対象、集計方法などについて

(6) 処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

$N_i$ : 全国の年齢階級  $i$  の処方箋枚数(受付回数)

$N$ : 全国の処方箋枚数(受付回数)

$a_{ij}$ : 各都道府県の年齢階級  $i$ 、薬剤種類  $j$  の処方箋1枚当たり薬剤料

$A_{ij}$ : 全国の年齢階級  $i$ 、薬剤種類  $j$  の処方箋1枚当たり薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

= (仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$= \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

$$= \frac{(\text{年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料})}{(\text{全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料})} = \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})/N}{(\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij})/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}} \quad (\text{薬剤種類 } j = k \text{ については } = \frac{\sum_i N_i \cdot a_{ik}}{\sum_i N_i \cdot A_{ik}})$$

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類  $j$  の寄与度(年齢調整後))

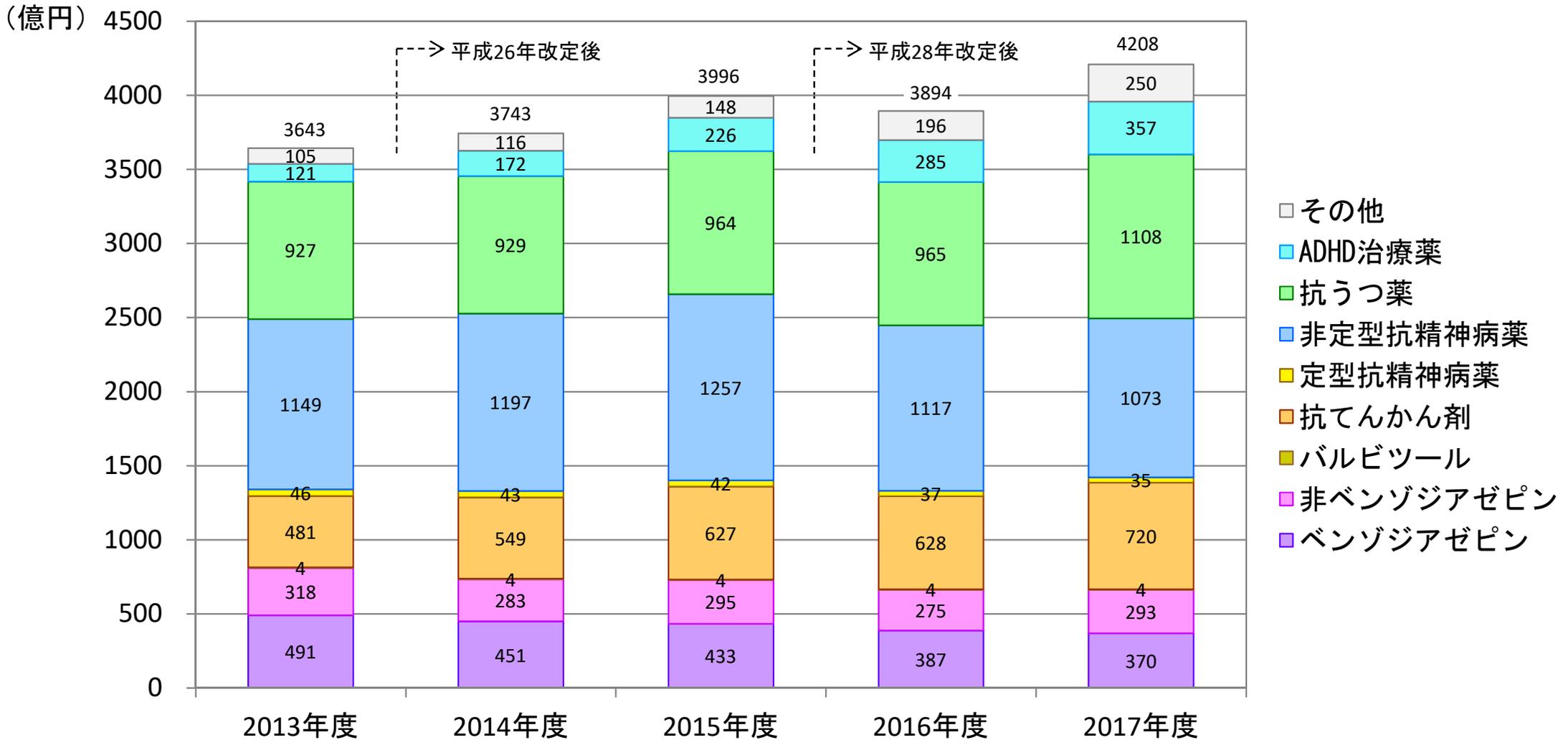
$$= \frac{(\sum_i N_i \cdot a_{ij} - \sum_i N_i \cdot A_{ij})}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}}$$

(7) 注意事項

- ・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPIにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

# 向精神薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の向精神薬の薬剤料は、徐々に増加する傾向にある。

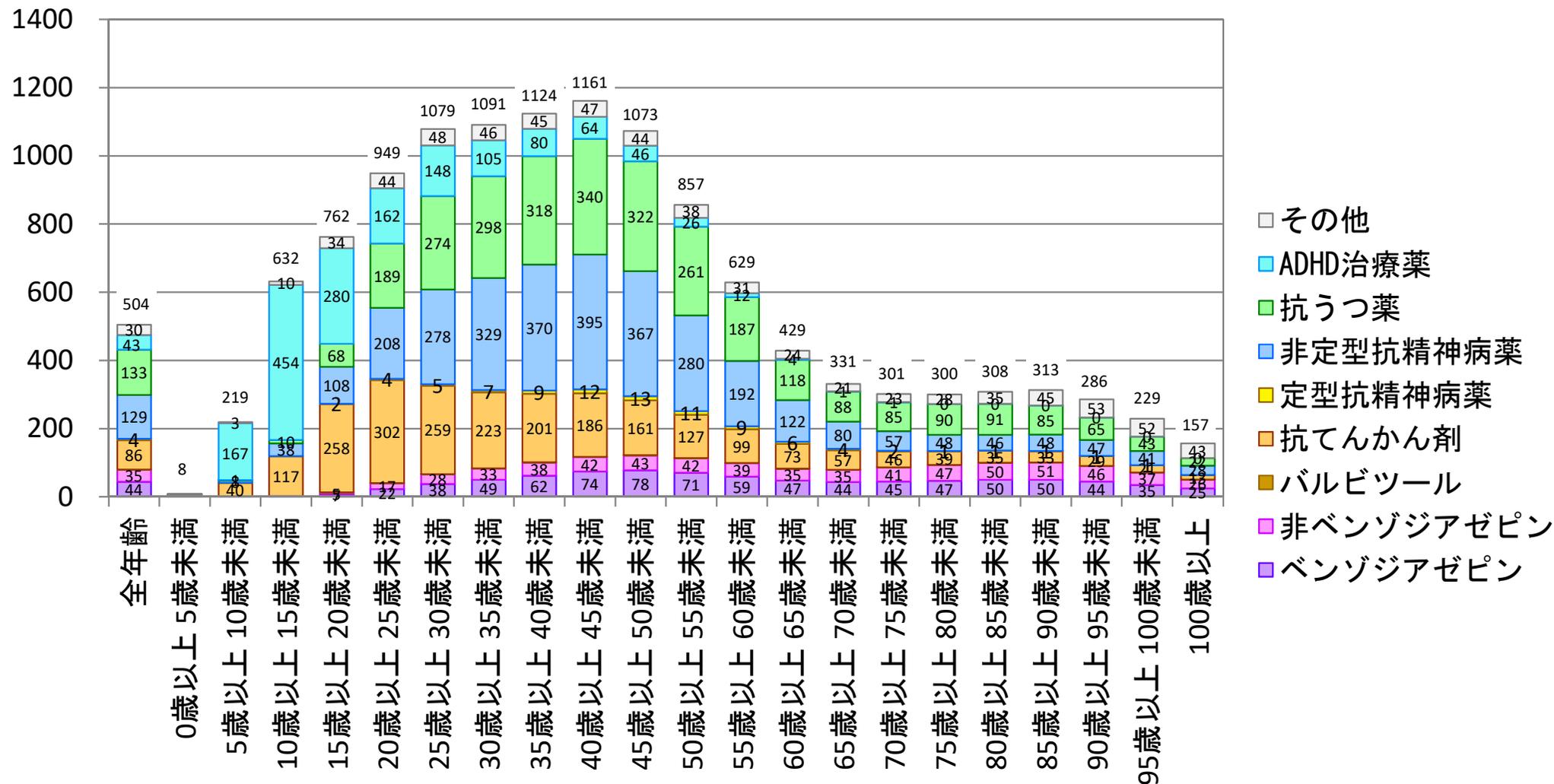


注) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

# 年齢階級別処方箋1枚当たり向精神薬の薬剤料（2017年度）

○ 処方箋1枚当たり向精神薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、65歳未満は処方箋1枚当たりの向精神薬薬剤料の比重が高く、65歳以上は低い。また、年齢階級が高くなるにつれて、ベンゾジアゼピン、非ベンゾジアゼピンの割合が高くなっている。

(円)



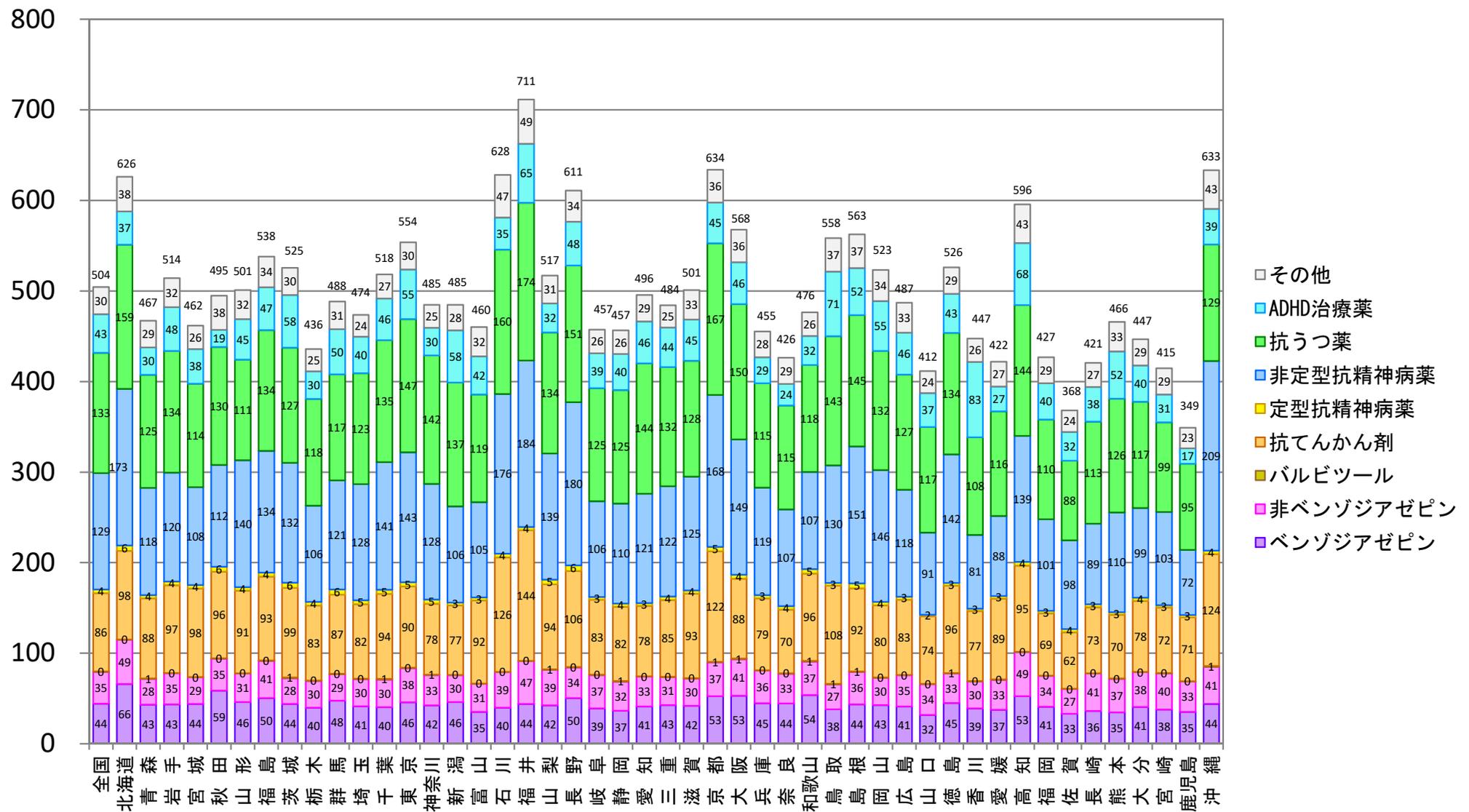
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり向精神薬の薬剤料（2017年度）

(円)

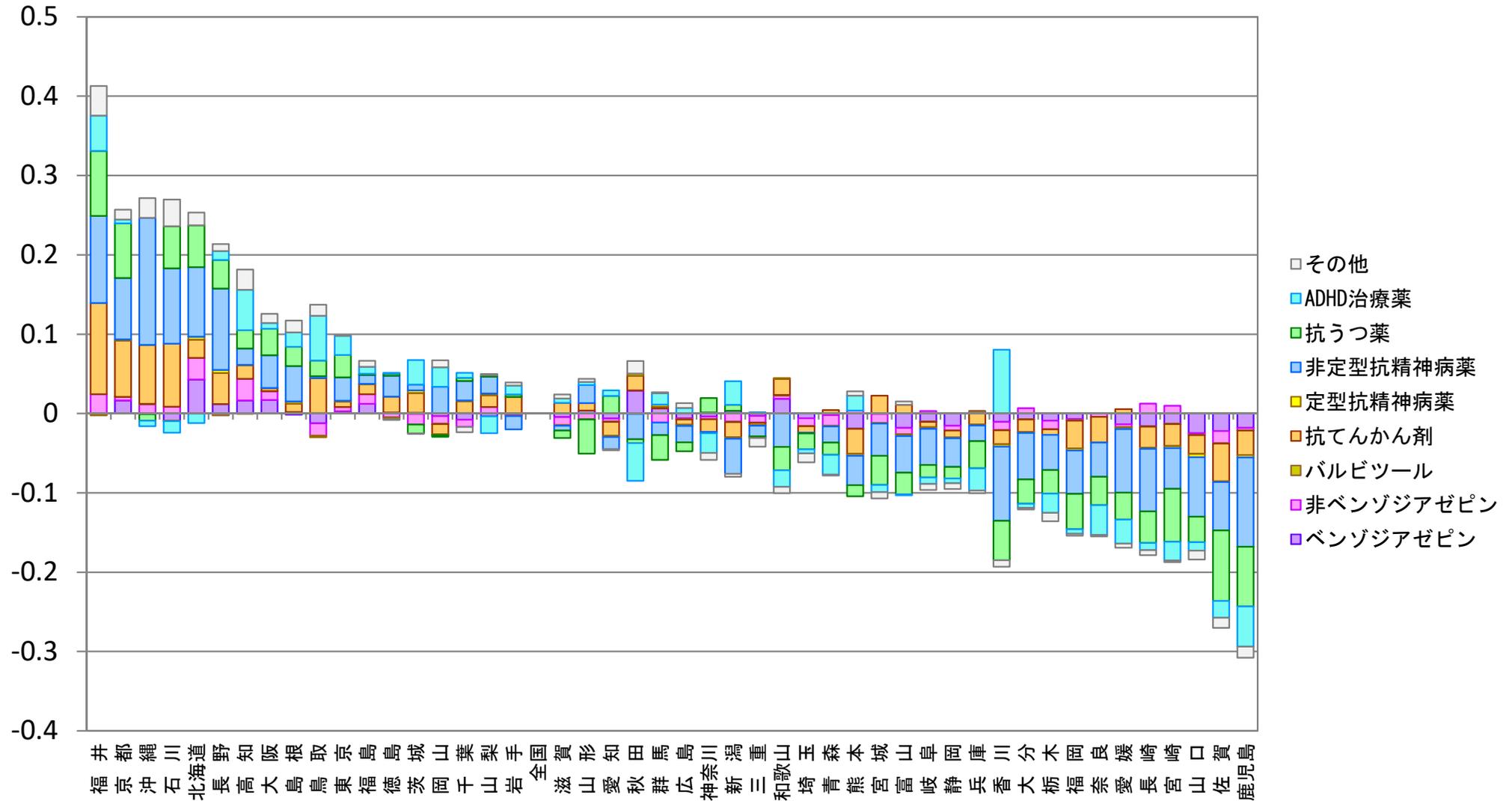


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり向精神薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整前）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



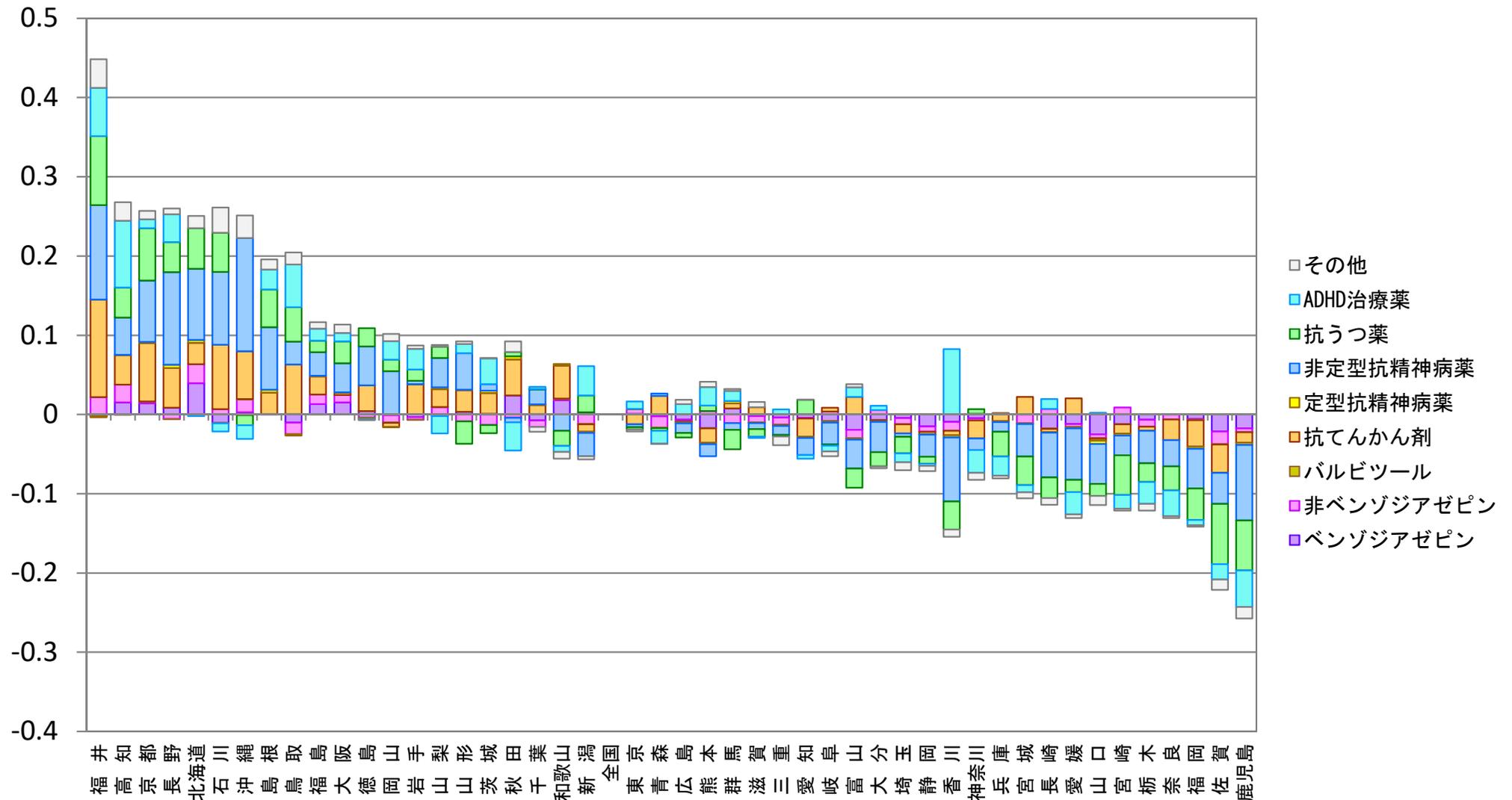
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

# 都道府県別処方箋1枚当たり向精神薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整後）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

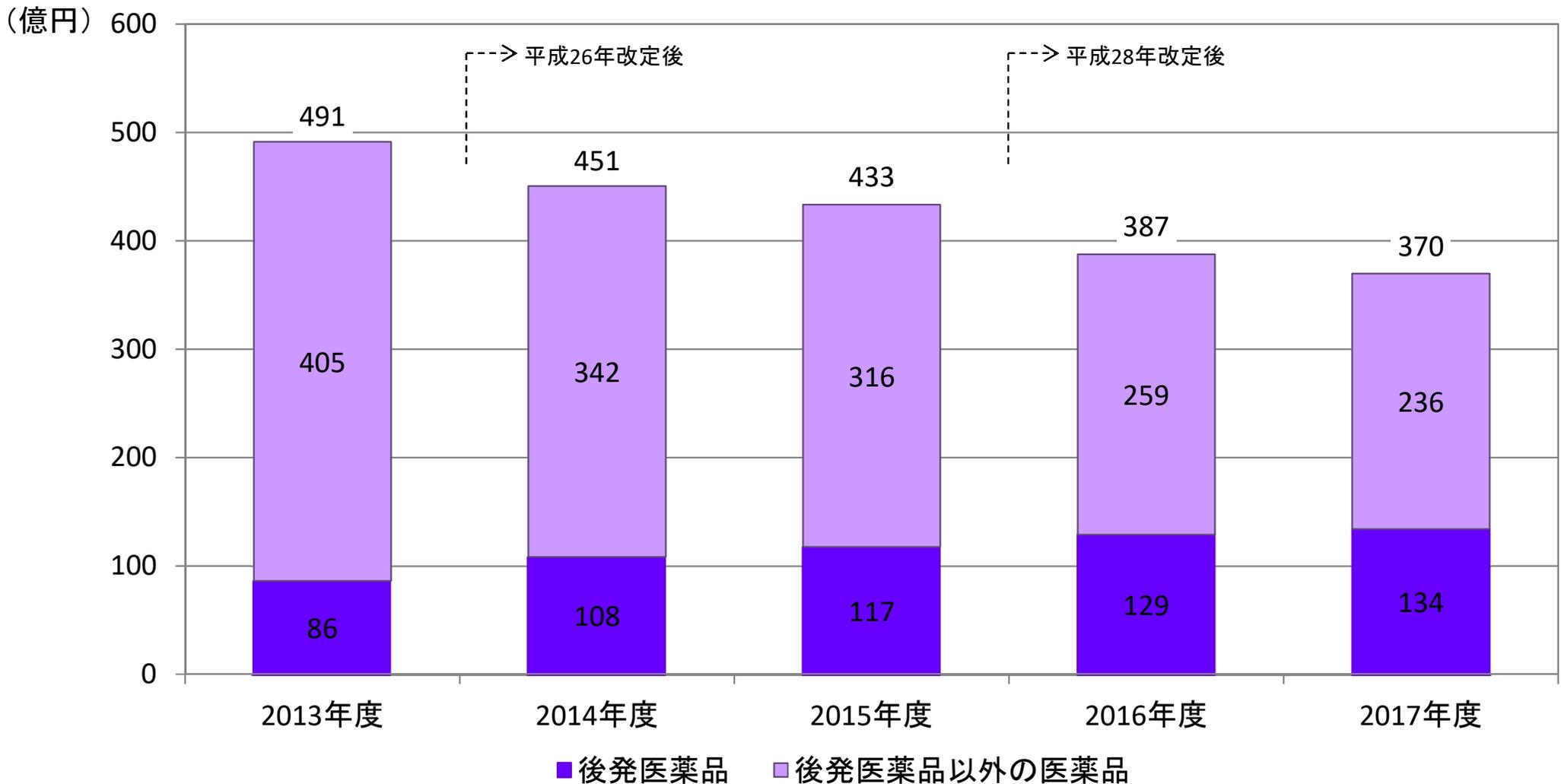
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 各都道府県の地域差指数(年齢調整後)の全国平均からの乖離「地域差指数(年齢調整後) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

## ベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の薬剤料の推移

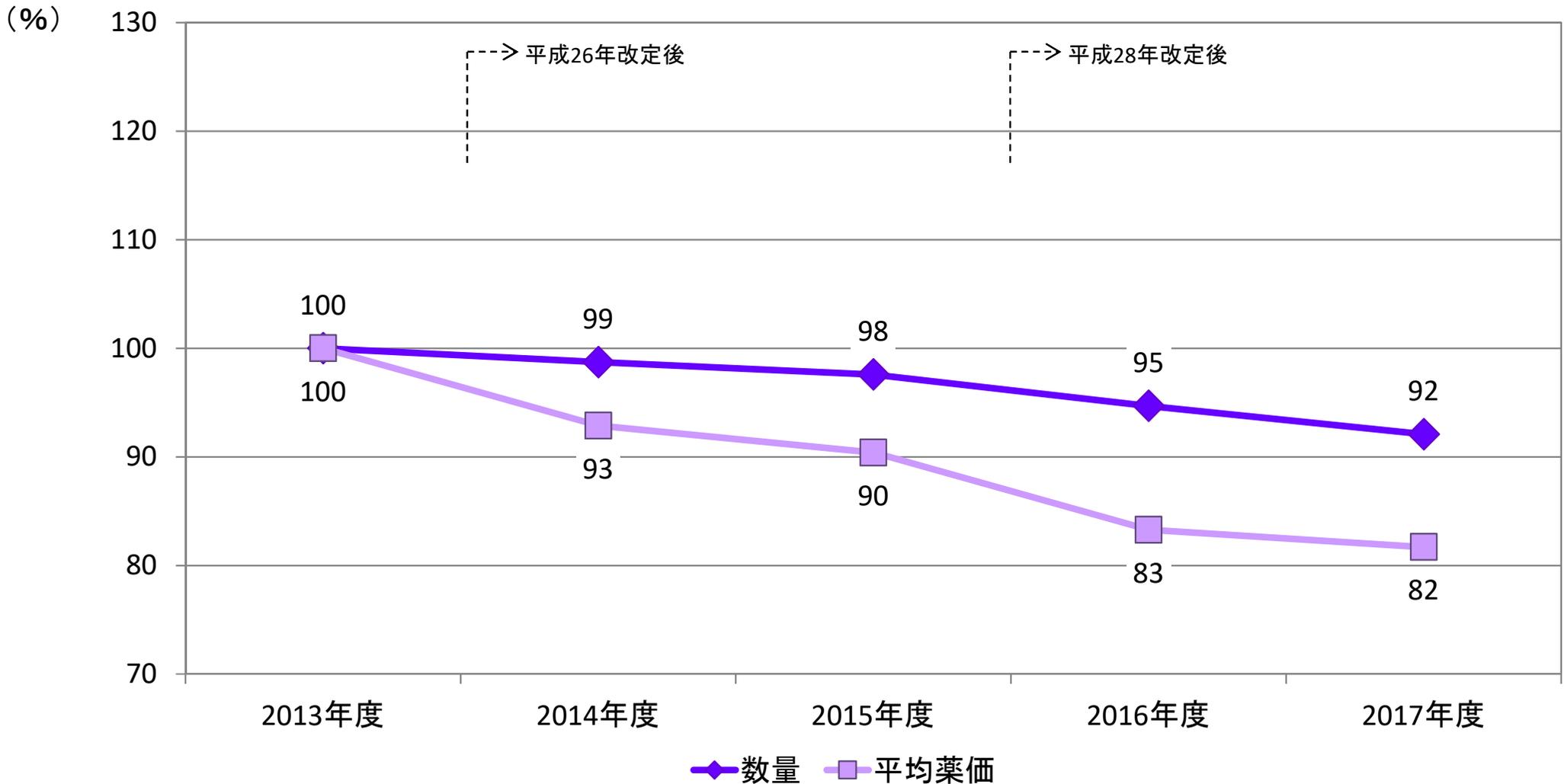
○ 2013年度以降のベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあるが、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

# ベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の数量と平均薬価は、どちらも低下傾向にある。



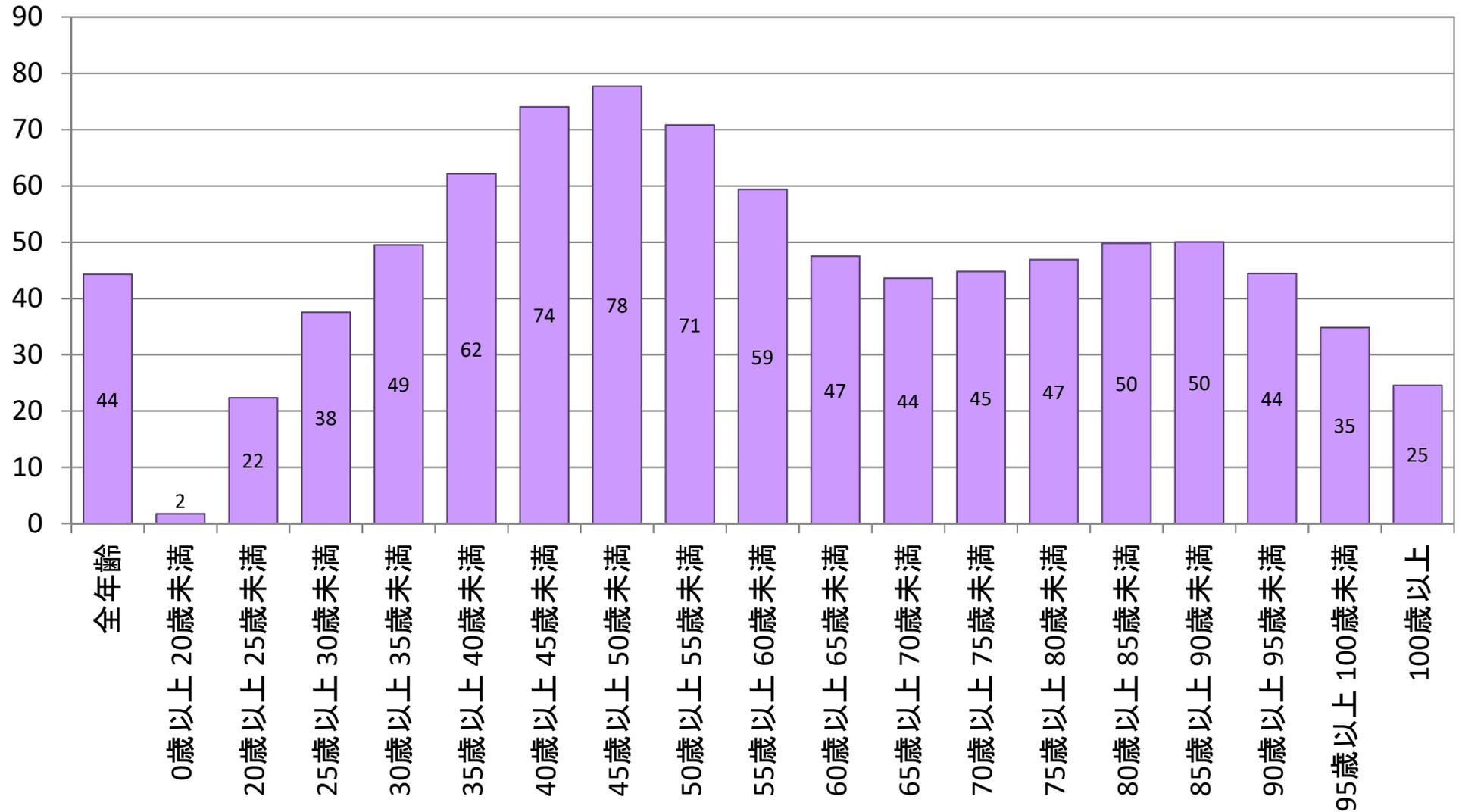
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

# 年齢階級別処方箋 1 枚当たりベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の 薬剤料（2017年度）

(円)



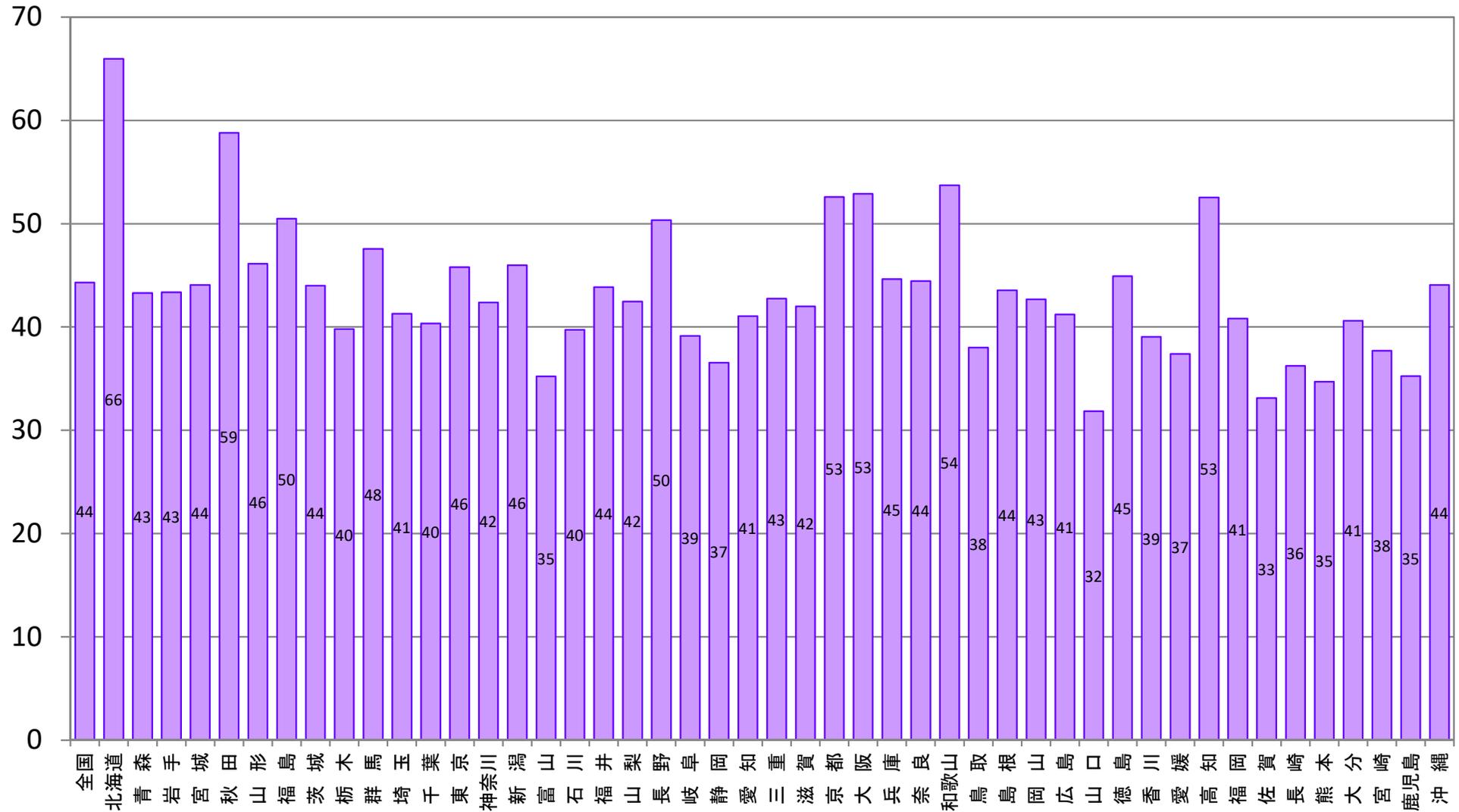
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋 1枚当たりベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の 薬剤料（2017年度）

(円)

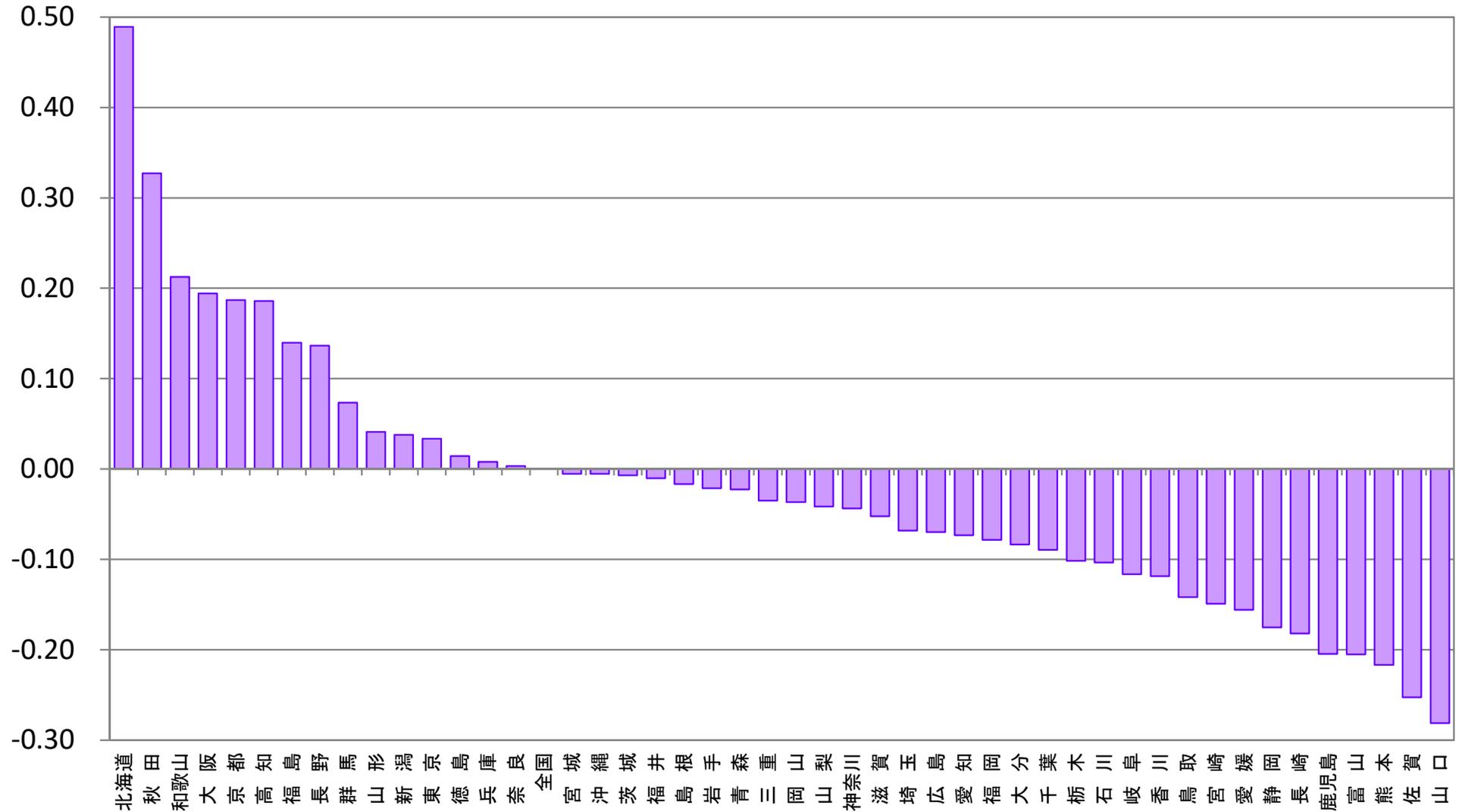


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

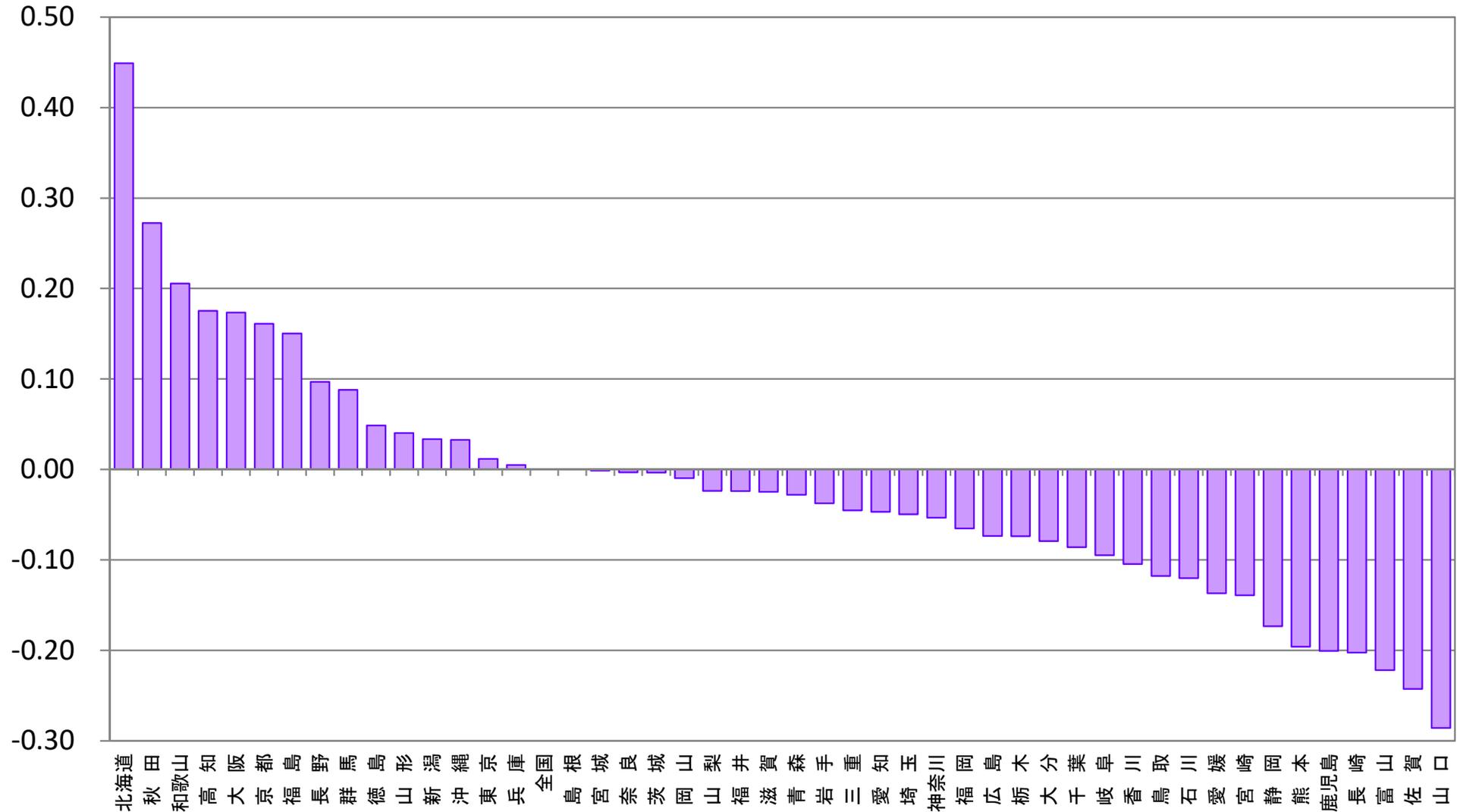
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋 1 枚当たりベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

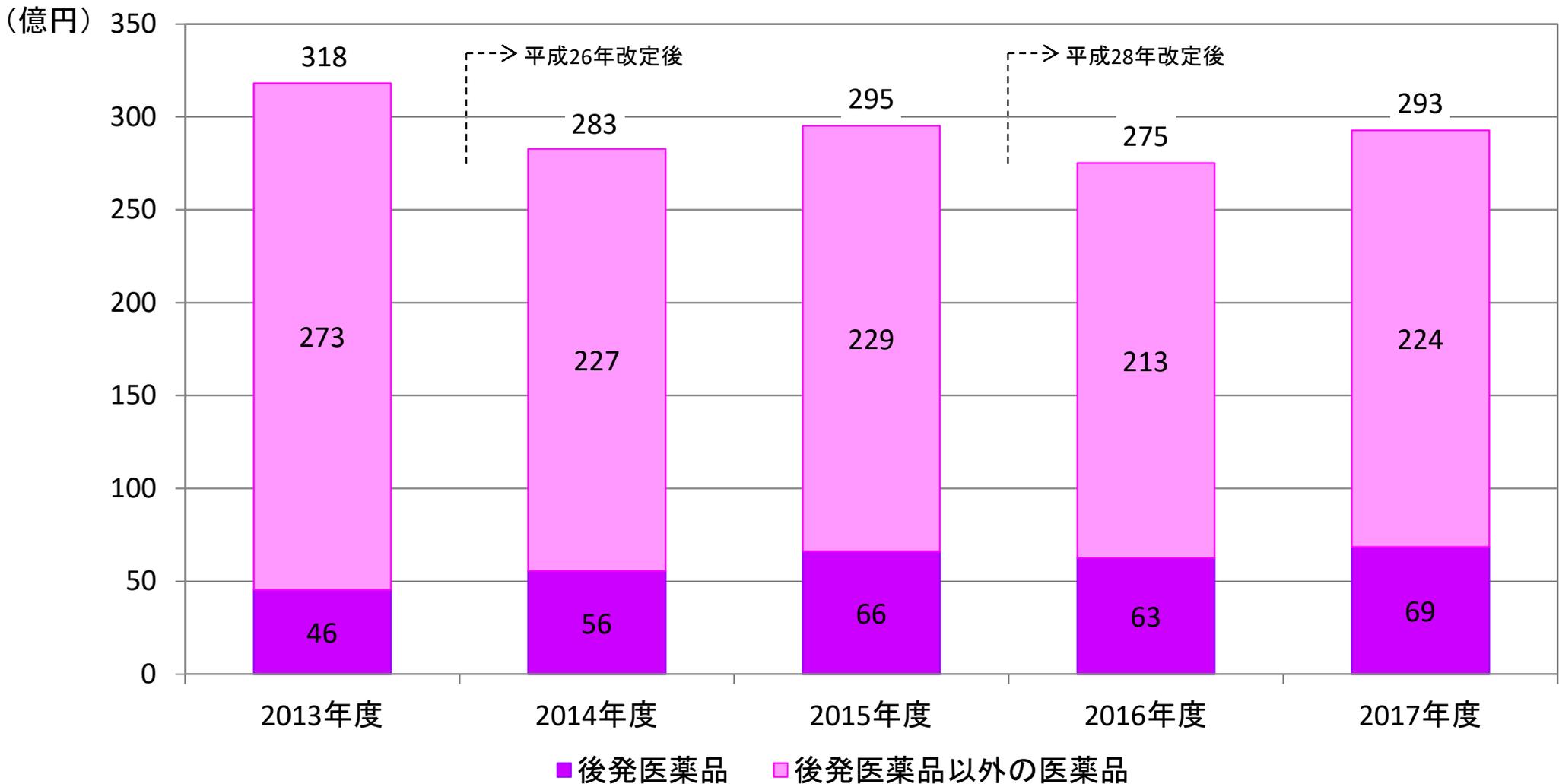
# 都道府県別処方箋 1 枚当たりベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

## 非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の薬剤料の推移

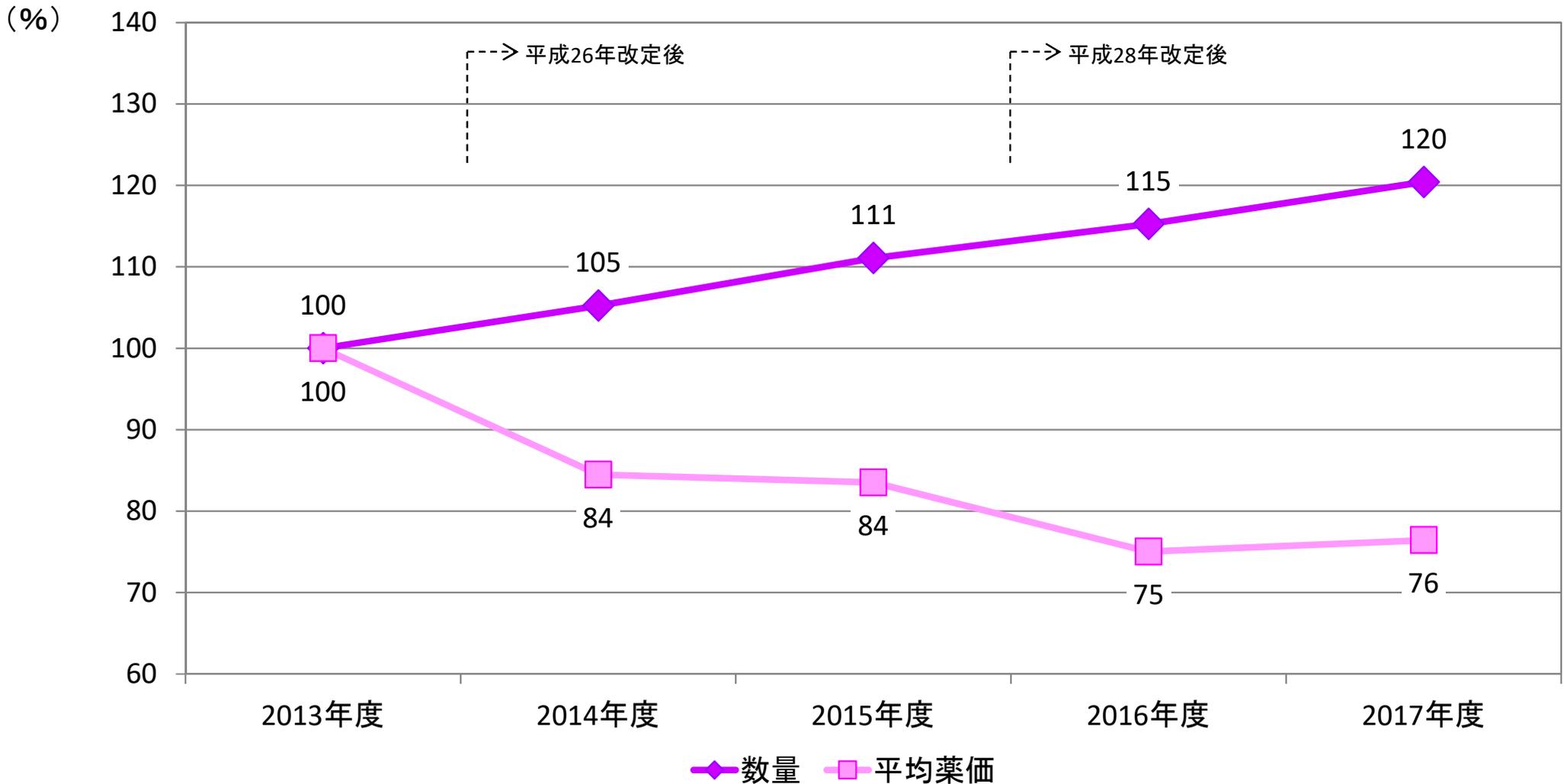
○ 2013年度以降の非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品のどちらも上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

## 非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は低下傾向にある。



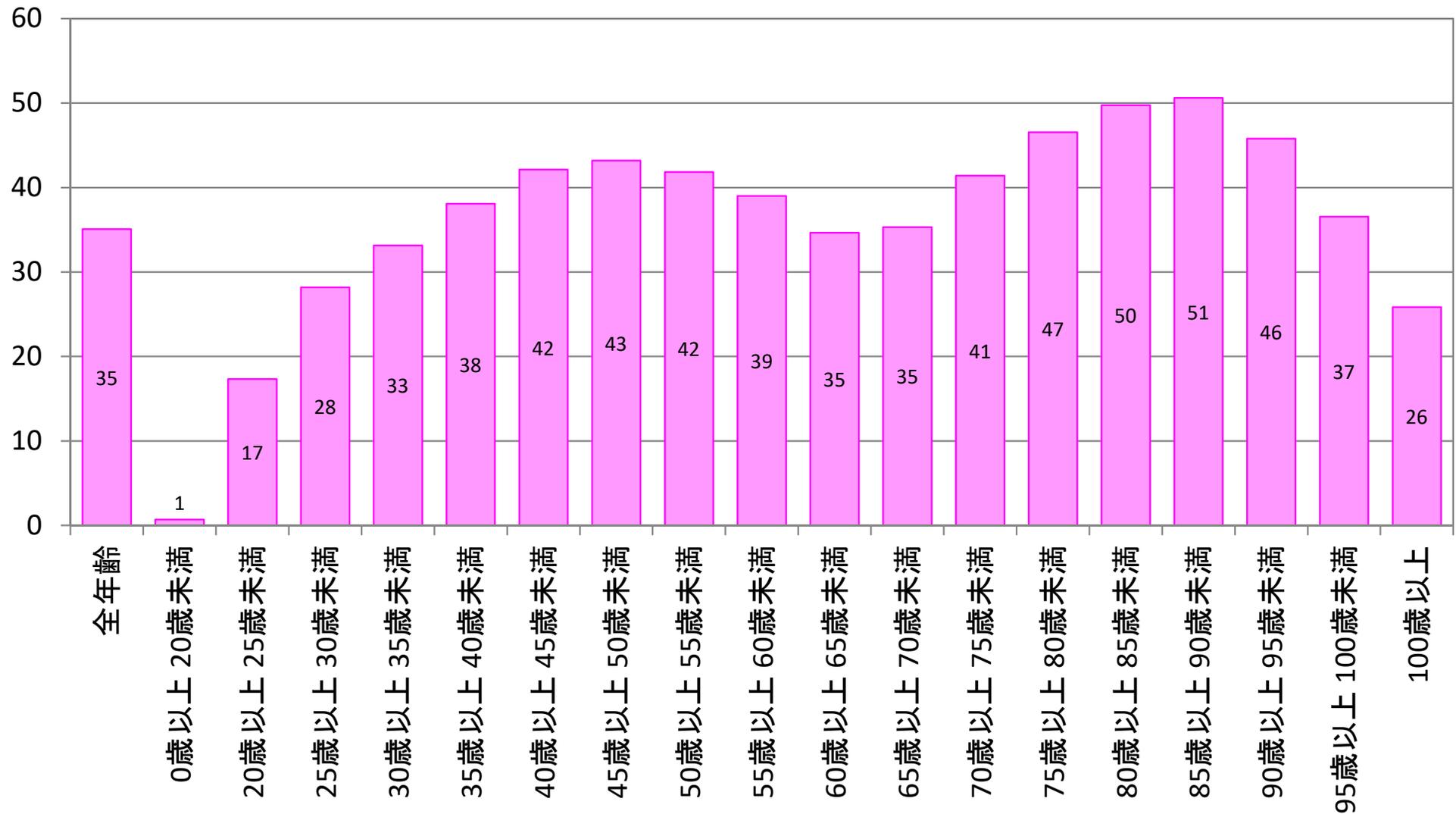
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

# 年齢階級別処方箋1枚当たり非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の 薬剤料（2017年度）

(円)



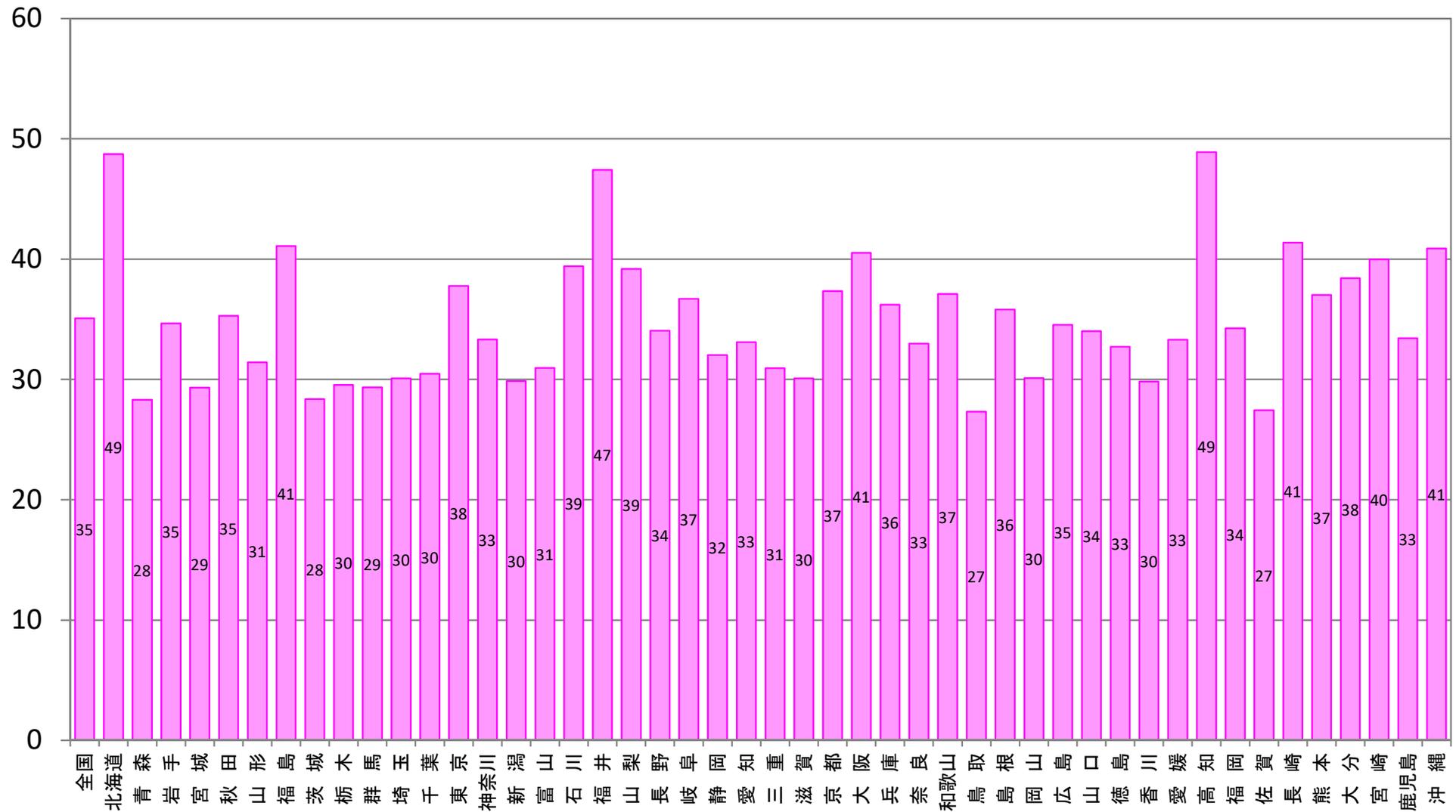
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の 薬剤料（2017年度）

(円)

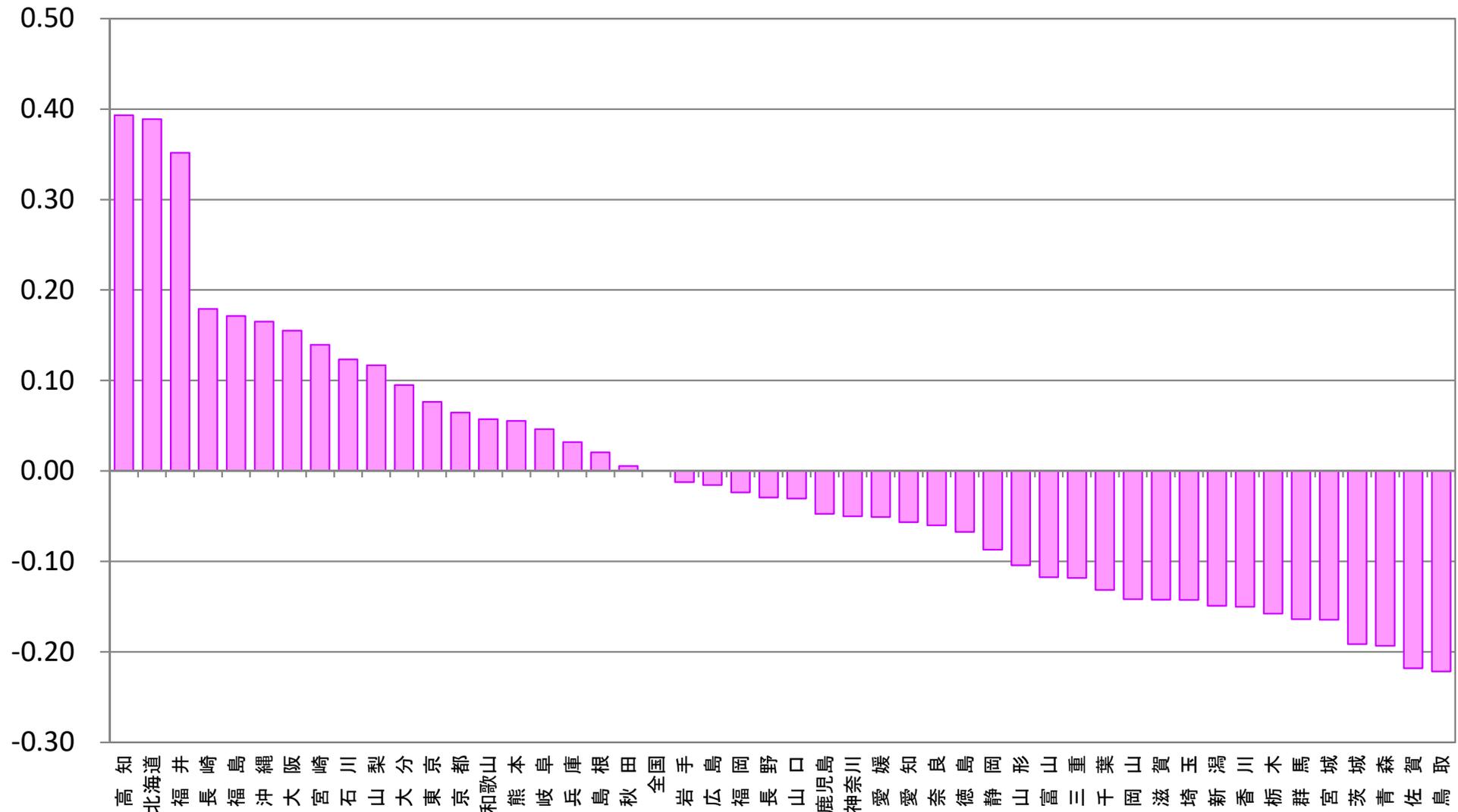


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



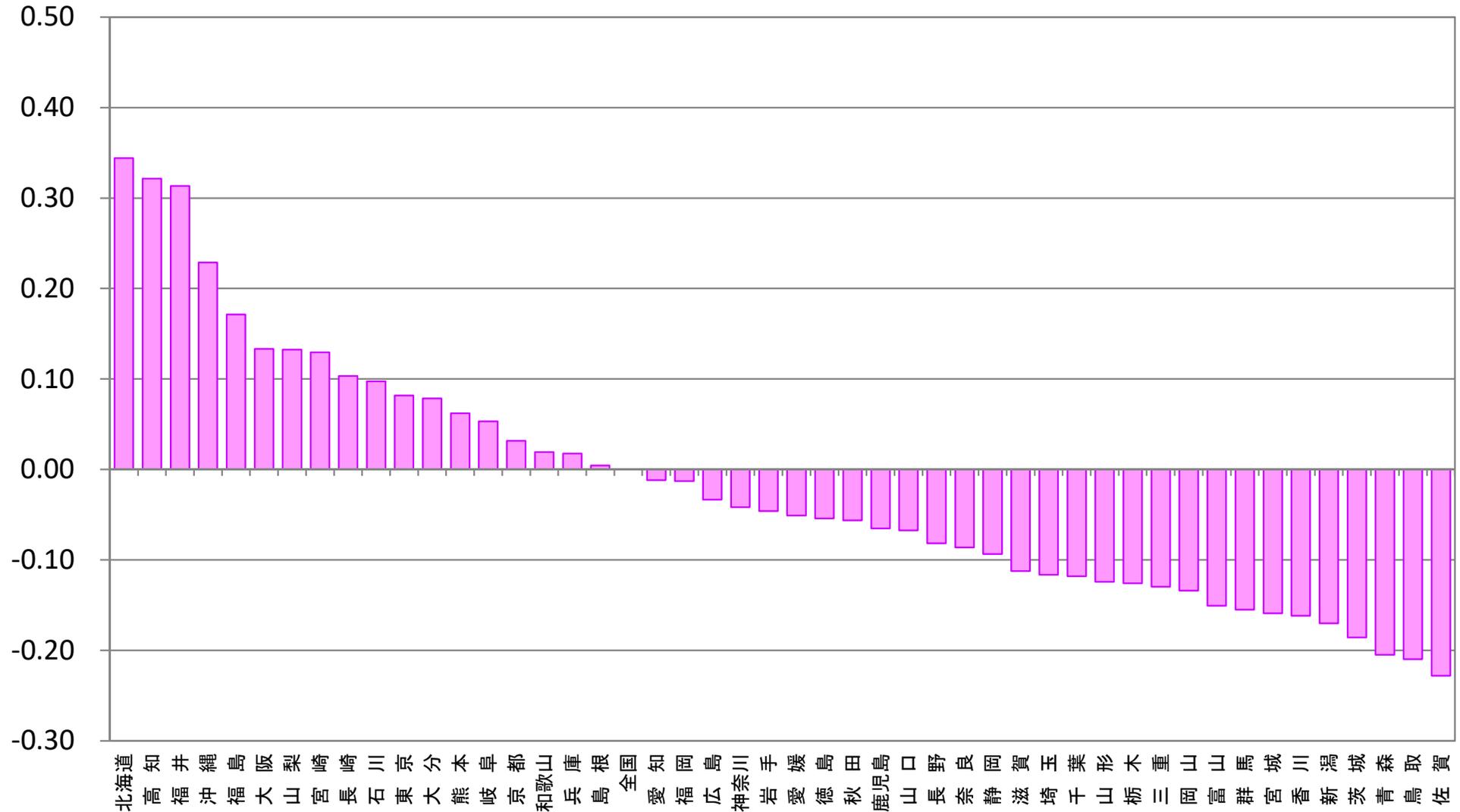
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

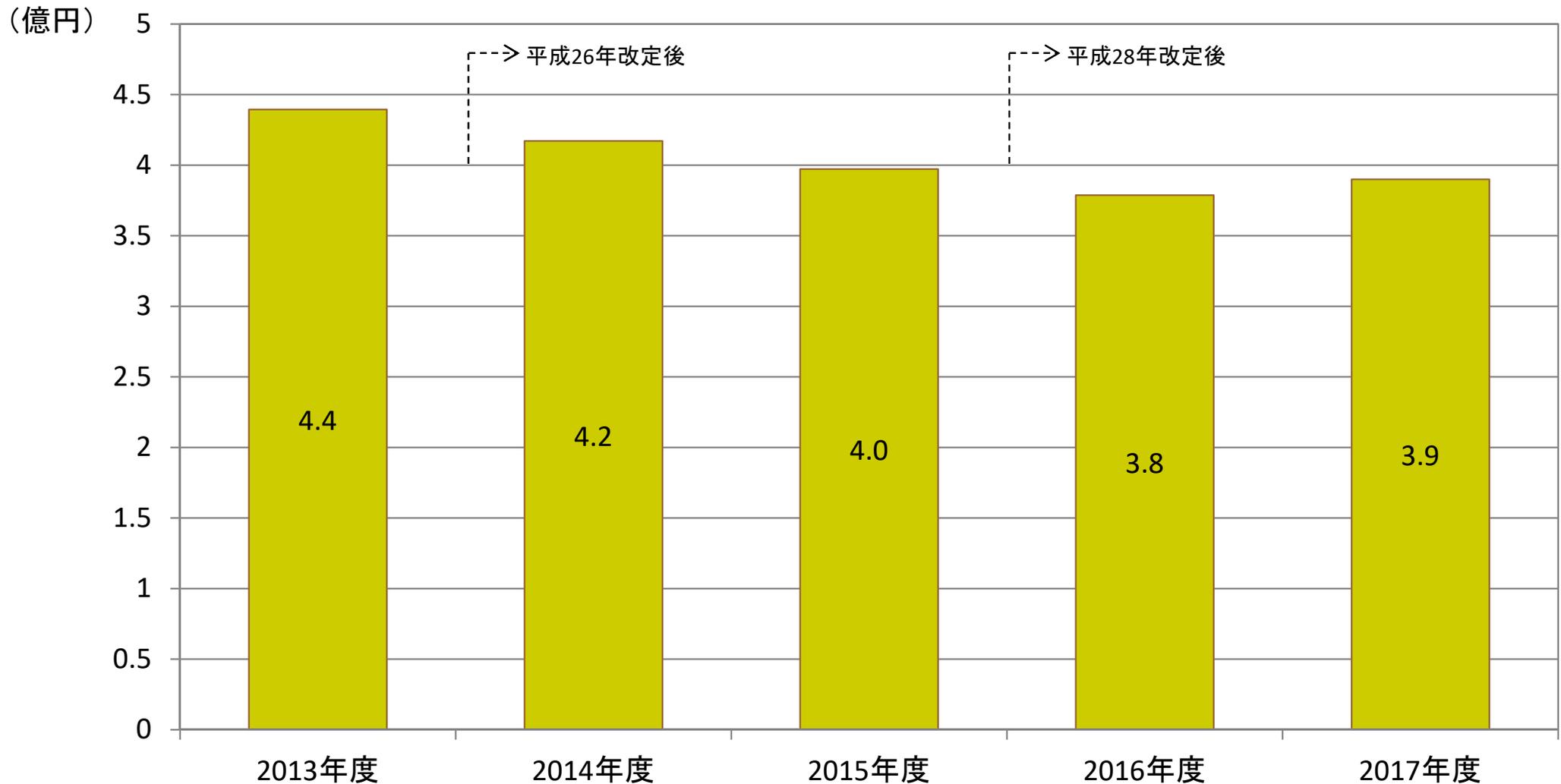
# 都道府県別処方箋1枚当たり非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

## バルビツール系睡眠薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降のバルビツール系睡眠薬の薬剤料の推移を見ると、おおむね減少傾向にあるが、2017年度は若干増加している。

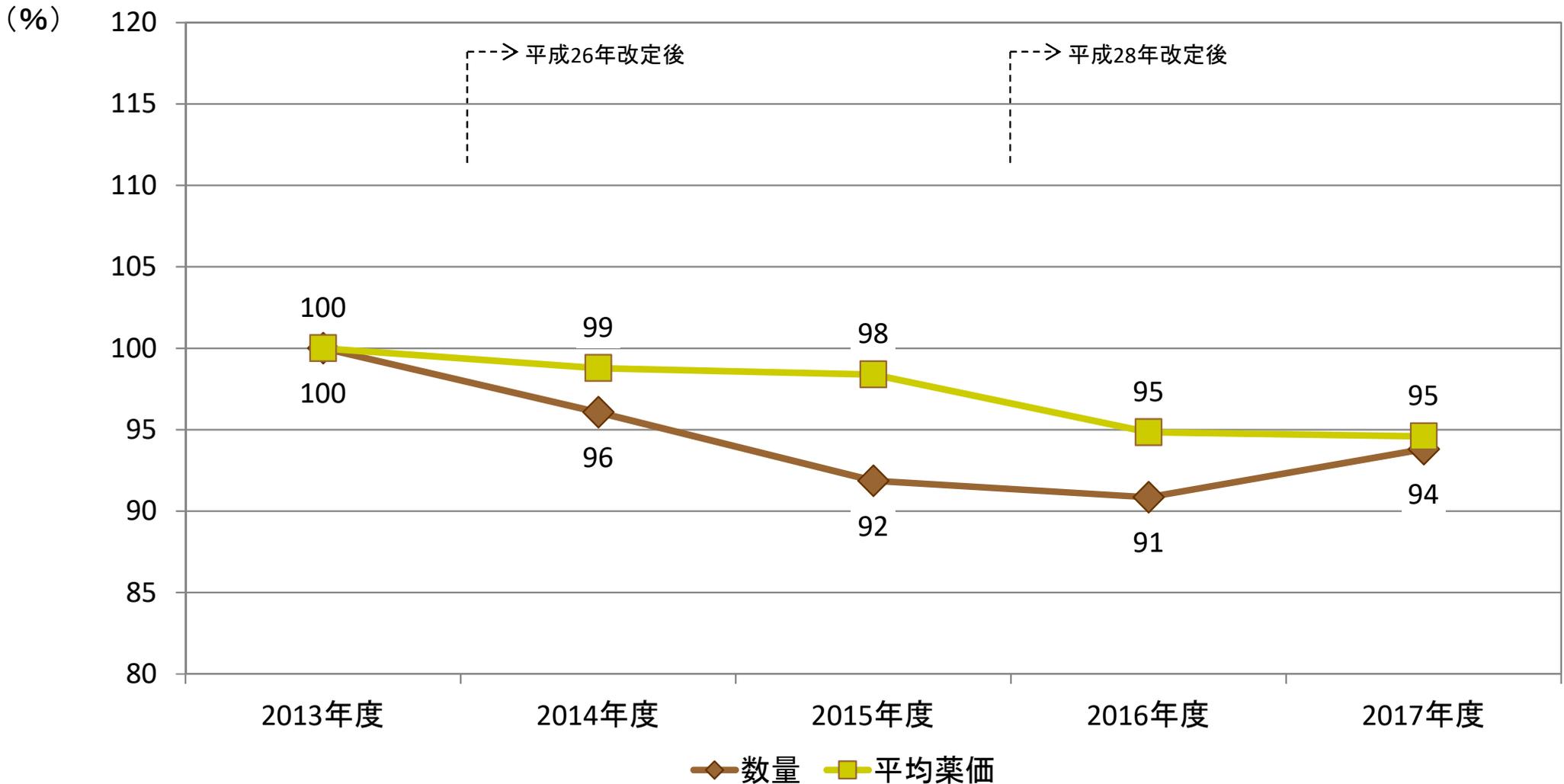


注1) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注2) バルビツール系睡眠薬には該当する後発医薬品が存在しない。

## バルビツール系睡眠薬の数量と平均薬価の推移

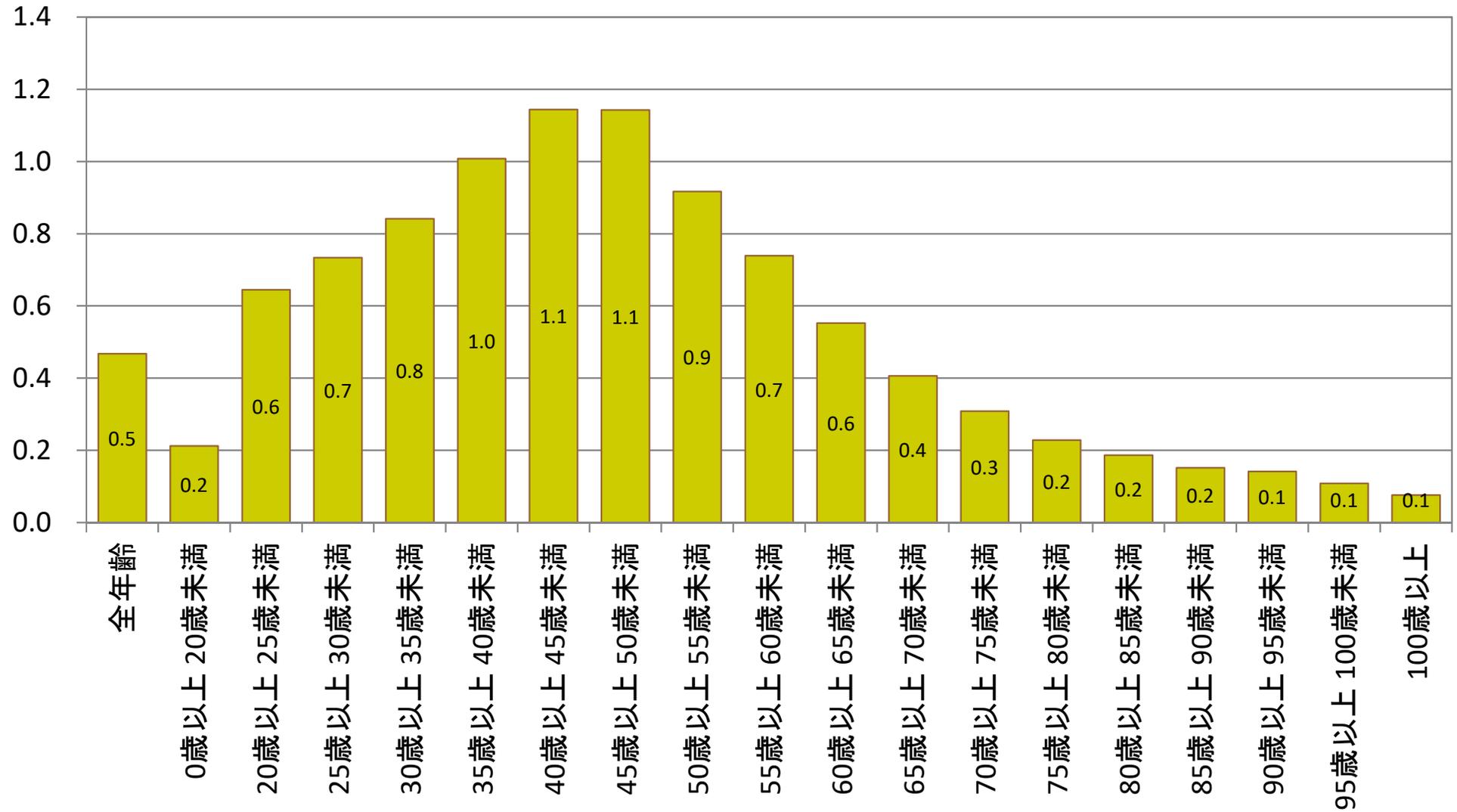
○ 2013年度以降のバルビツール系睡眠薬の数量と平均薬価の推移を見ると、平均薬価は低下傾向にあり、数量もおおむね低下傾向にある。



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。  
注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。  
注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

# 年齢階級別処方箋 1 枚当たりバルビツール系睡眠薬の 薬剤料（2017年度）

(円)



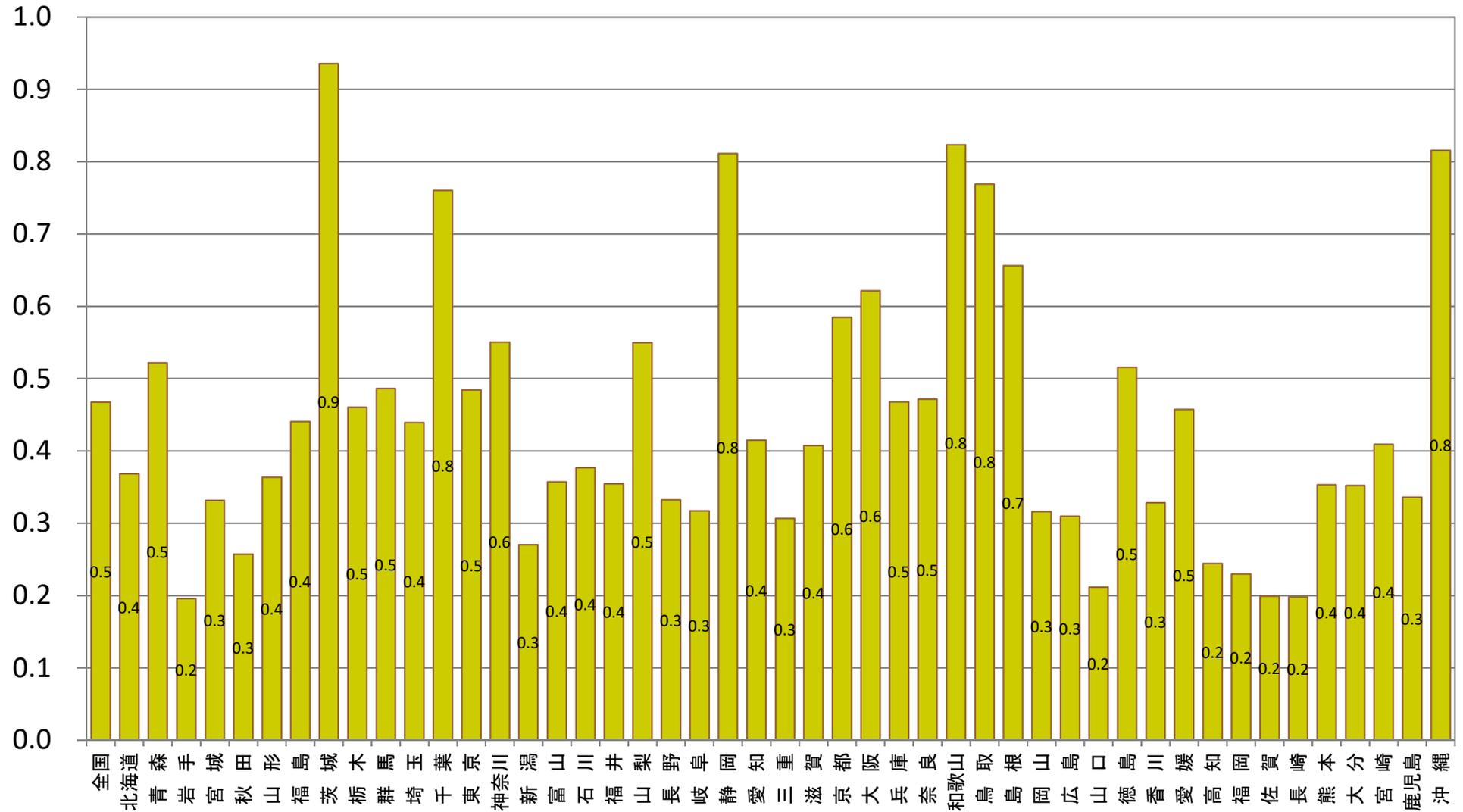
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋 1 枚当たりバルビツール系睡眠薬の 薬剤料（2017年度）

(円)

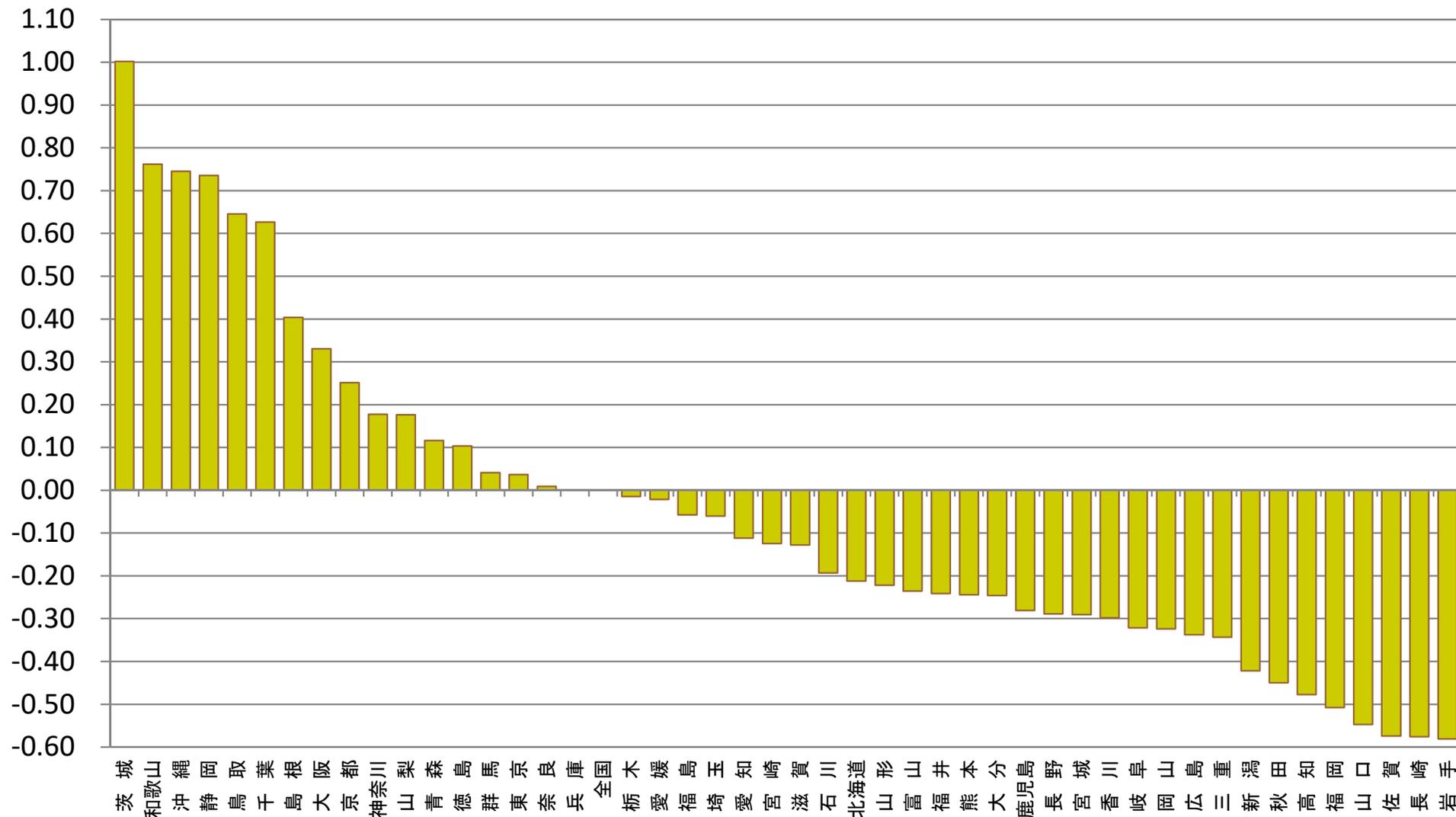


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

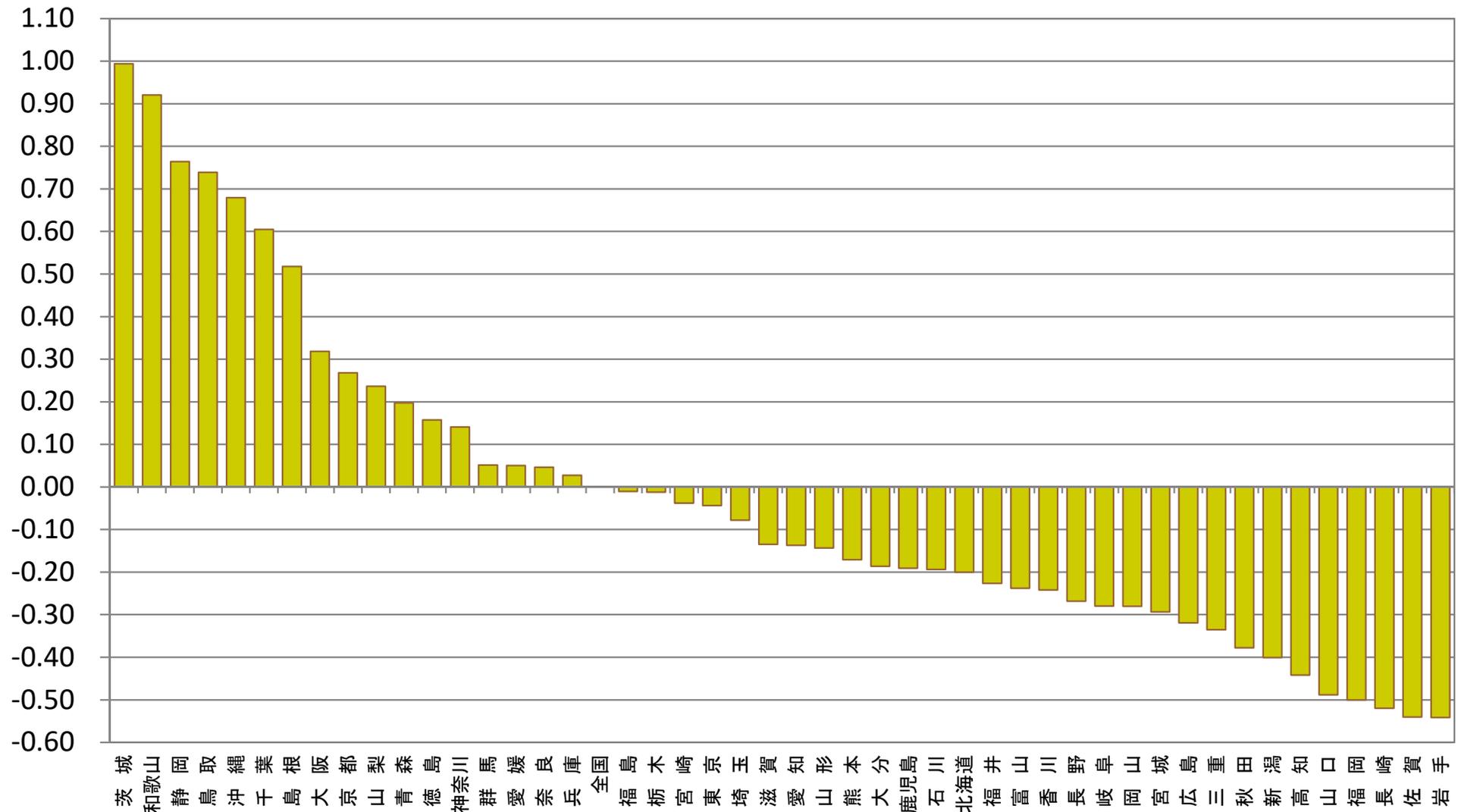
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たりバルビツール系睡眠薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

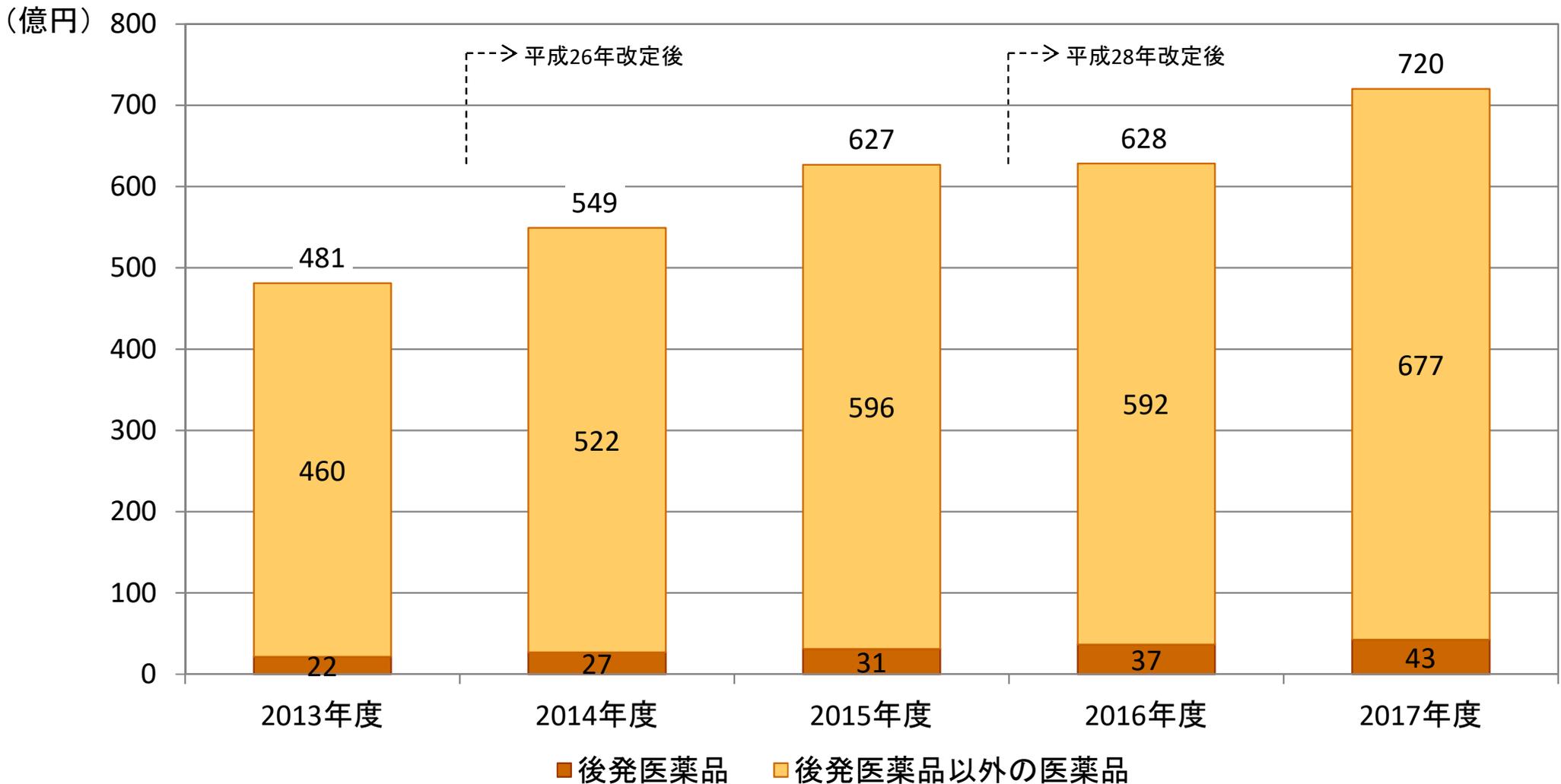
# 都道府県別処方箋1枚当たりバルビツール系睡眠薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

## 抗てんかん剤の薬剤料の推移

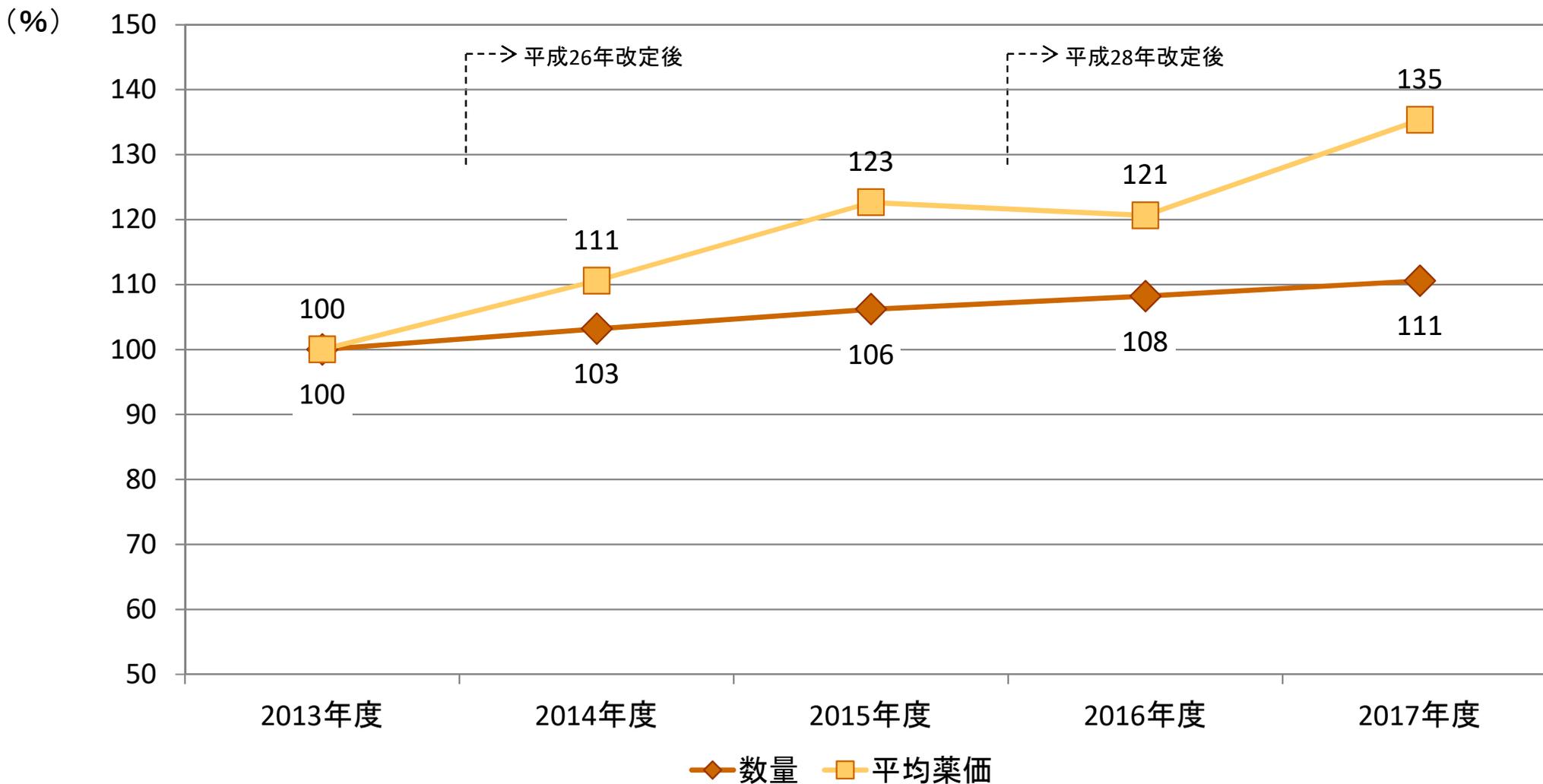
○ 2013年度以降の抗てんかん剤の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品のどちらも増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

## 抗てんかん剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗てんかん剤の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも上昇傾向にある。



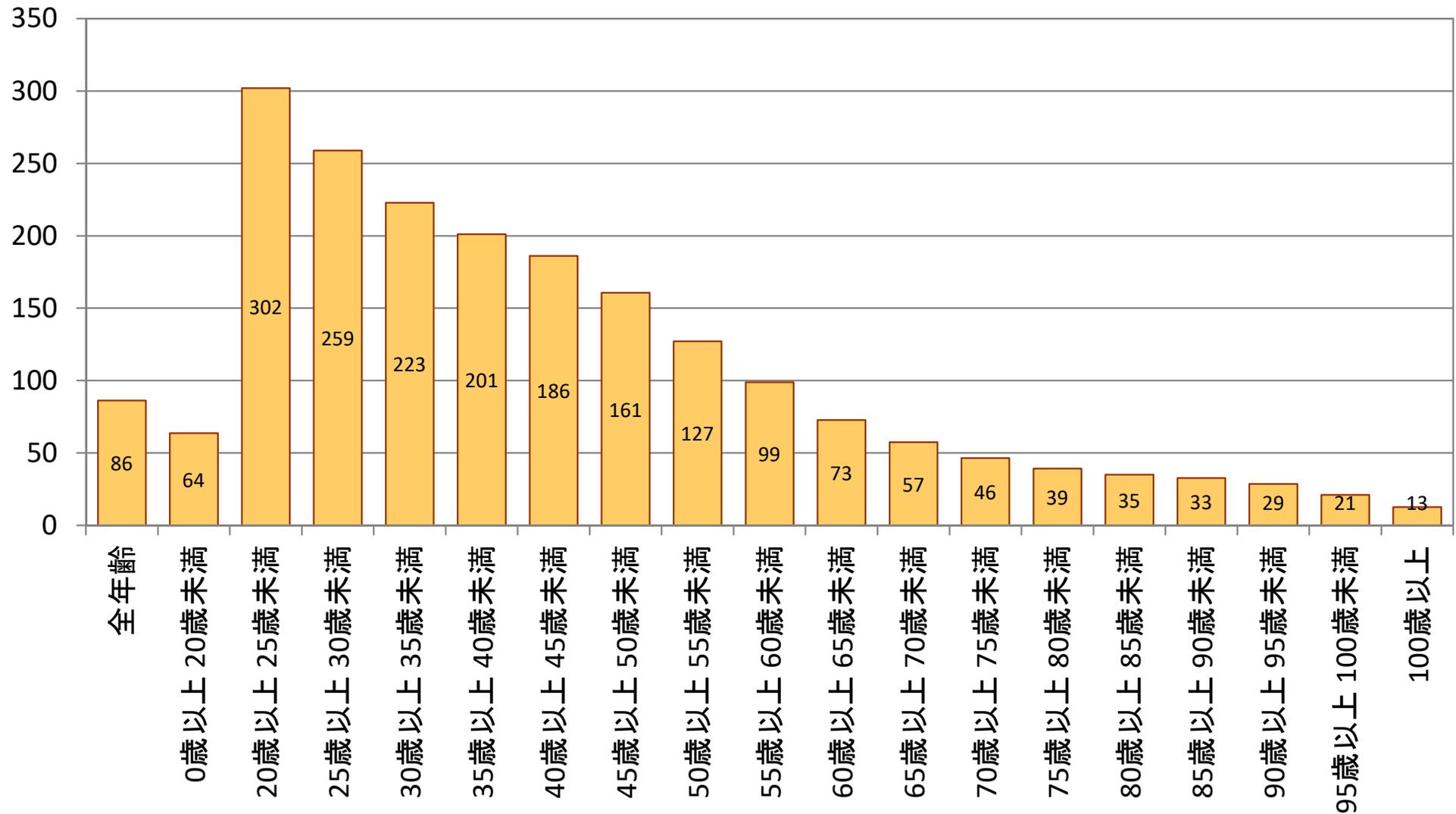
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

## 年齢階級別処方箋 1 枚当たり抗てんかん剤の 薬剤料（2017年度）

(円)



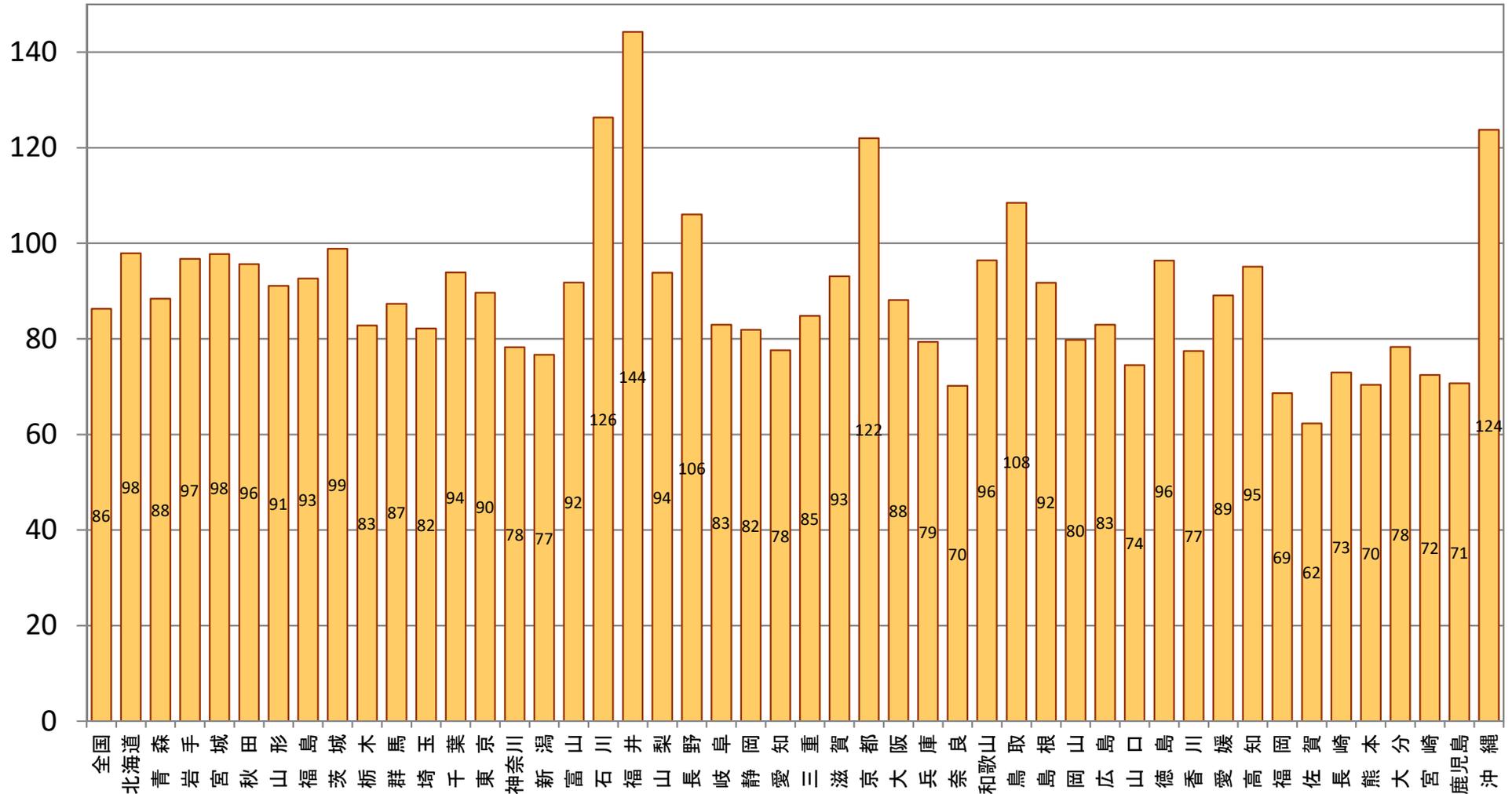
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋 1 枚当たり抗てんかん剤の 薬剤料（2017年度）

(円)

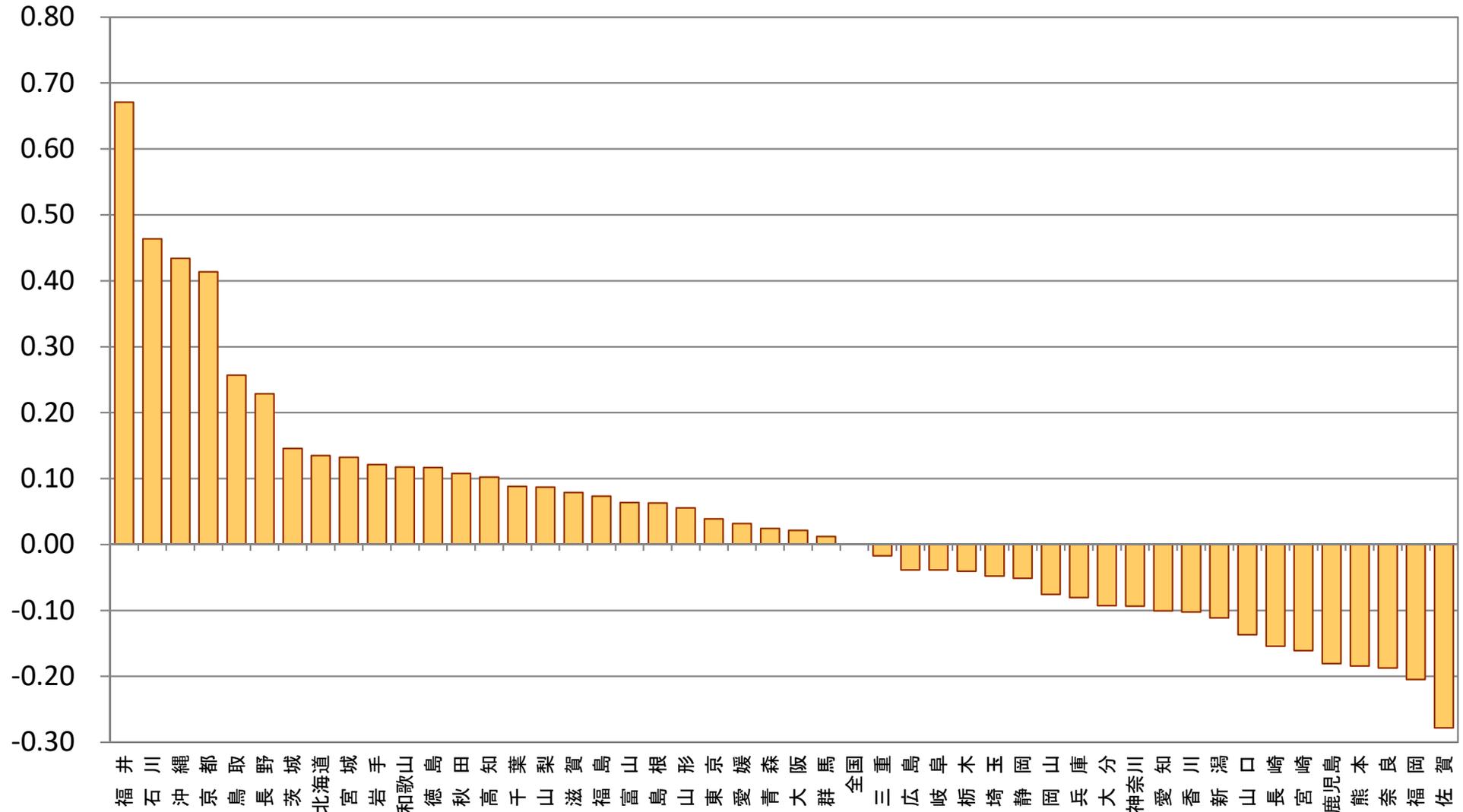


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗てんかん剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



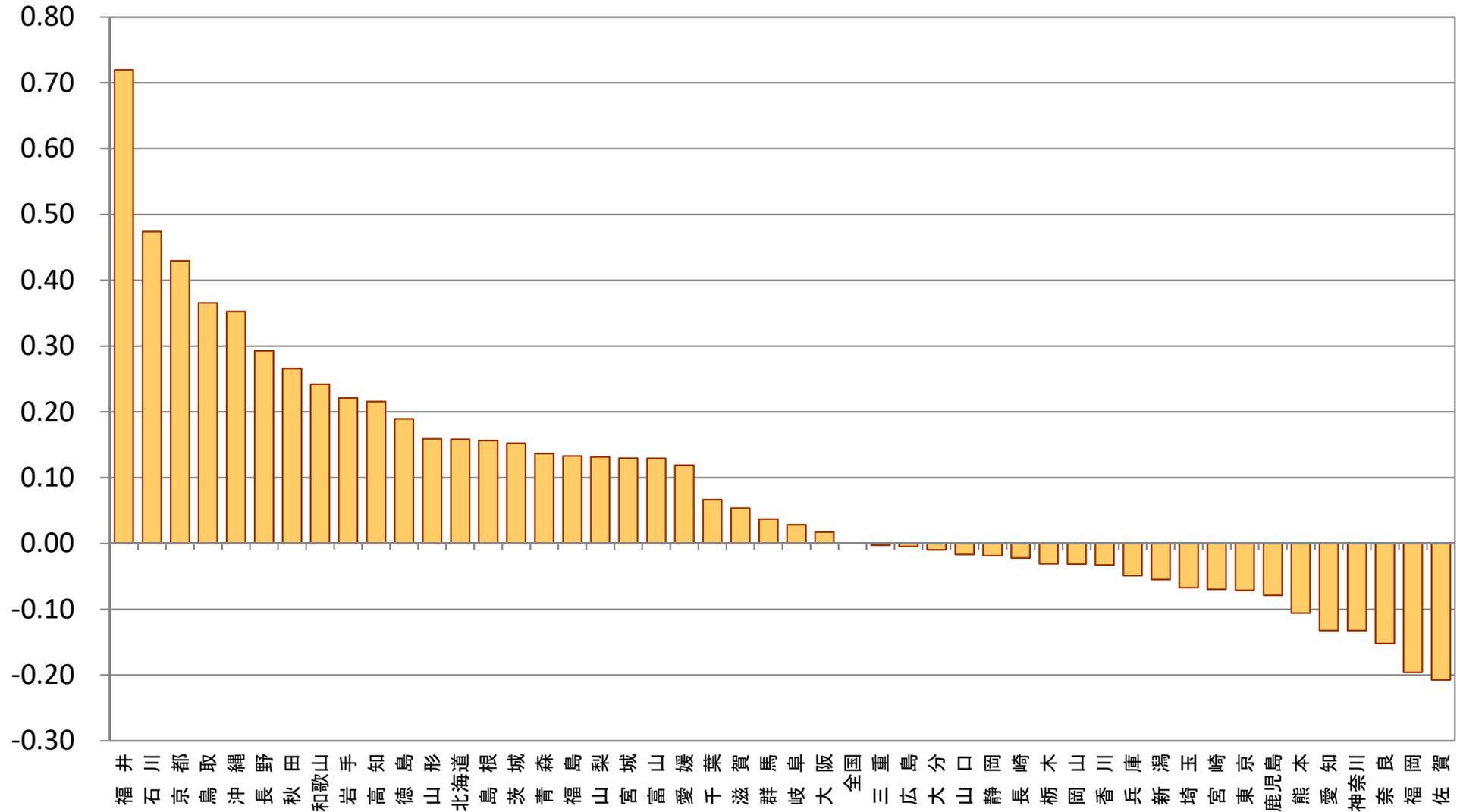
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗てんかん剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

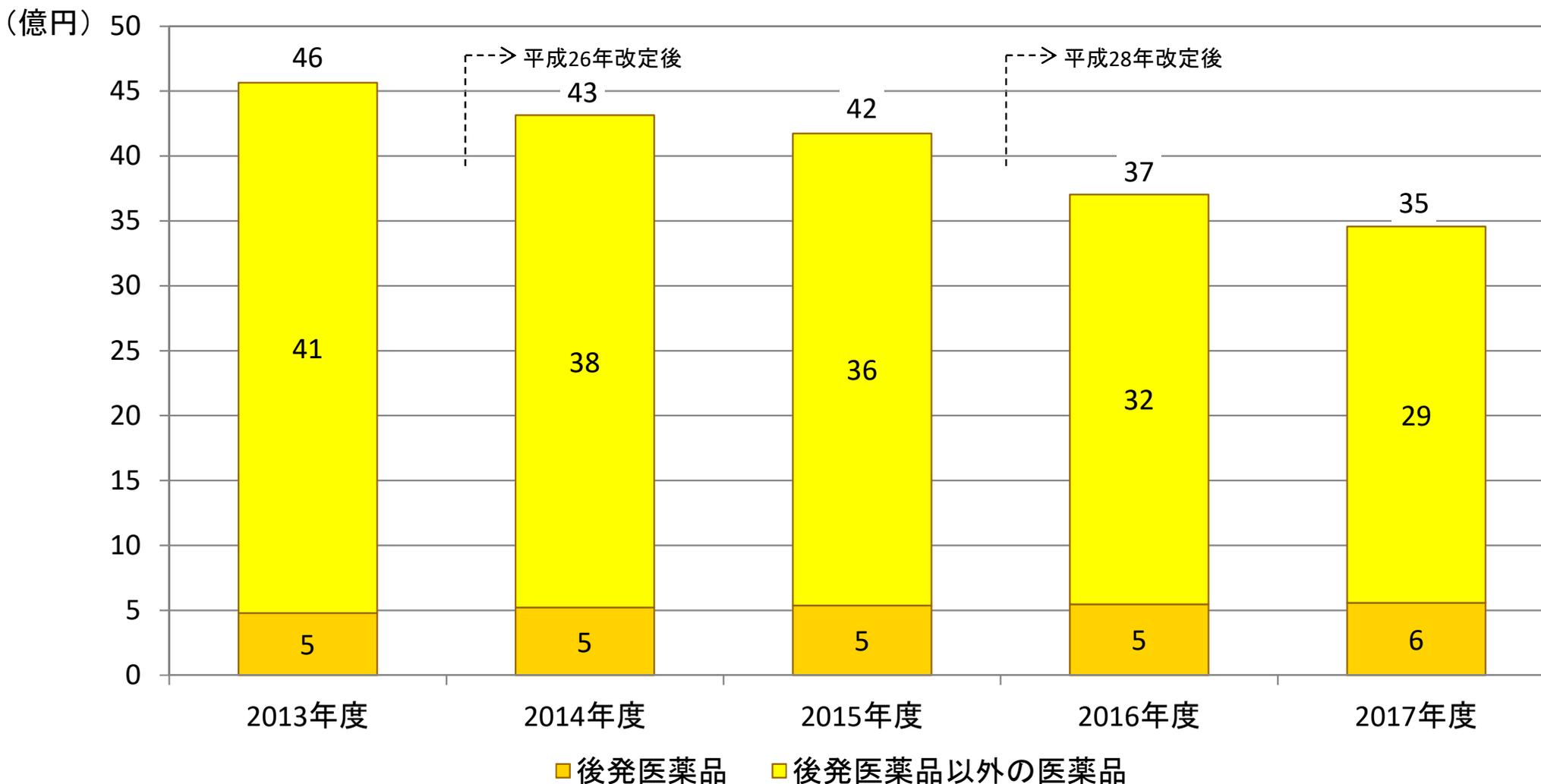
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

## 定型抗精神病薬の薬剤料の推移

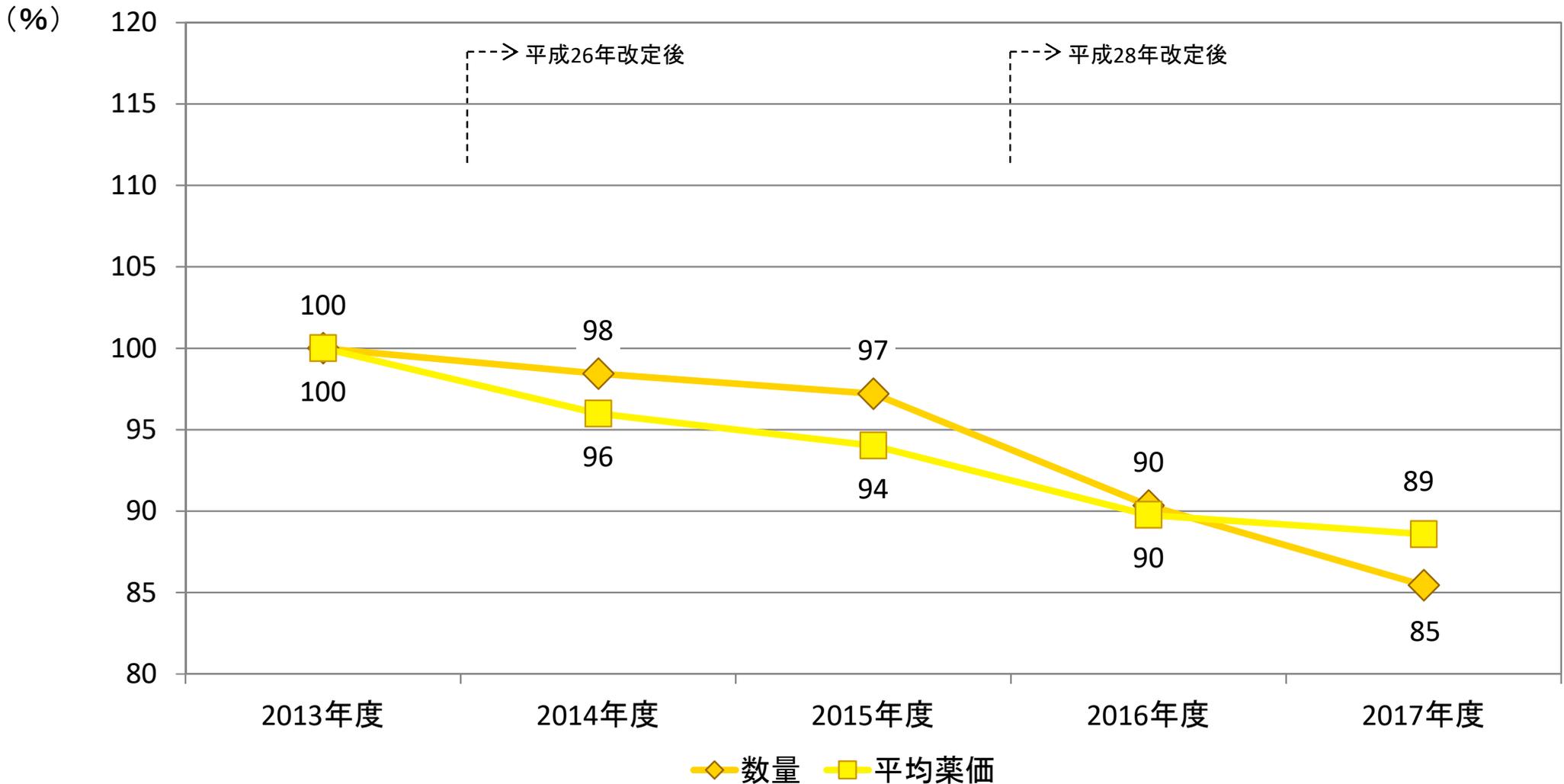
○ 2013年度以降の定型抗精神病薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料はおおむね一定となっているが、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

## 定型抗精神病薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の定型抗精神病薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向にある。



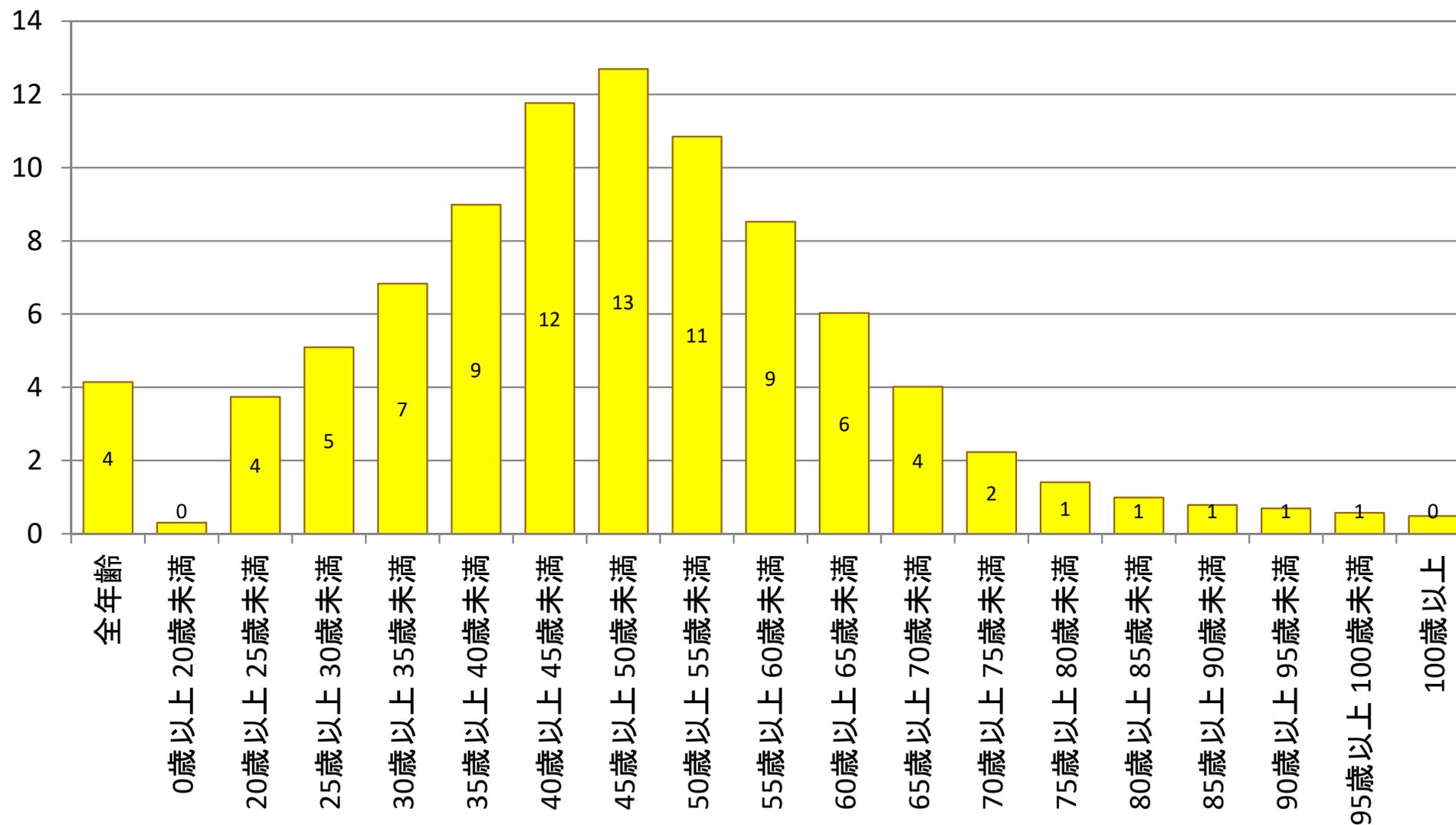
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

## 年齢階級別処方箋 1 枚当たり定型抗精神病薬の 薬剤料（2017年度）

(円)



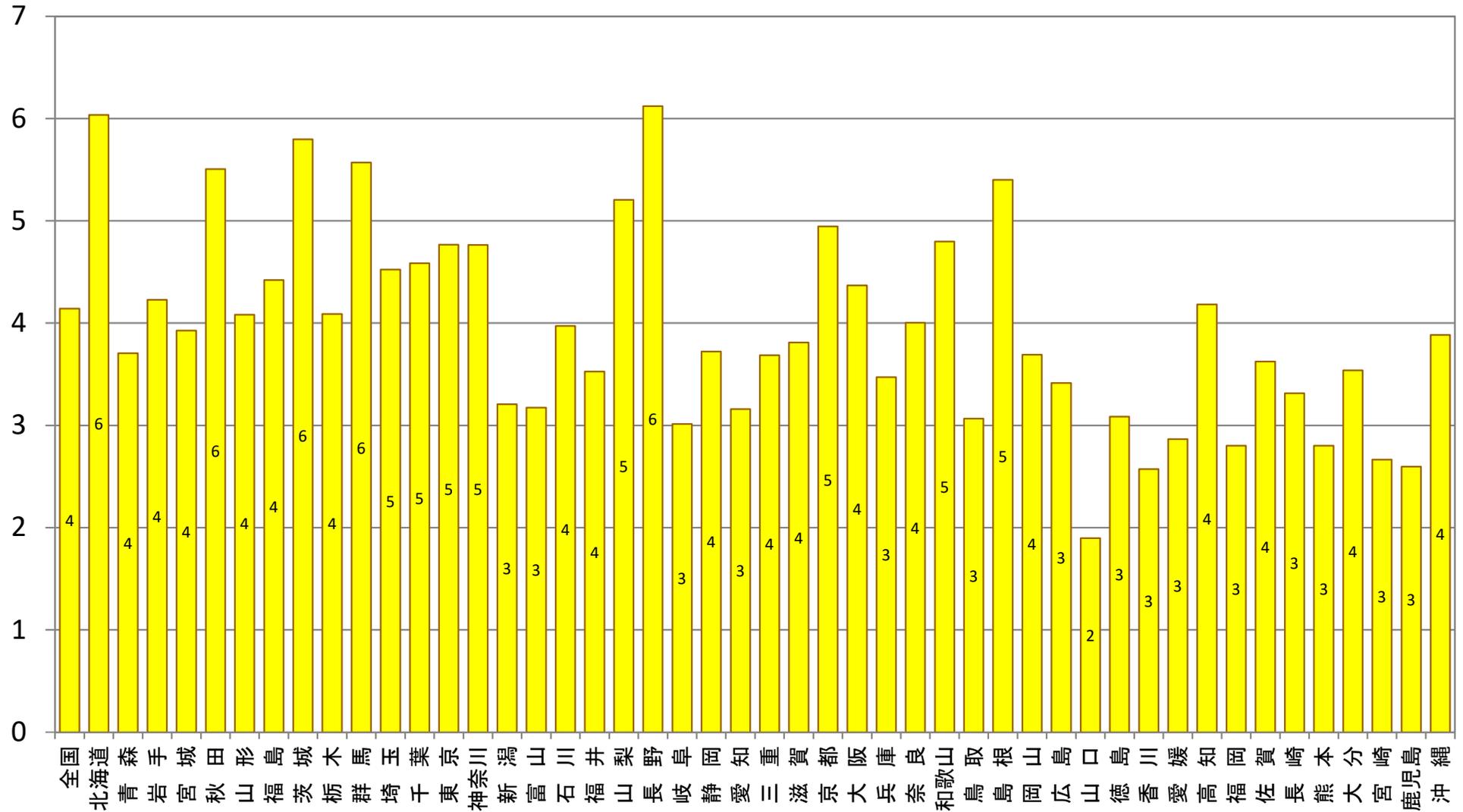
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋 1 枚当たり定型抗精神病薬の 薬剤料（2017年度）

(円)

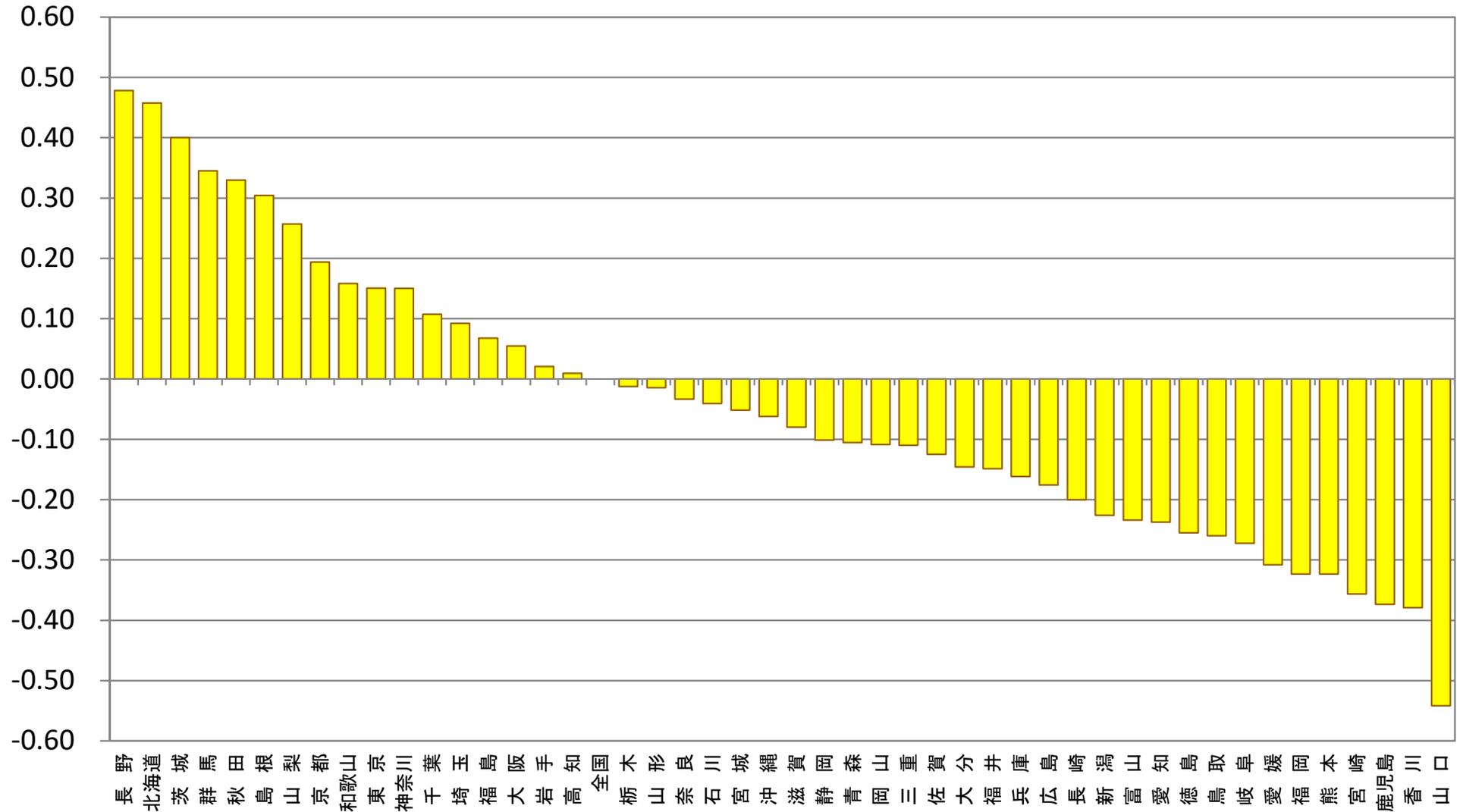


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

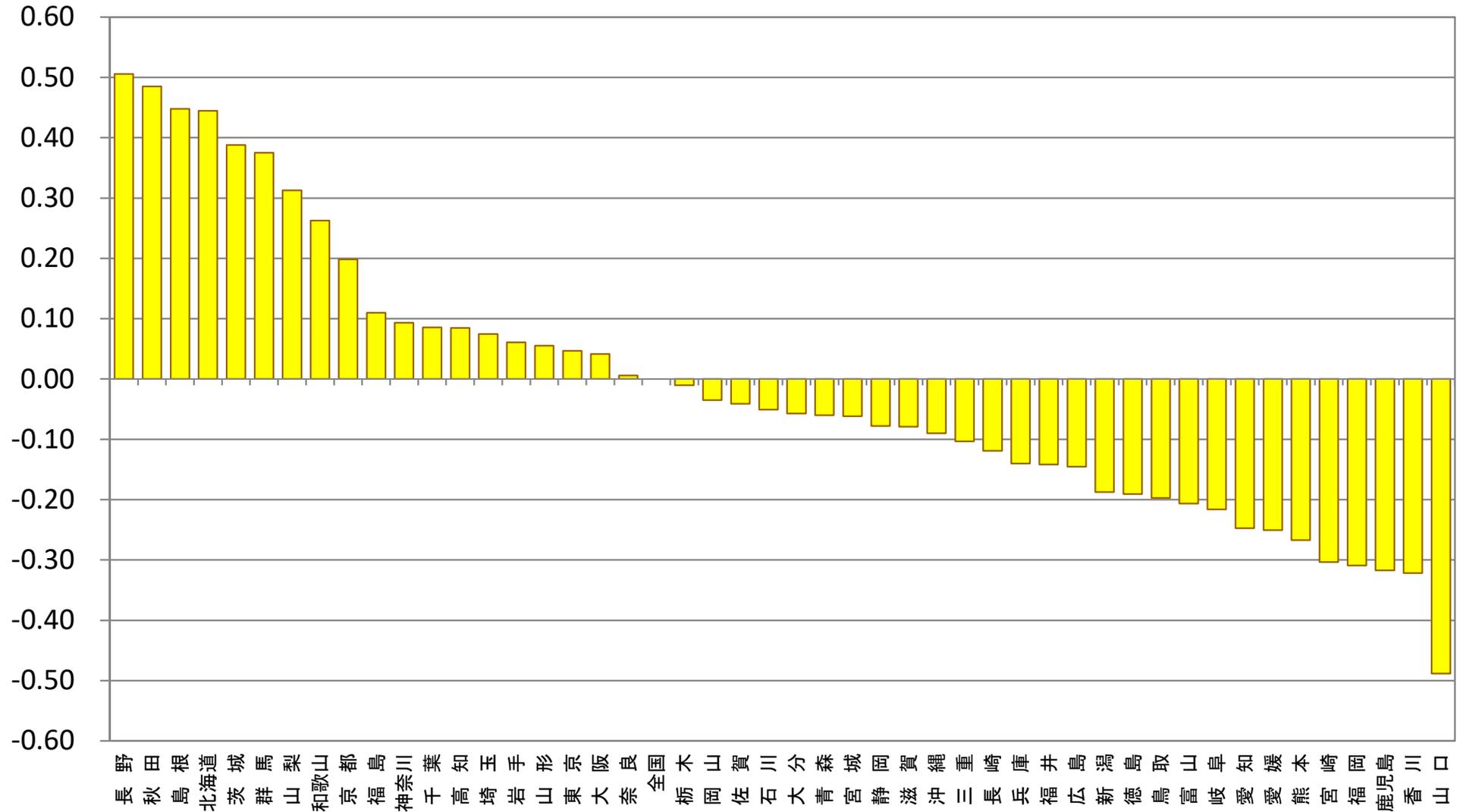
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり定型抗精神病薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

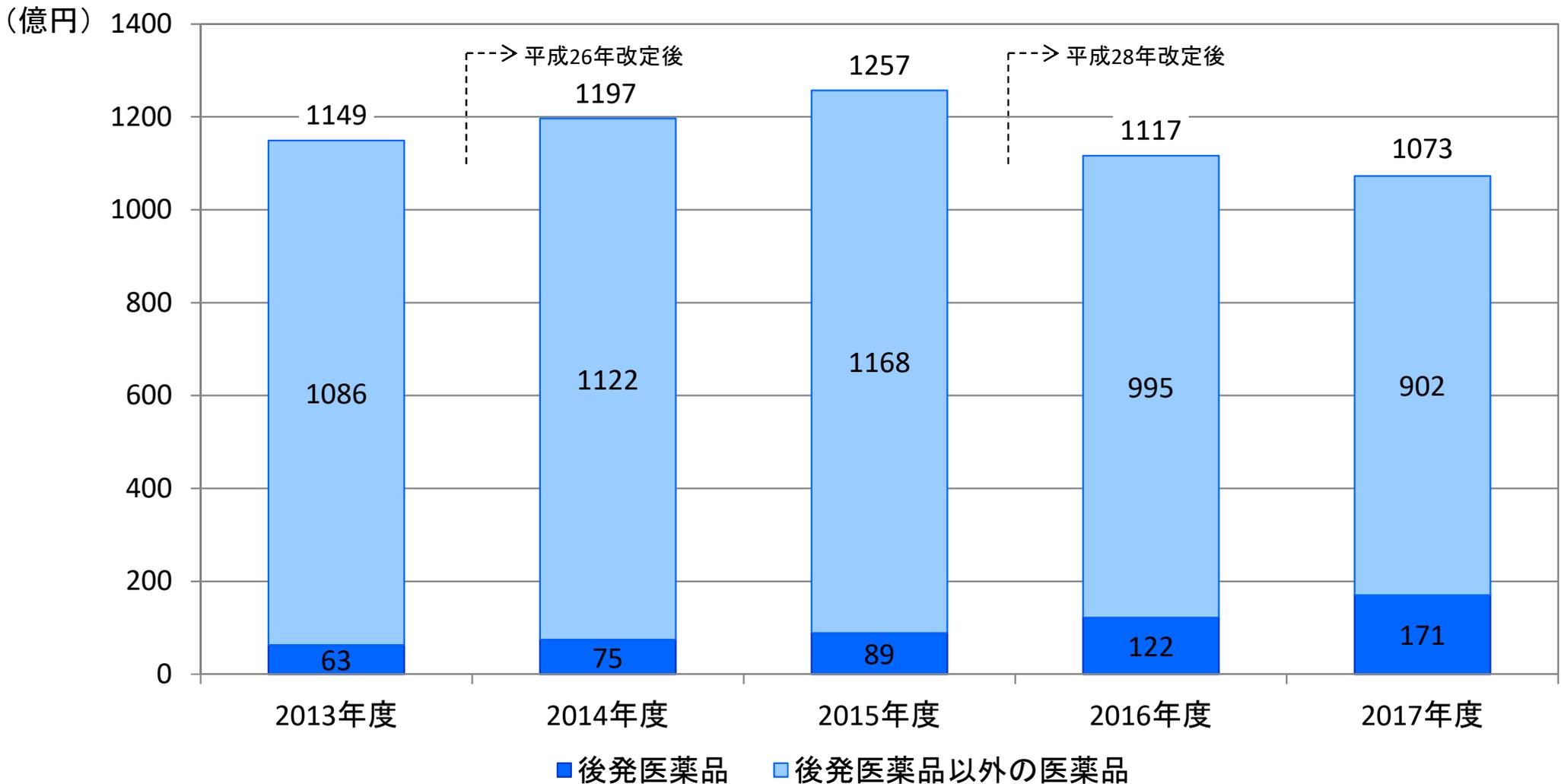
# 都道府県別処方箋1枚当たり定型抗精神病薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

## 非定型抗精神病薬の薬剤料の推移

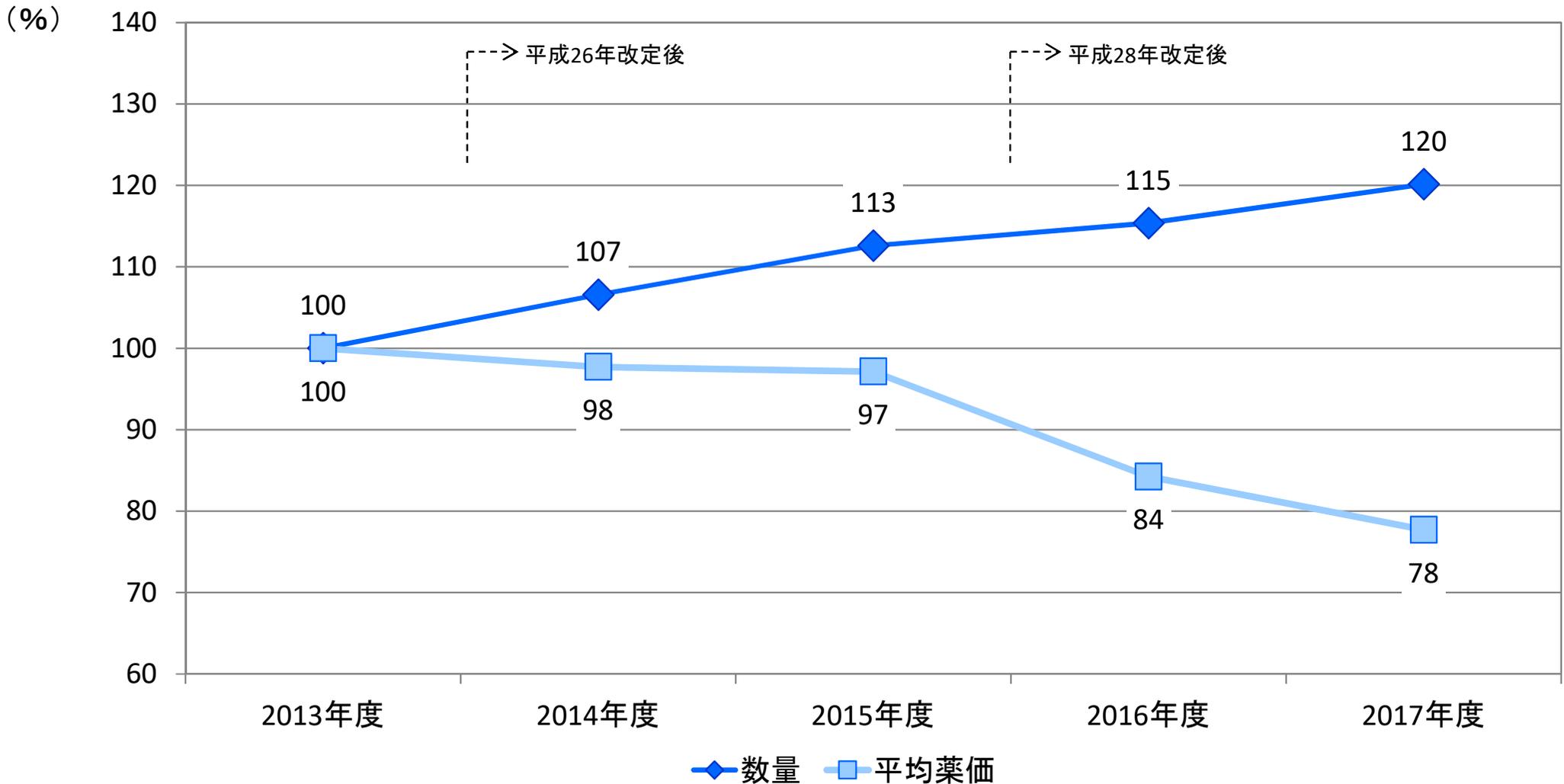
○ 2013年度以降の非定型抗精神病薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあるが、全体としては2015年度から減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

## 非定型抗精神病薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の非定型抗精神病薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は低下傾向にある。



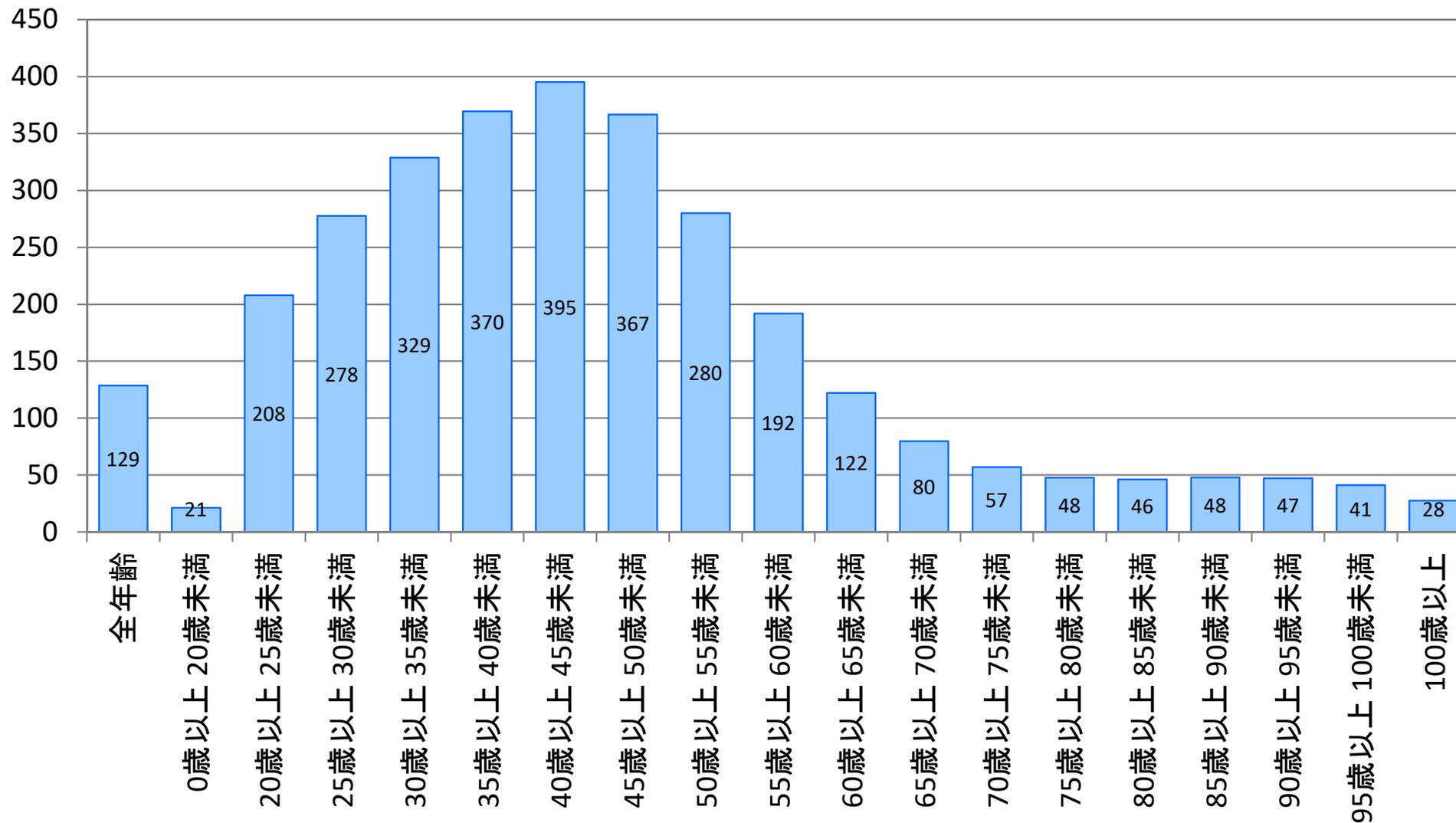
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

## 年齢階級別処方箋 1 枚当たり非定型抗精神病薬の 薬剤料（2017年度）

(円)



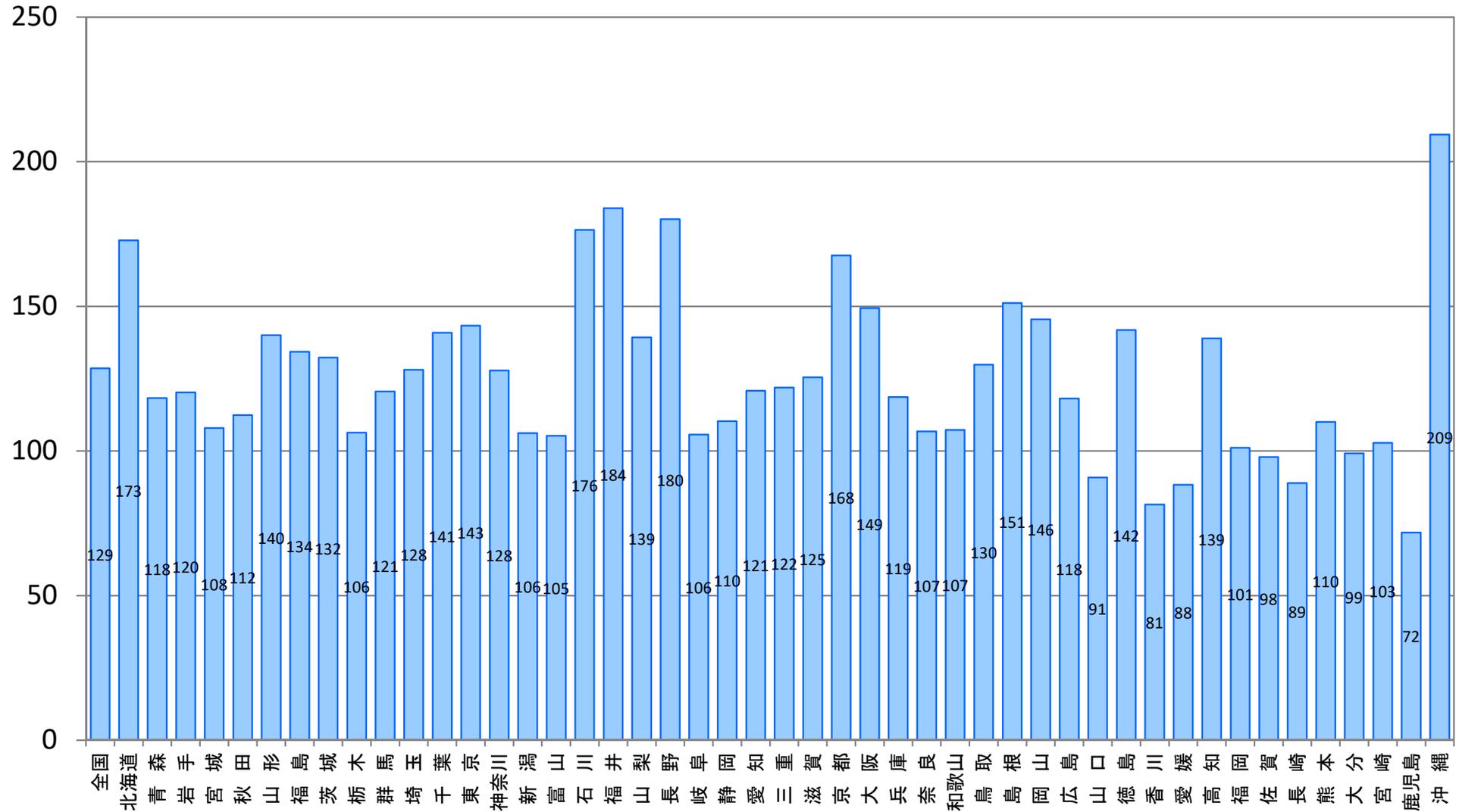
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり非定型抗精神病薬の 薬剤料（2017年度）

(円)

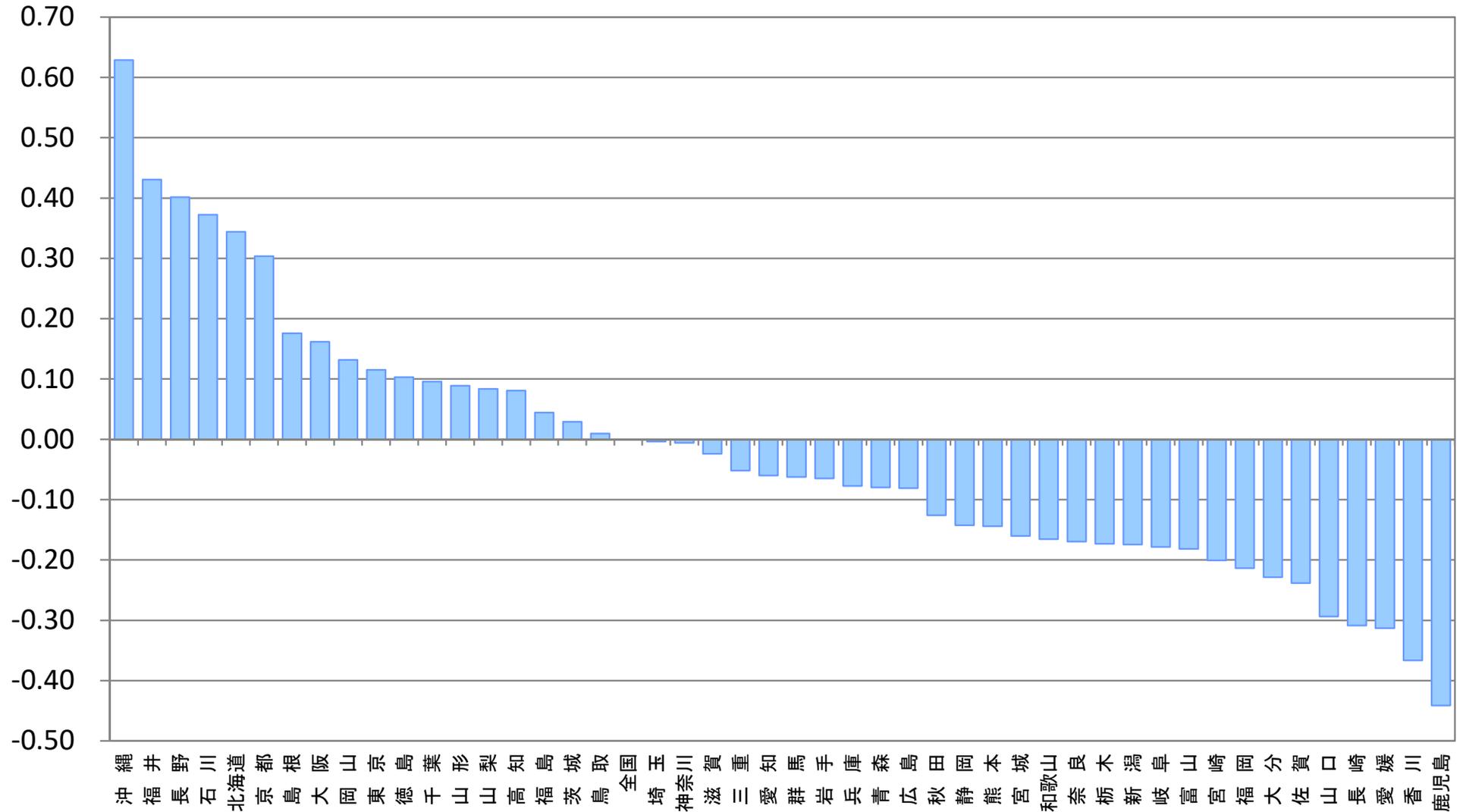


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

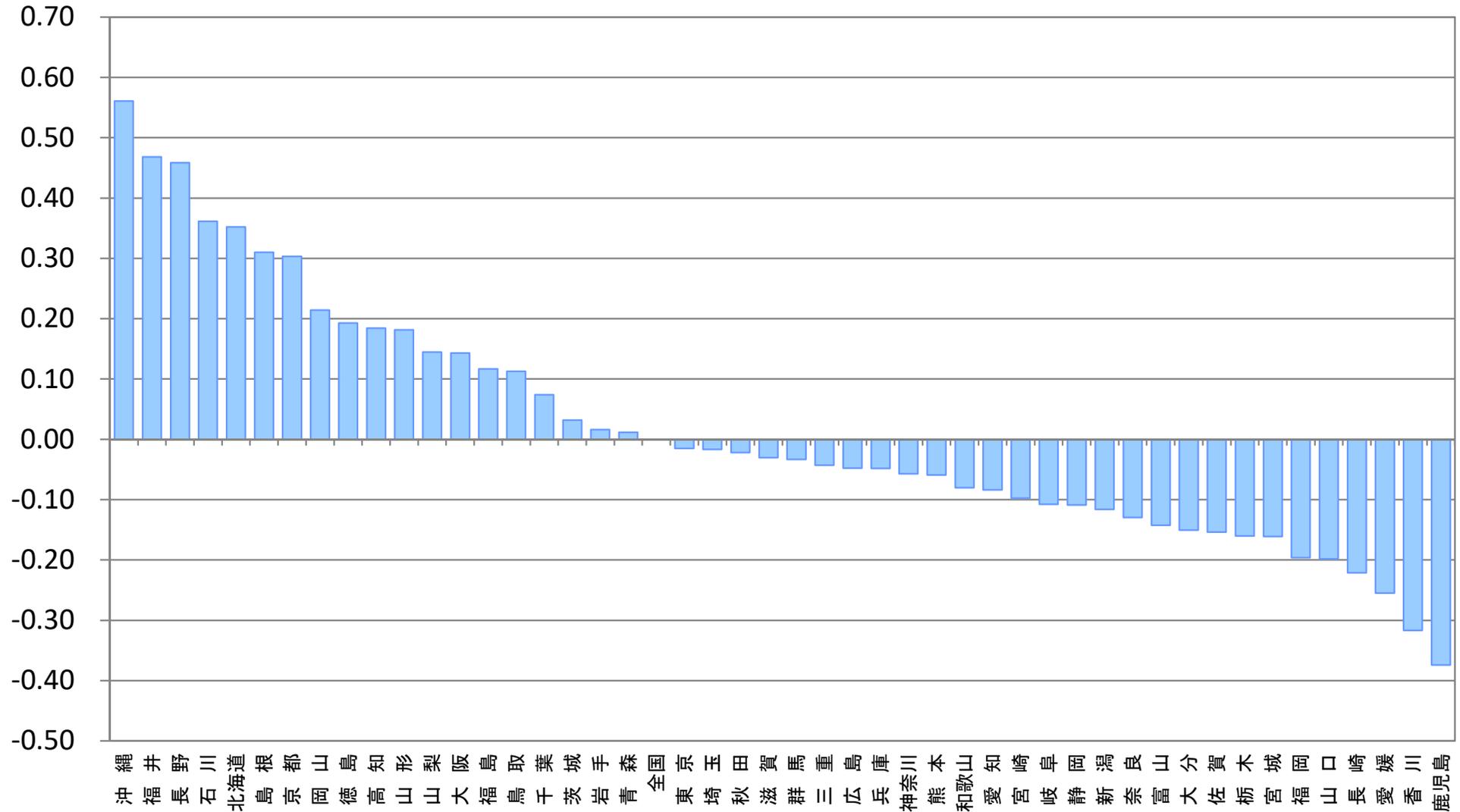
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり非定型抗精神病薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

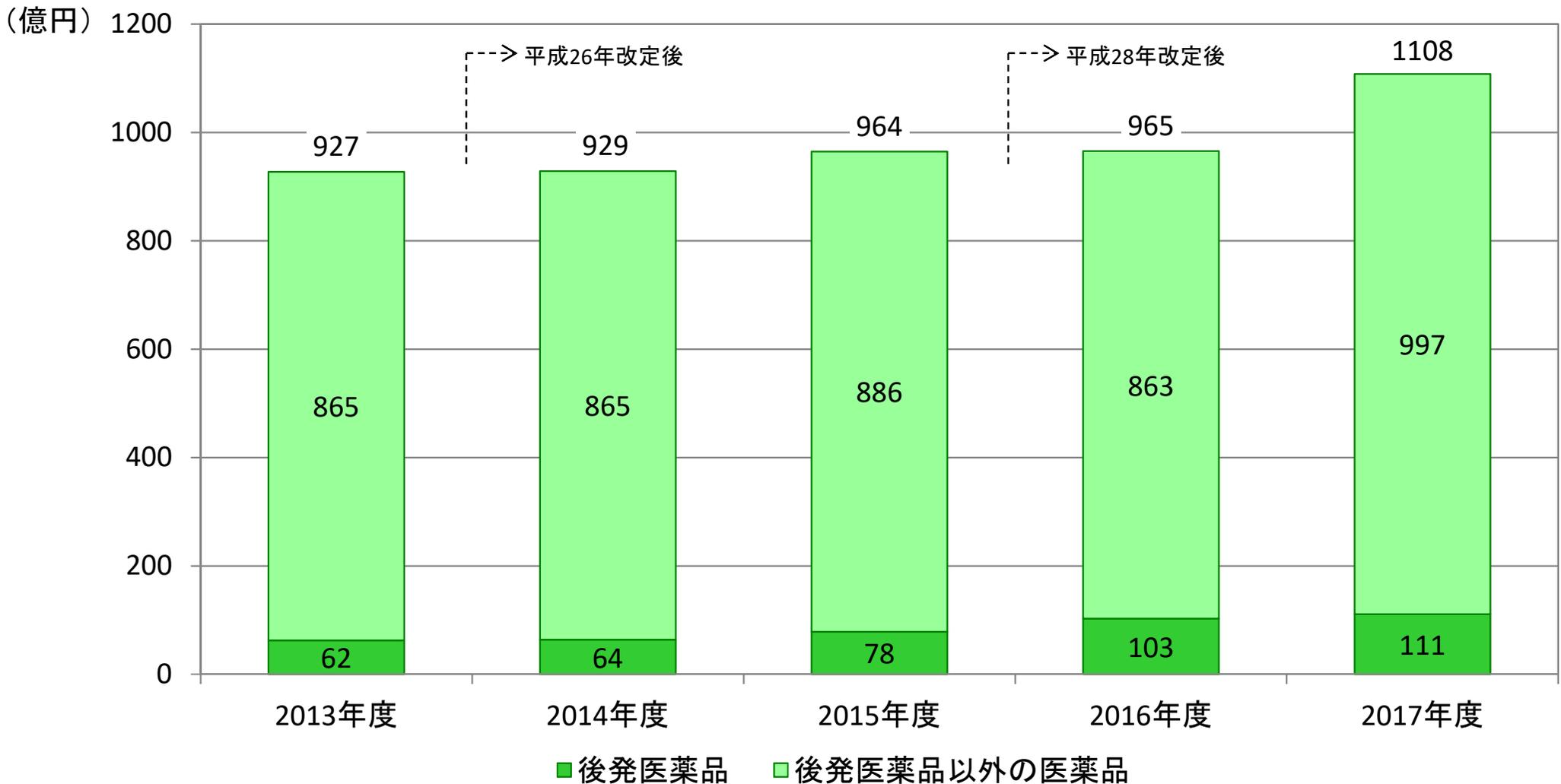
# 都道府県別処方箋1枚当たり非定型抗精神病薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

## 抗うつ薬の薬剤料の推移

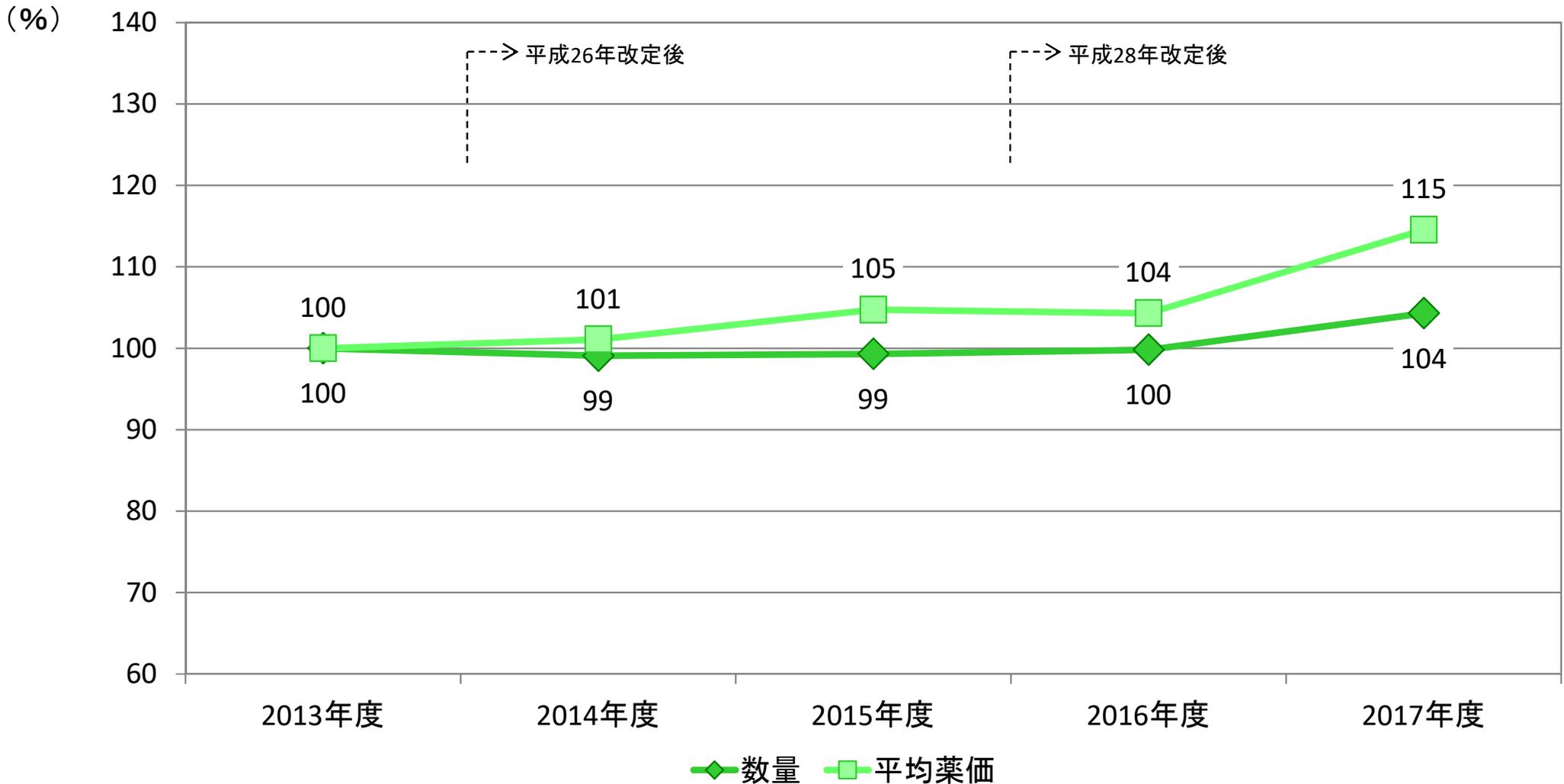
○ 2013年度以降の抗うつ薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品のどちらも増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

## 抗うつ薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗うつ薬の数量と平均薬価の推移を見ると、平均薬価は上昇傾向にあり、数量もやや上昇傾向にある。



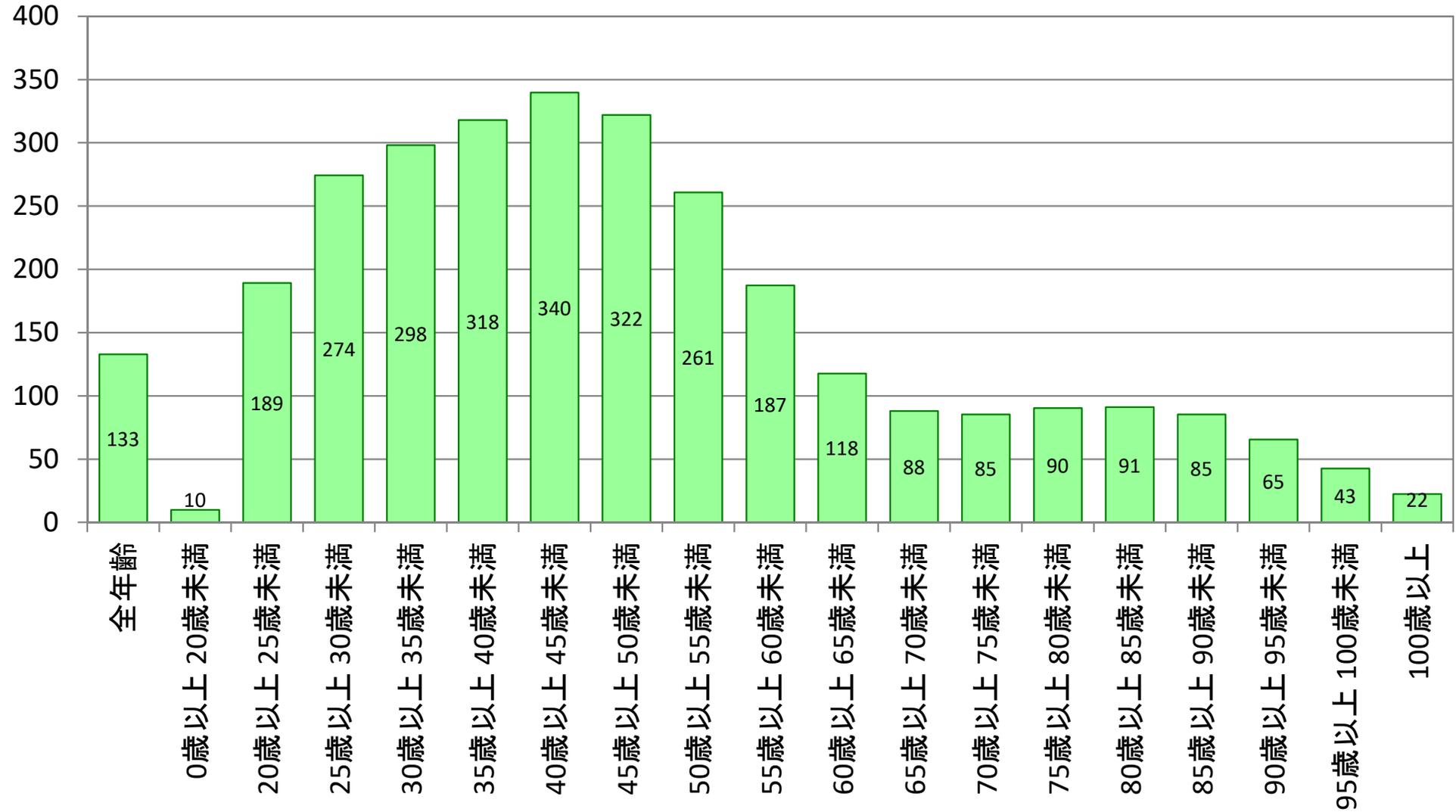
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

## 年齢階級別処方箋 1 枚当たり抗うつ薬の 薬剤料（2017年度）

(円)



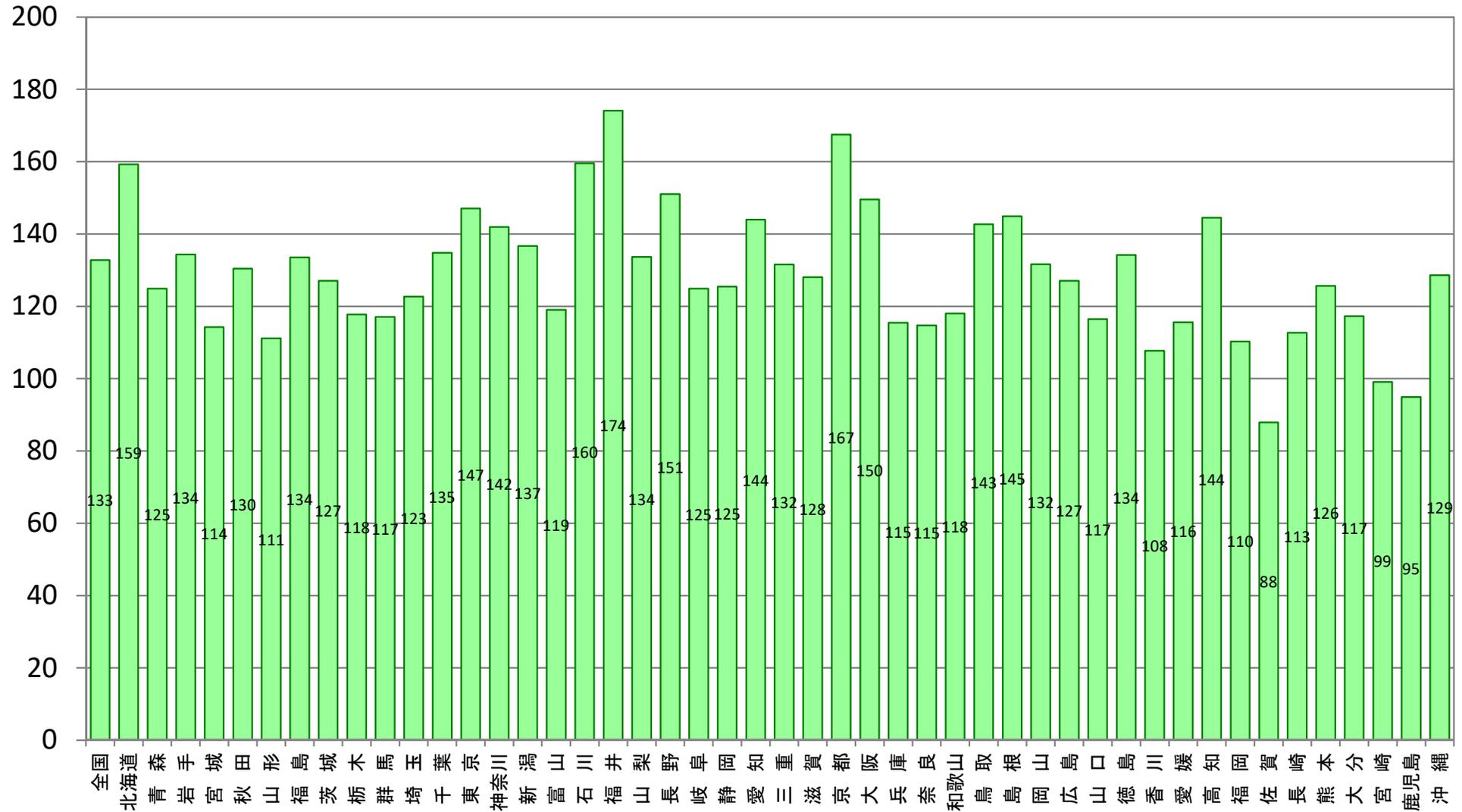
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋 1 枚当たり抗うつ薬の 薬剤料（2017年度）

(円)

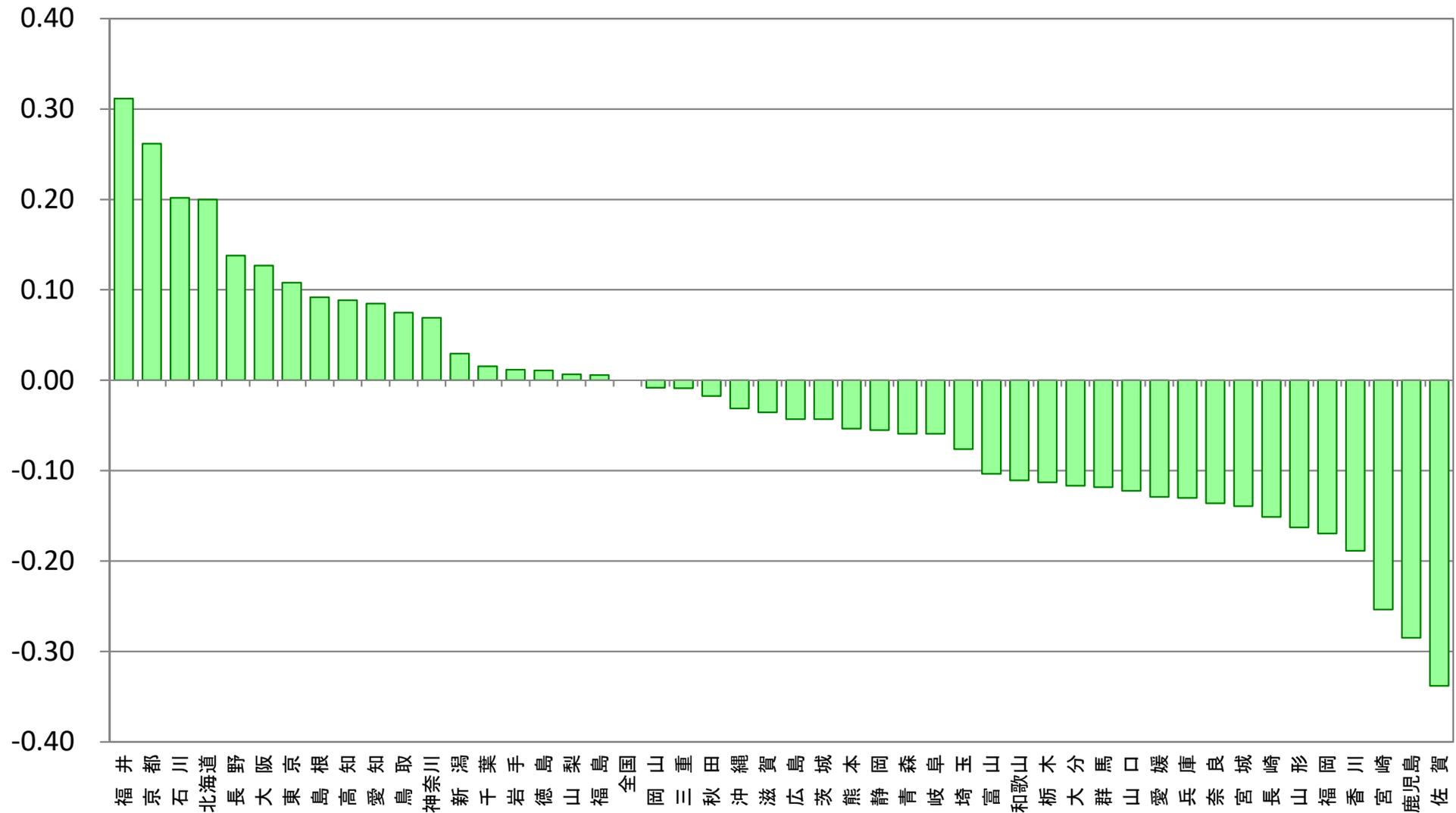


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

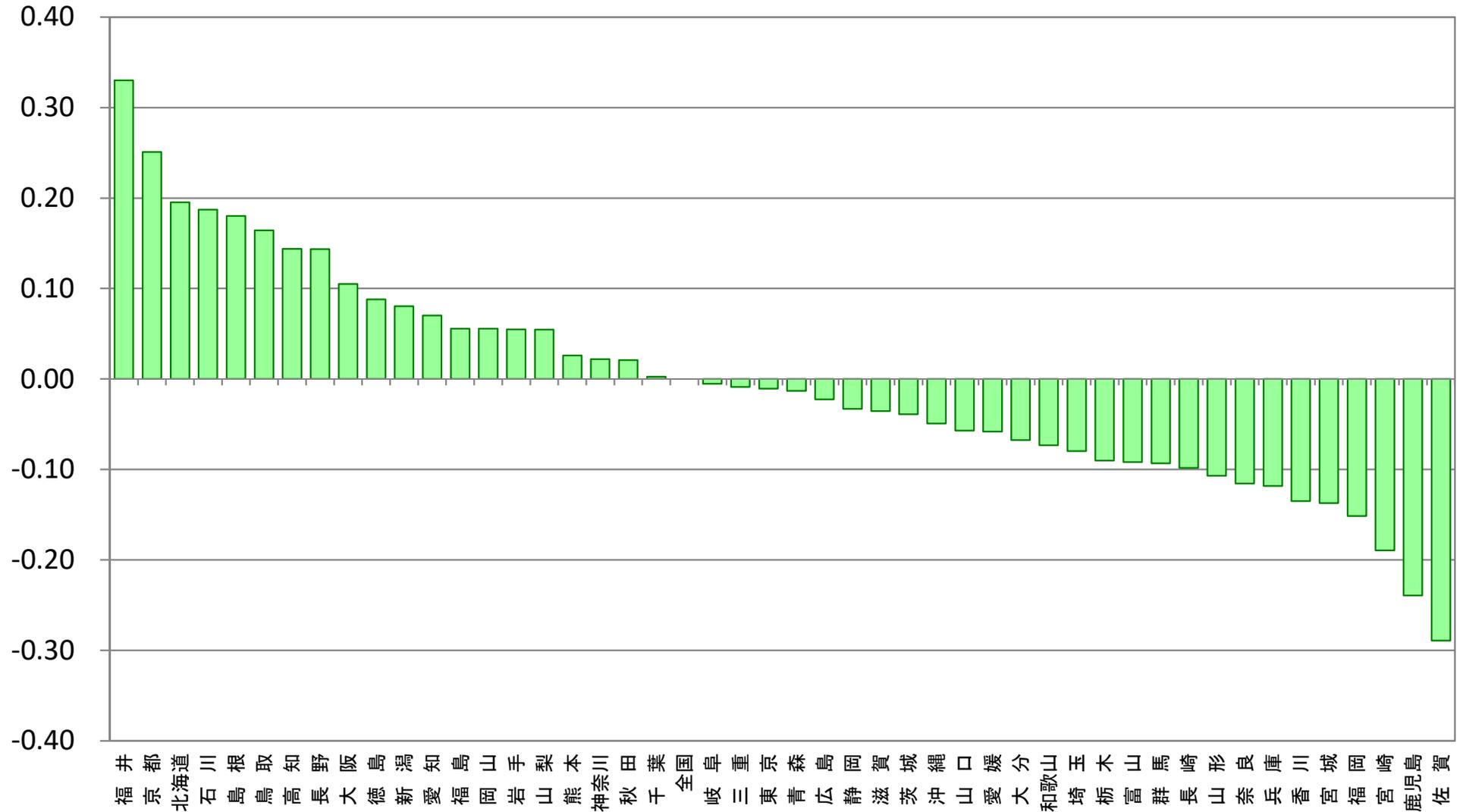
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗うつ薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。  
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

# 都道府県別処方箋1枚当たり抗うつ薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

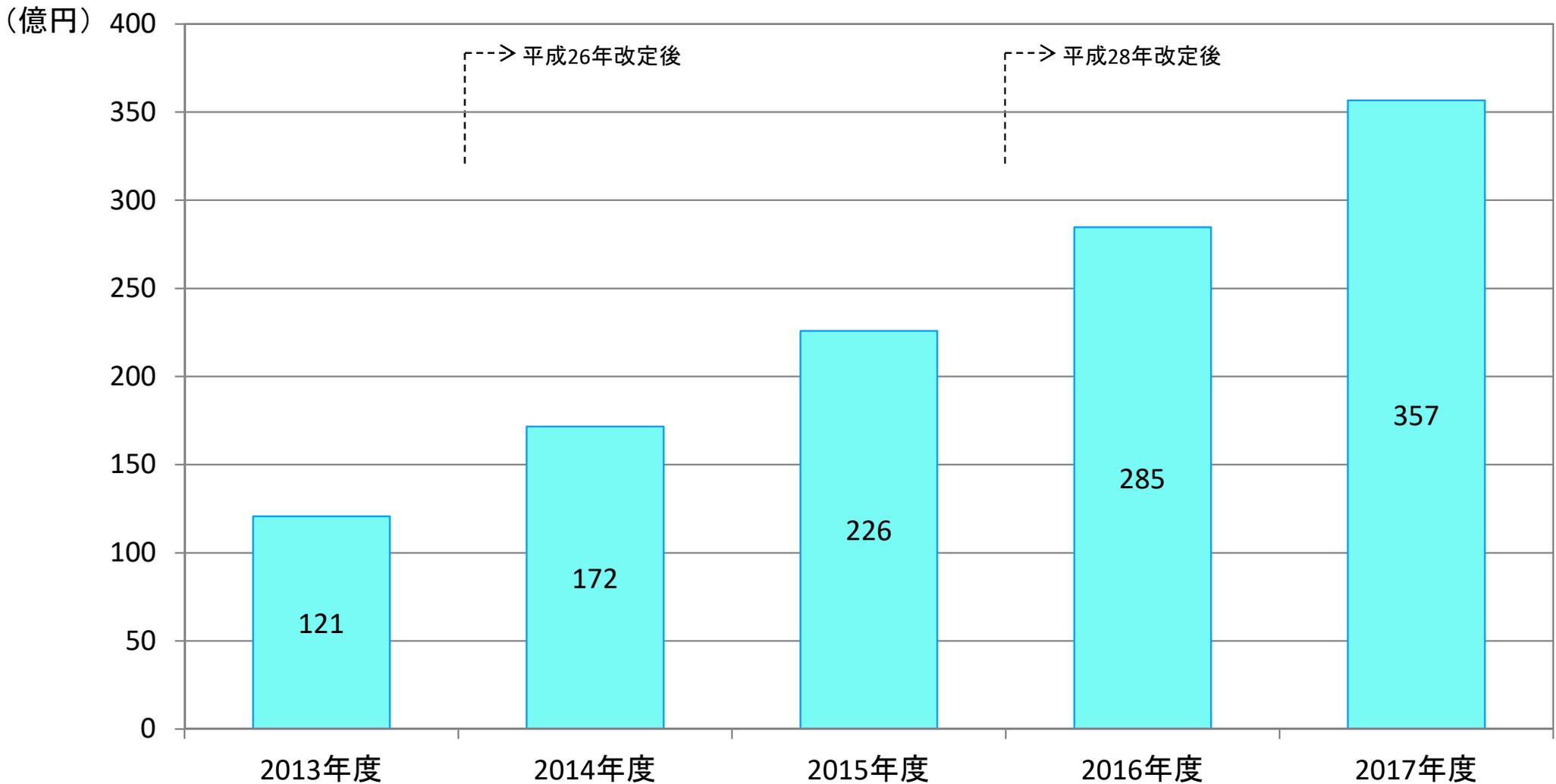
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

# ADHD治療薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降のADHD治療薬の薬剤料は、増加傾向にある。

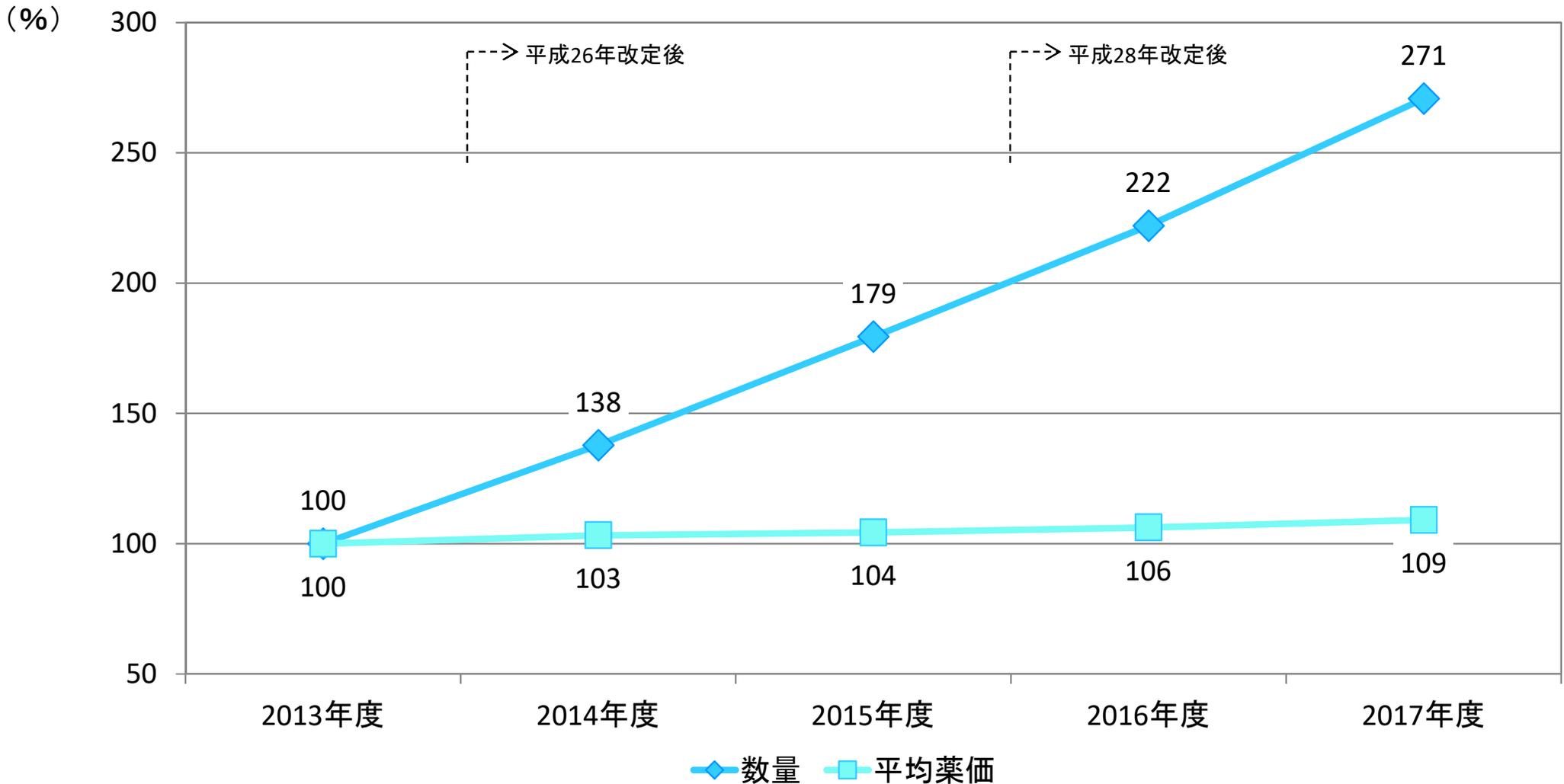


注) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注2) ADHD治療薬には該当する後発医薬品が存在しない。

## ADHD治療薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のADHD治療薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも上昇傾向であり、特に数量の伸びが大きい。



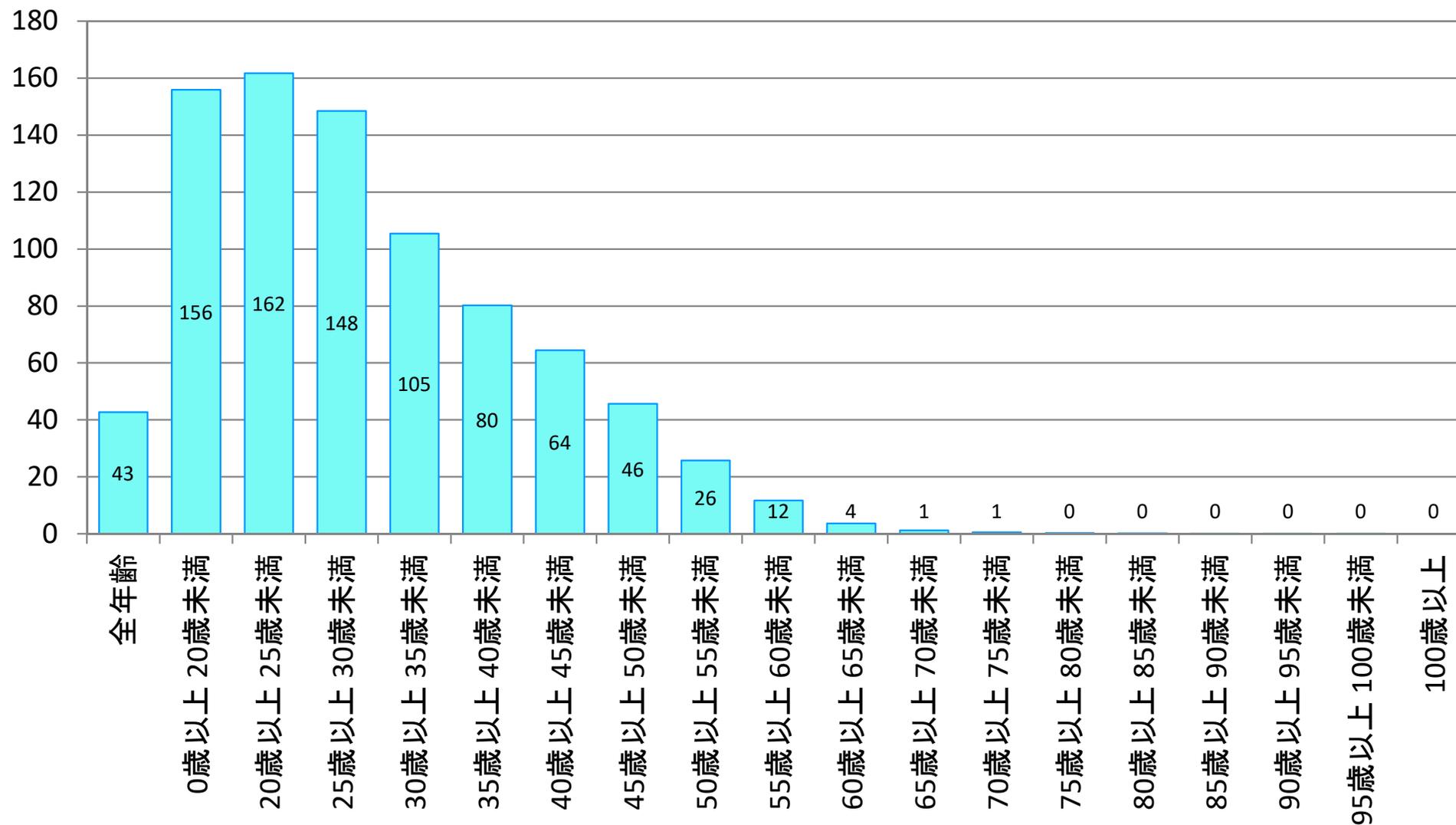
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

## 年齢階級別処方箋 1 枚当たり ADHD 治療薬の 薬剤料（2017年度）

(円)



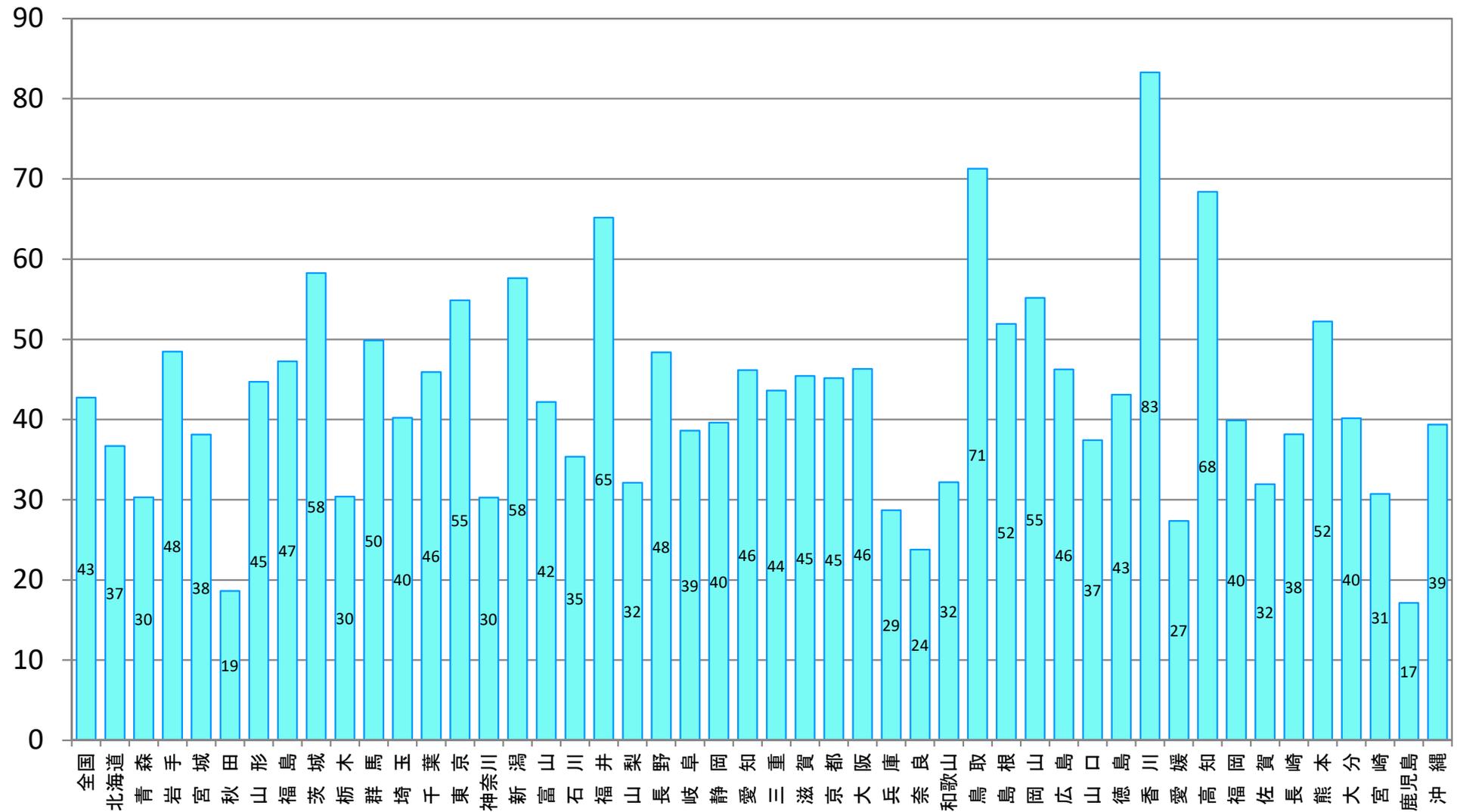
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋 1 枚当たりADHD治療薬の 薬剤料（2017年度）

(円)

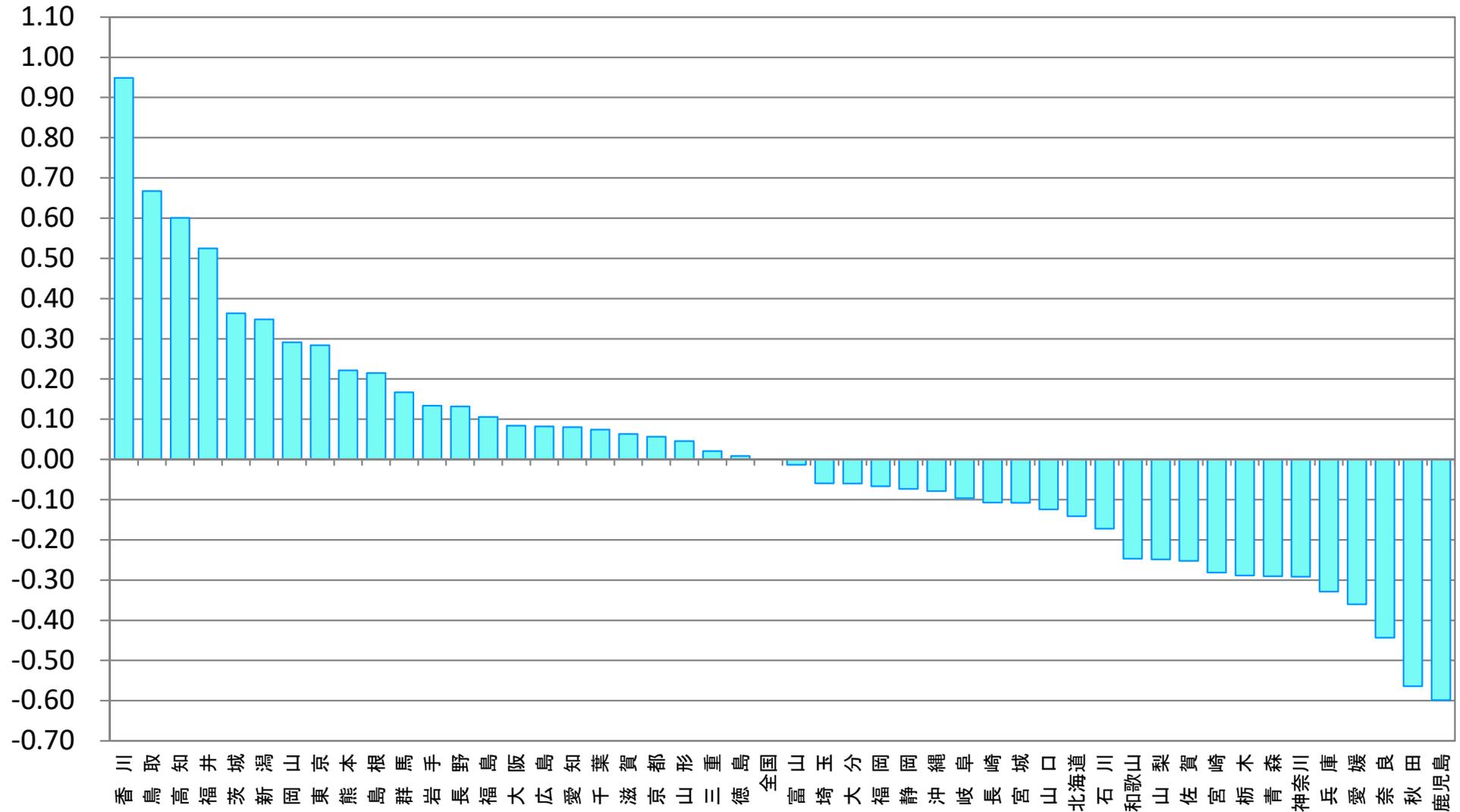


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別処方箋1枚当たりADHD治療薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



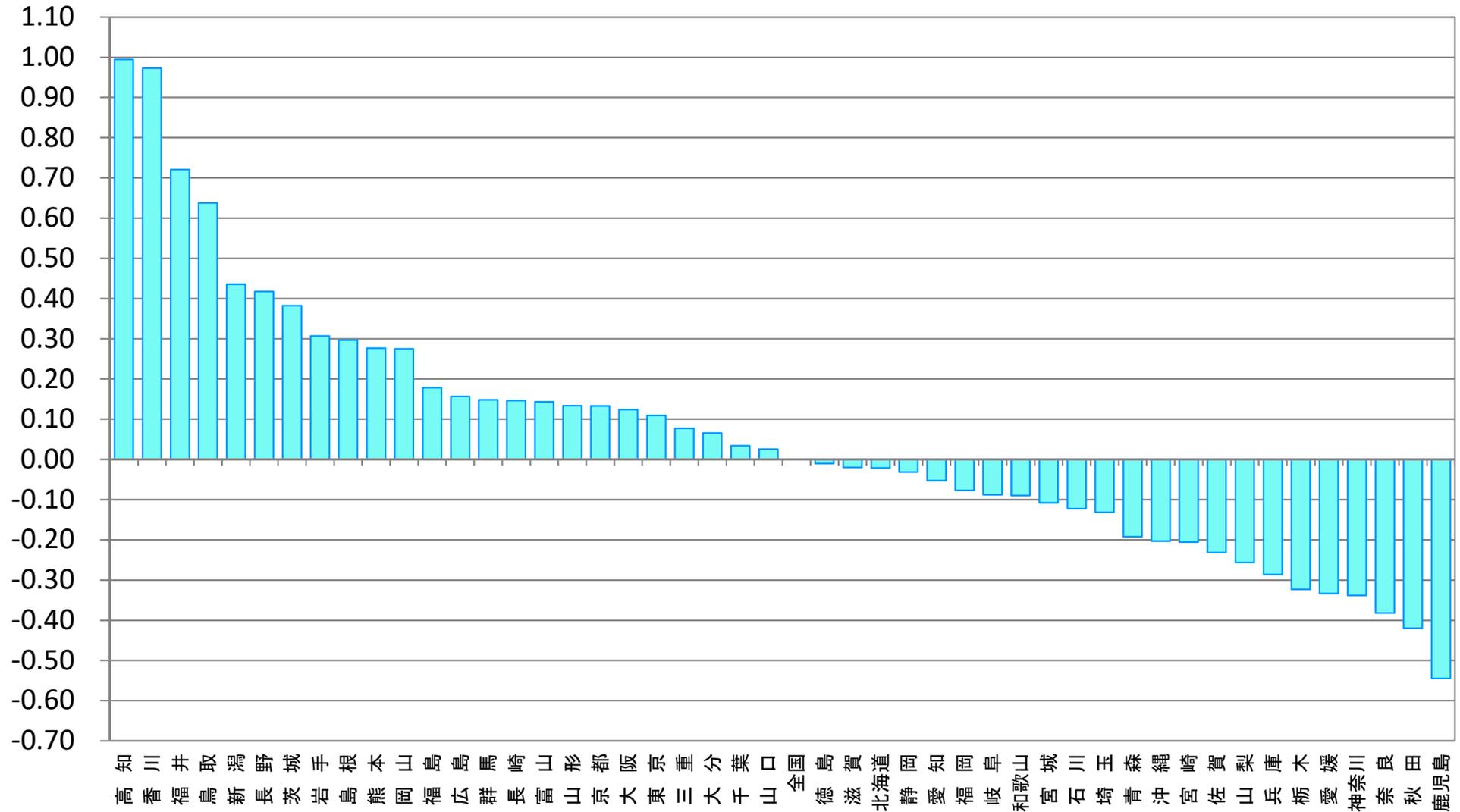
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

# 都道府県別処方箋1枚当たりADHD治療薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



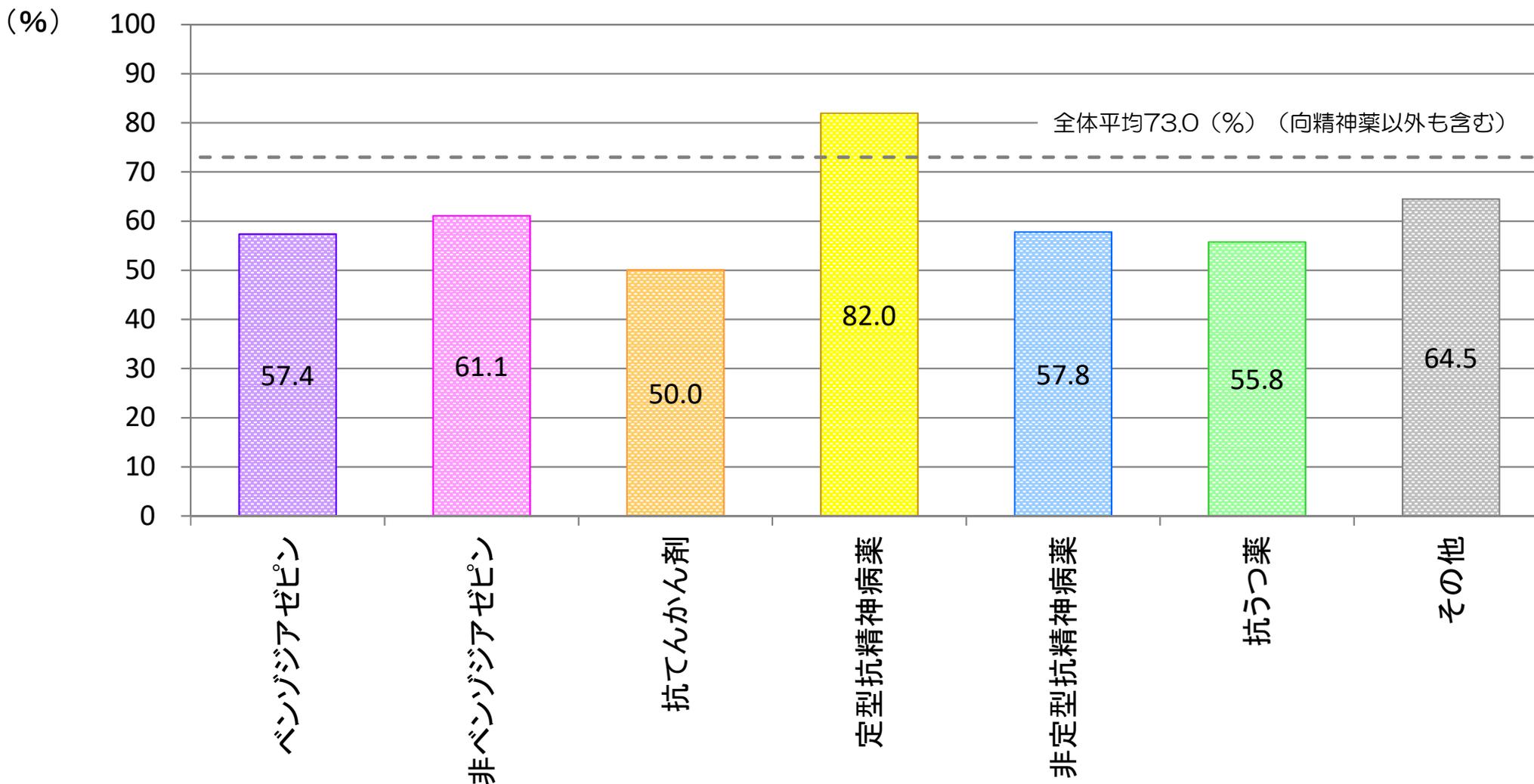
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

# 向精神薬種類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



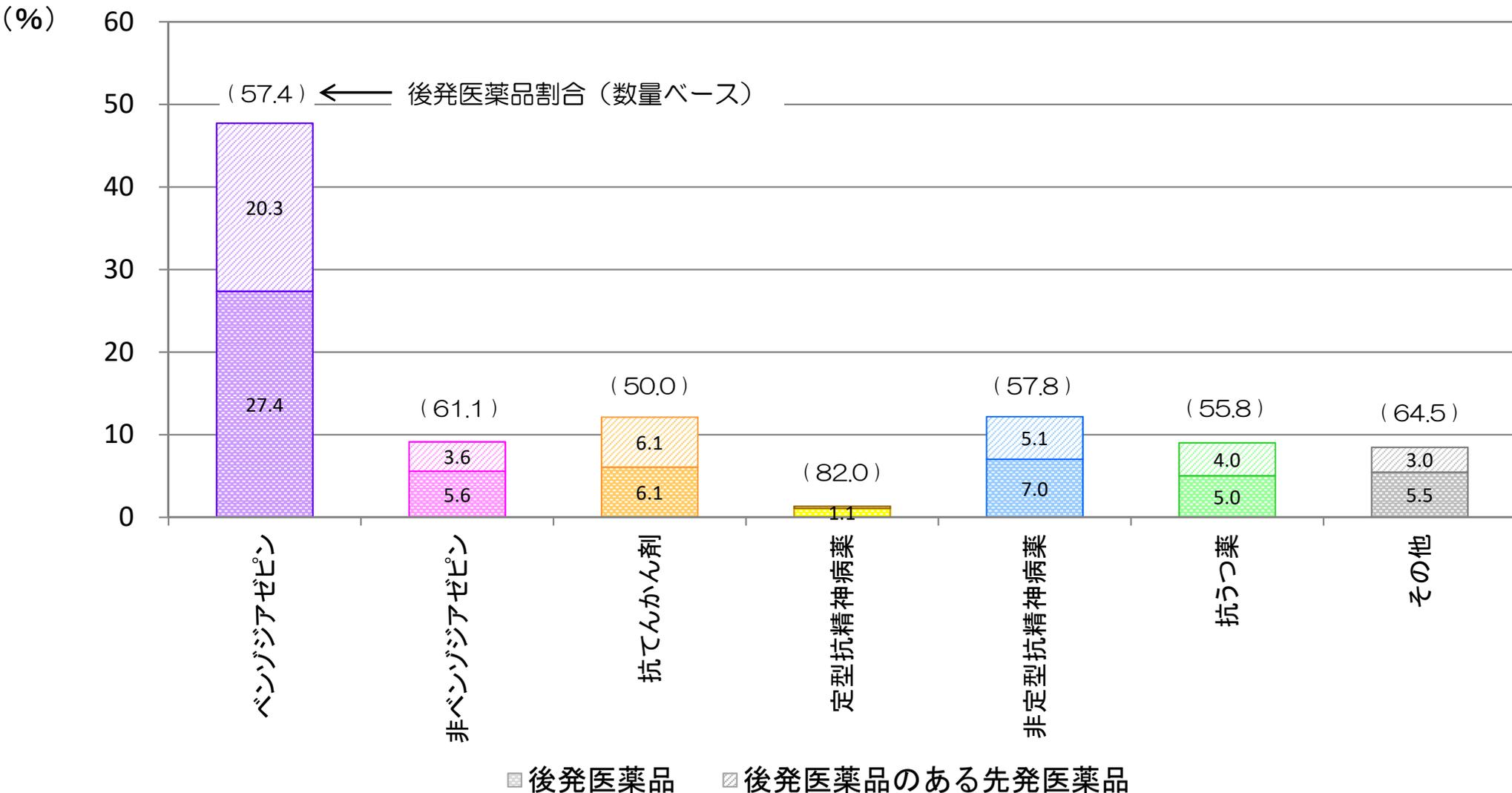
注1) 向精神薬の種類別に集計したものである。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、 $\frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$ で算出している。

注4) バルビツール、ADHD治療薬に該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

# 向精神薬種類別にみた 後発医薬品（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



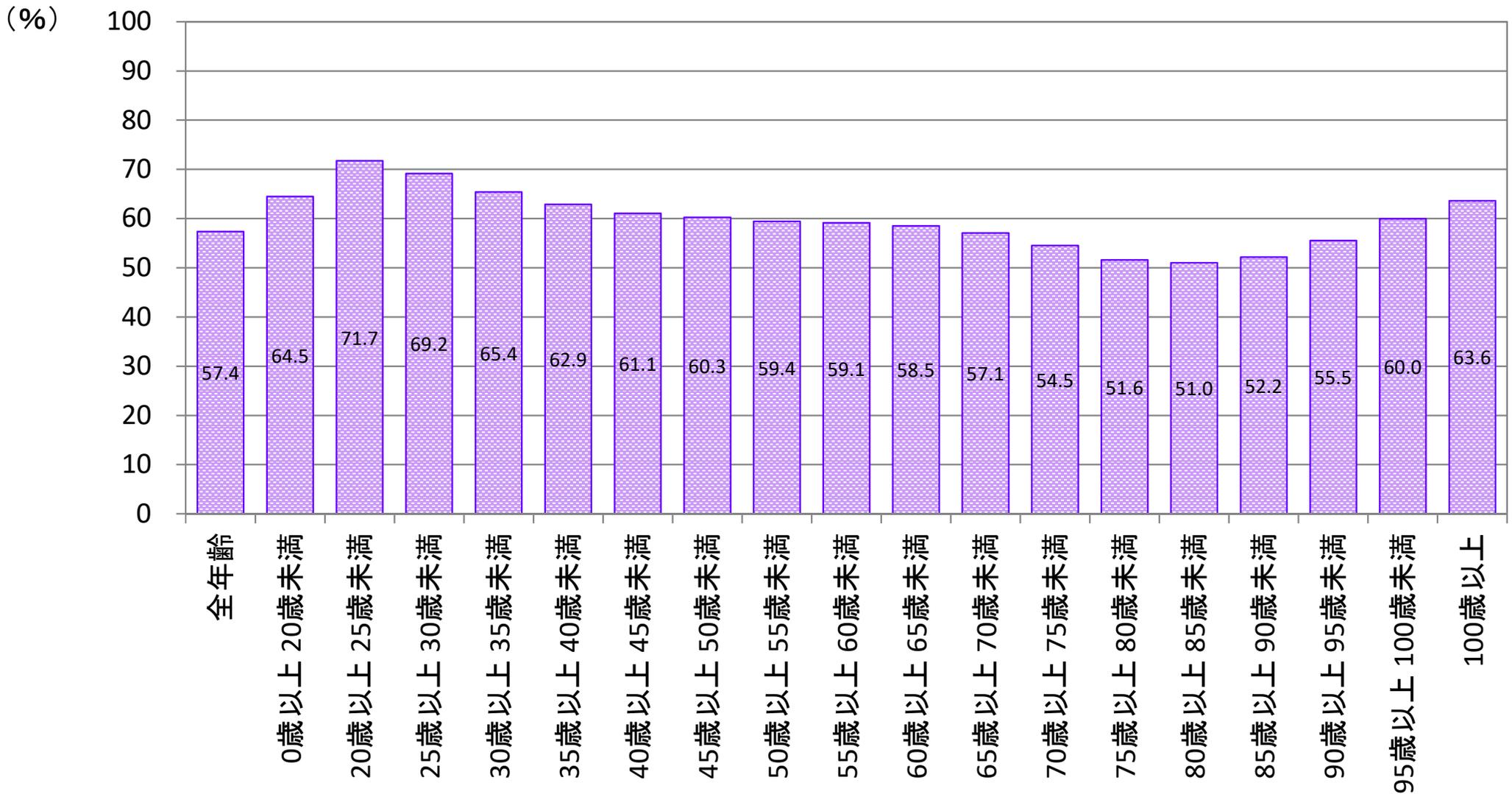
注1) 向精神薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する各種類別のシェアを示したものであり、向精神薬全数量を100(%)としたときの薬効分類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

注4) バルビツール、ADHD治療薬に該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

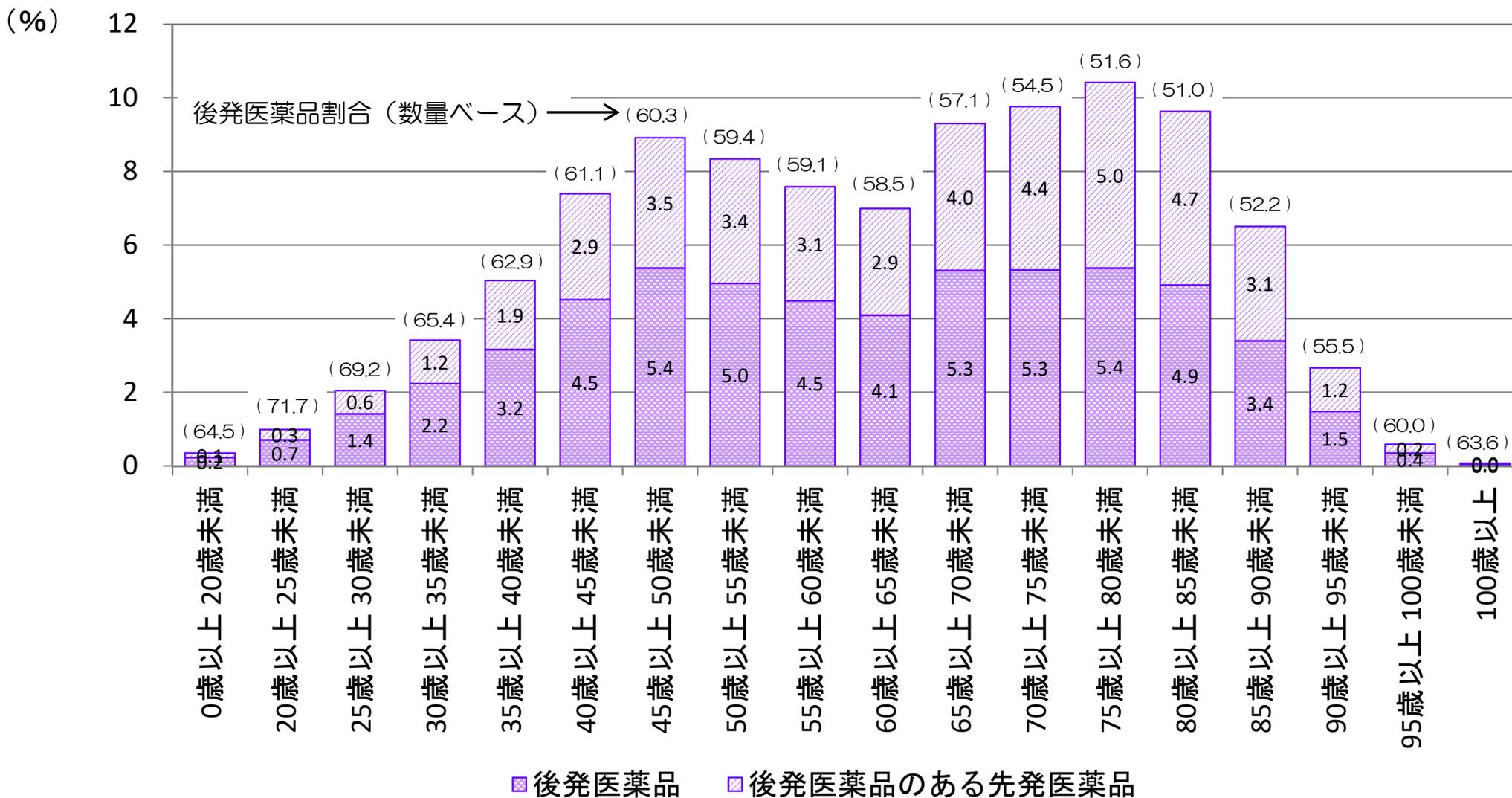
## 年齢階級別ベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、 $\frac{\text{後発医薬品の数量}}{[\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}]}$ で算出している。

# 年齢階級別ベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



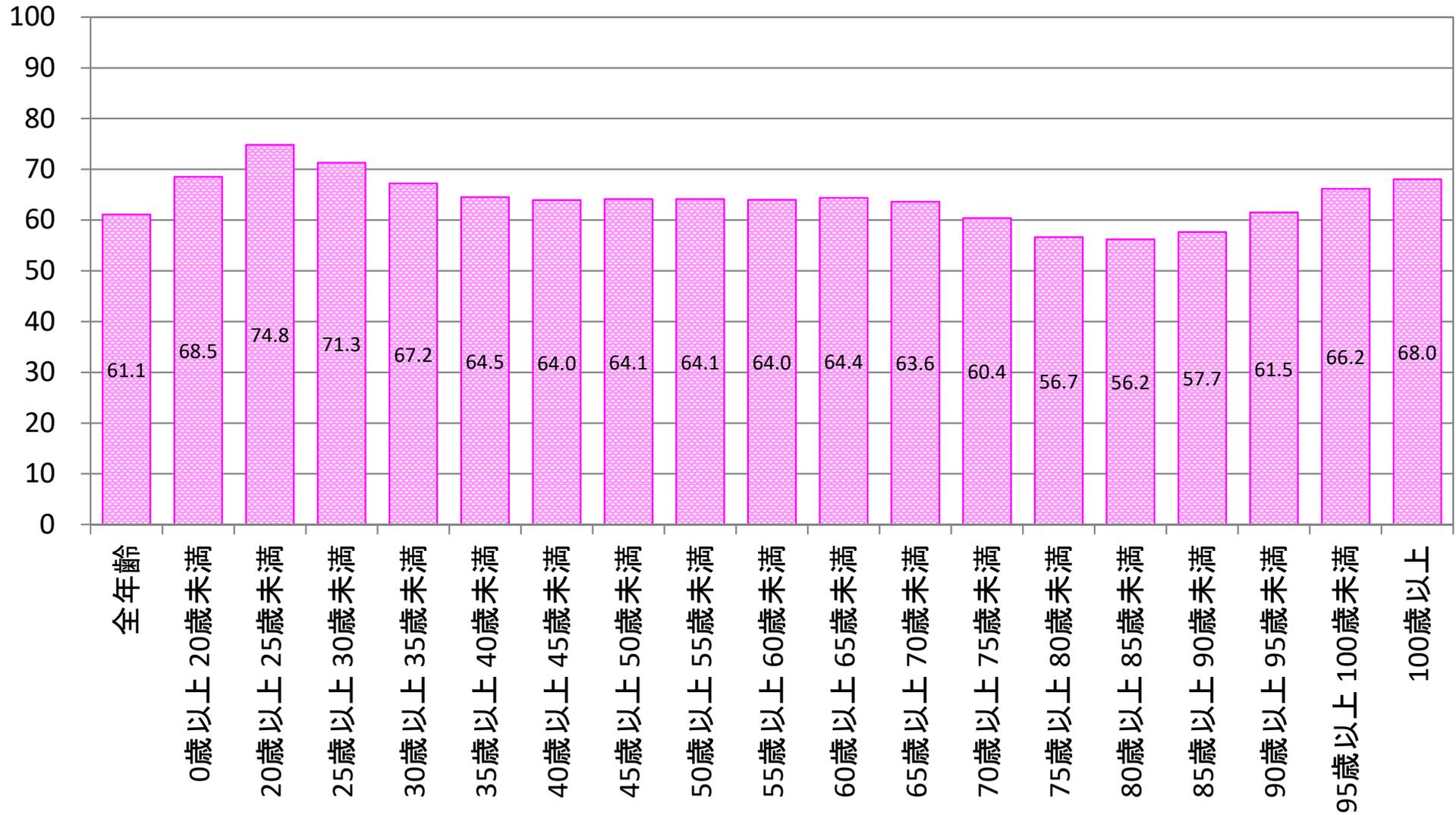
注1) ベンゾジアゼピン全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 年齢階級別非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）

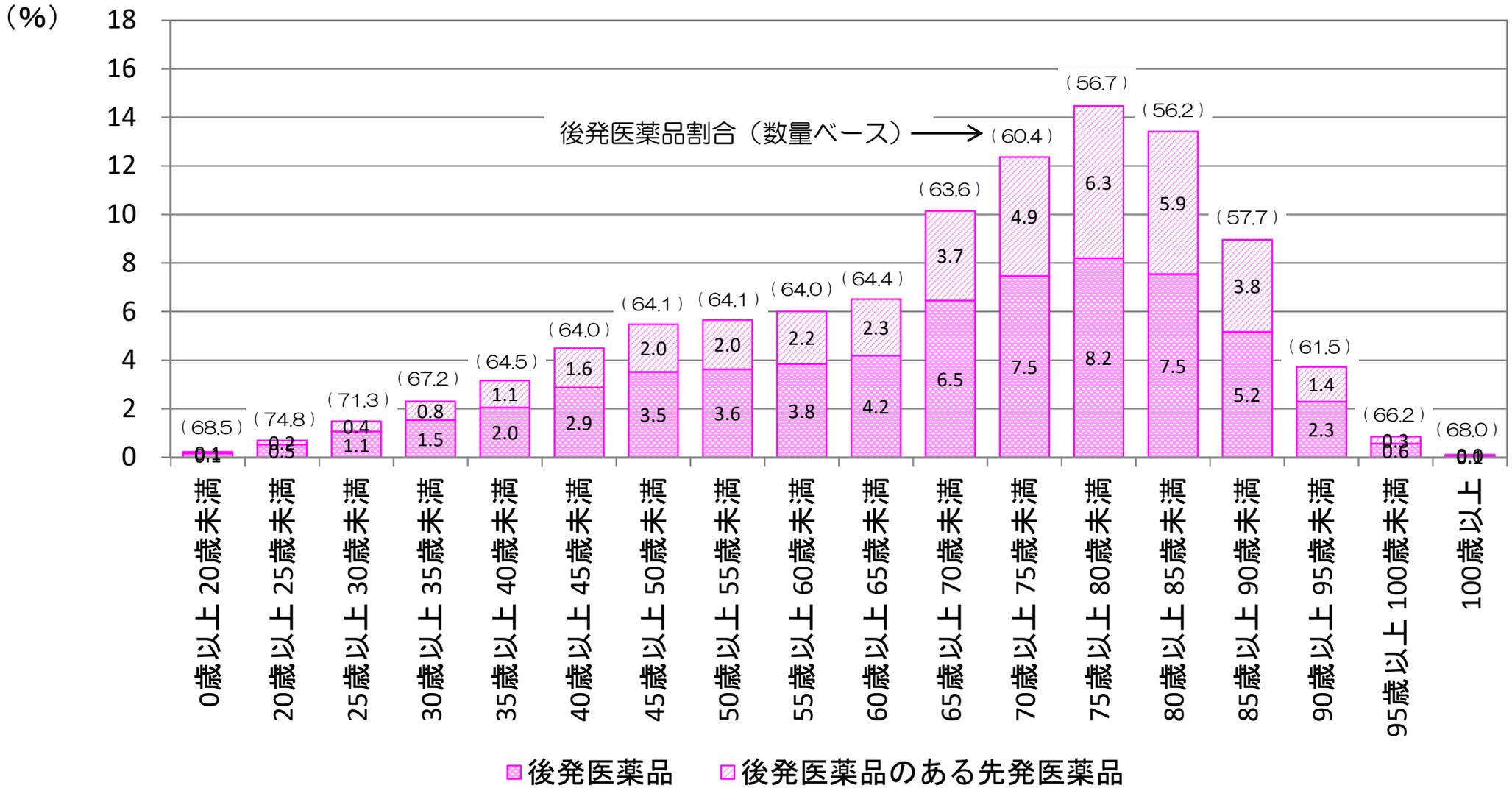
(%)



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 年齢階級別非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

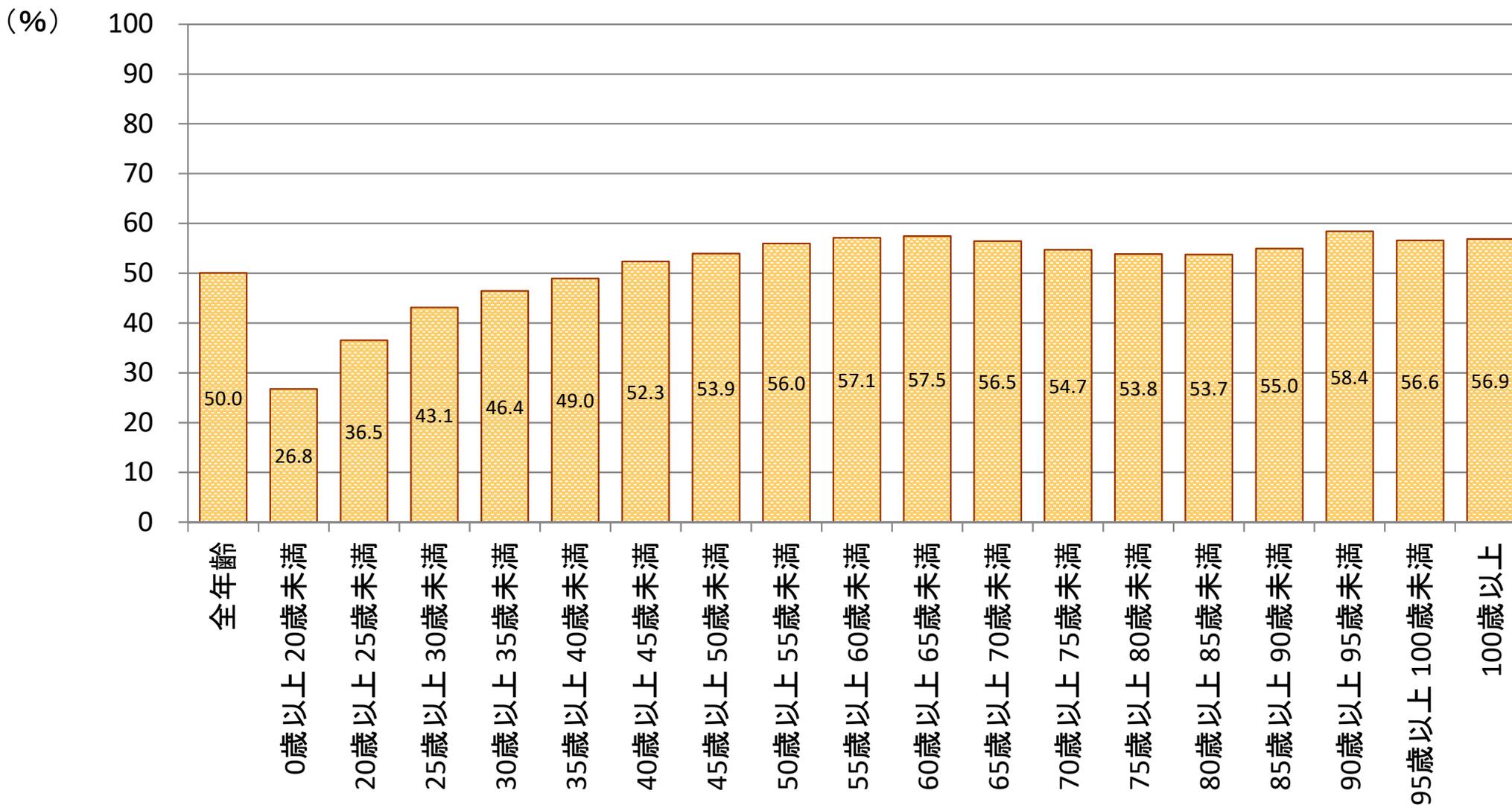


注1) 非ベンゾジアゼピン全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

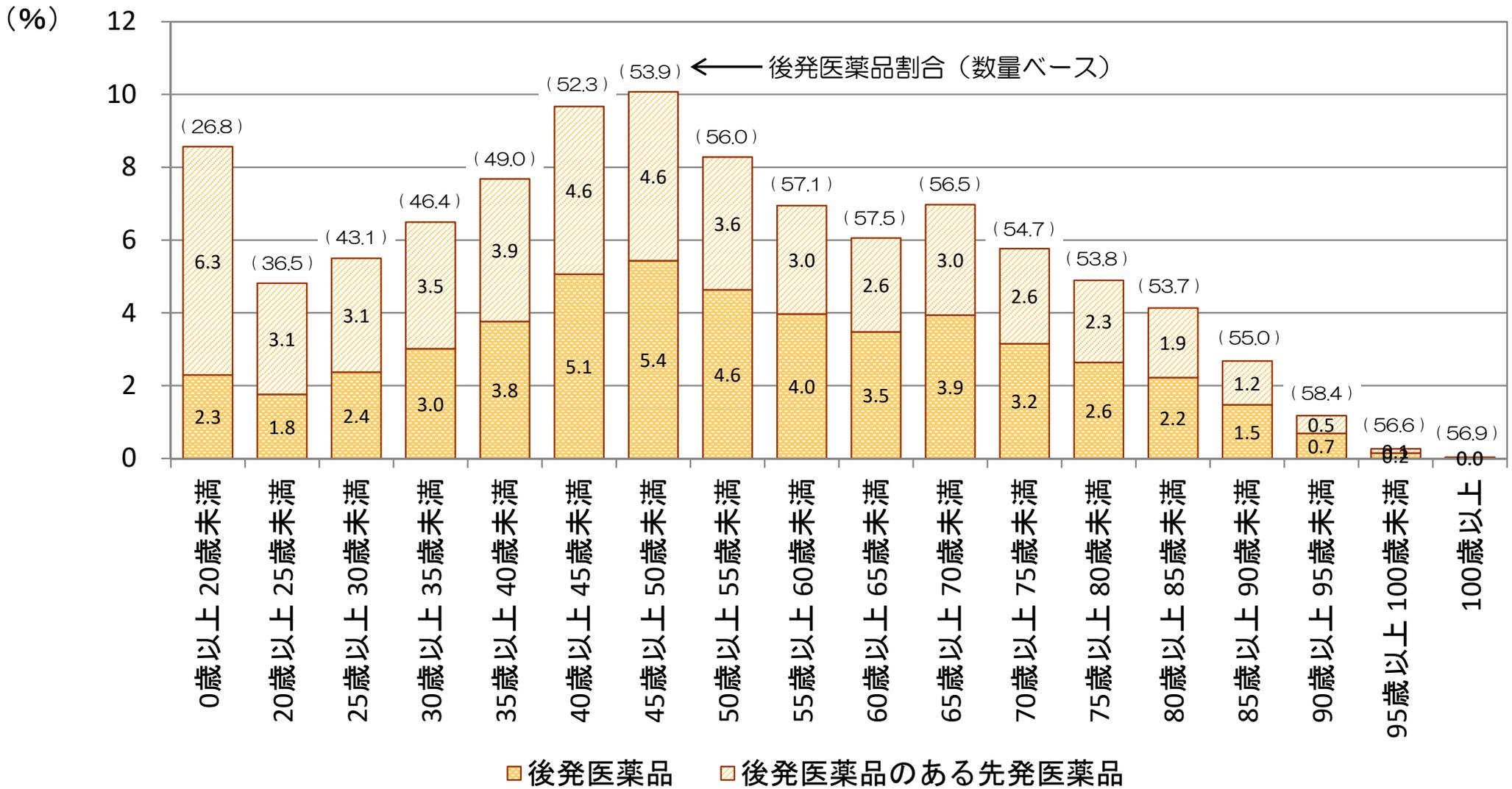
## 年齢階級別抗てんかん剤の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 年齢階級別抗てんかん剤の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

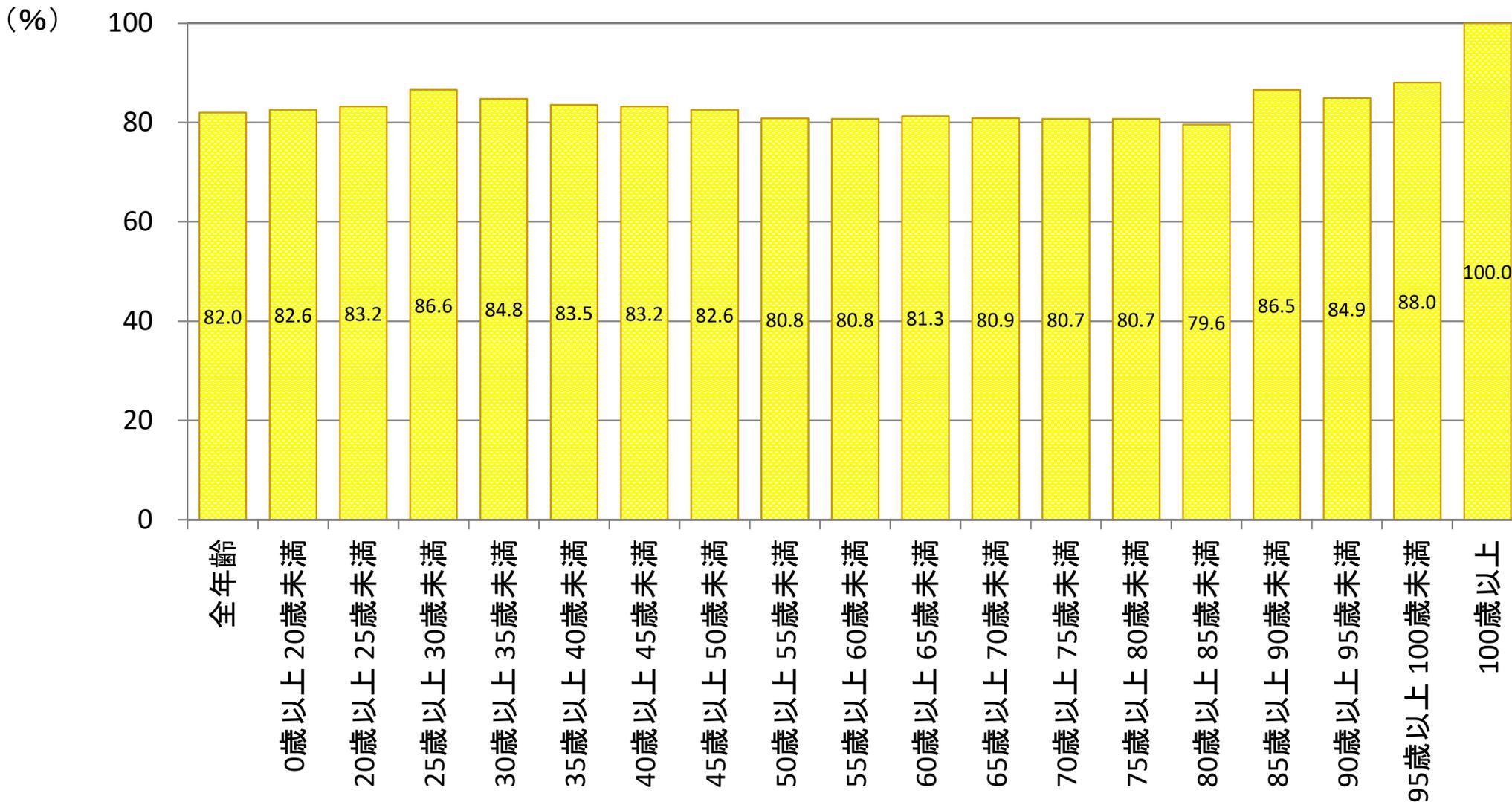


注1) 抗てんかん剤全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

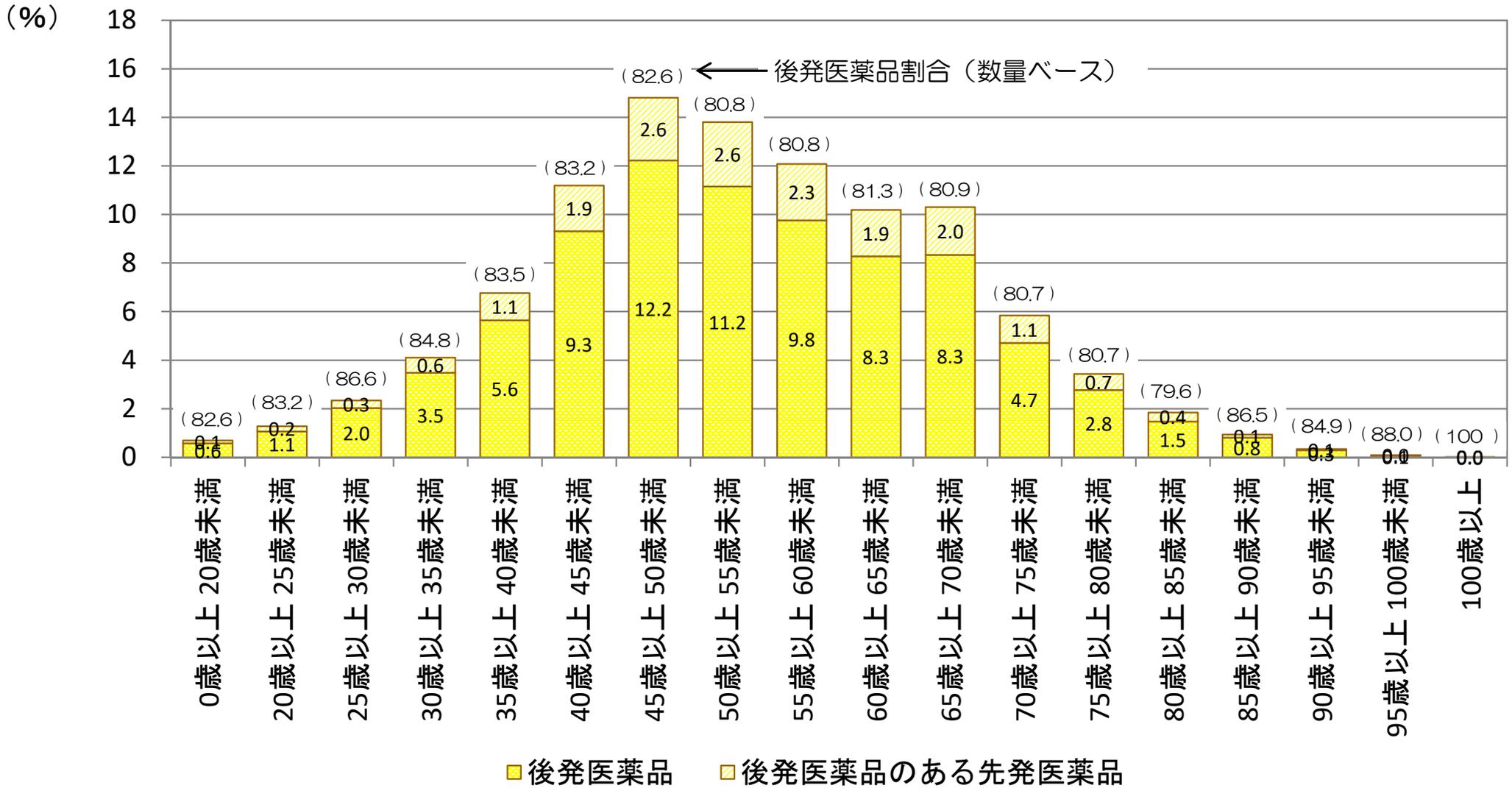
# 年齢階級別定型抗精神病薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 年齢階級別定型抗精神病薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

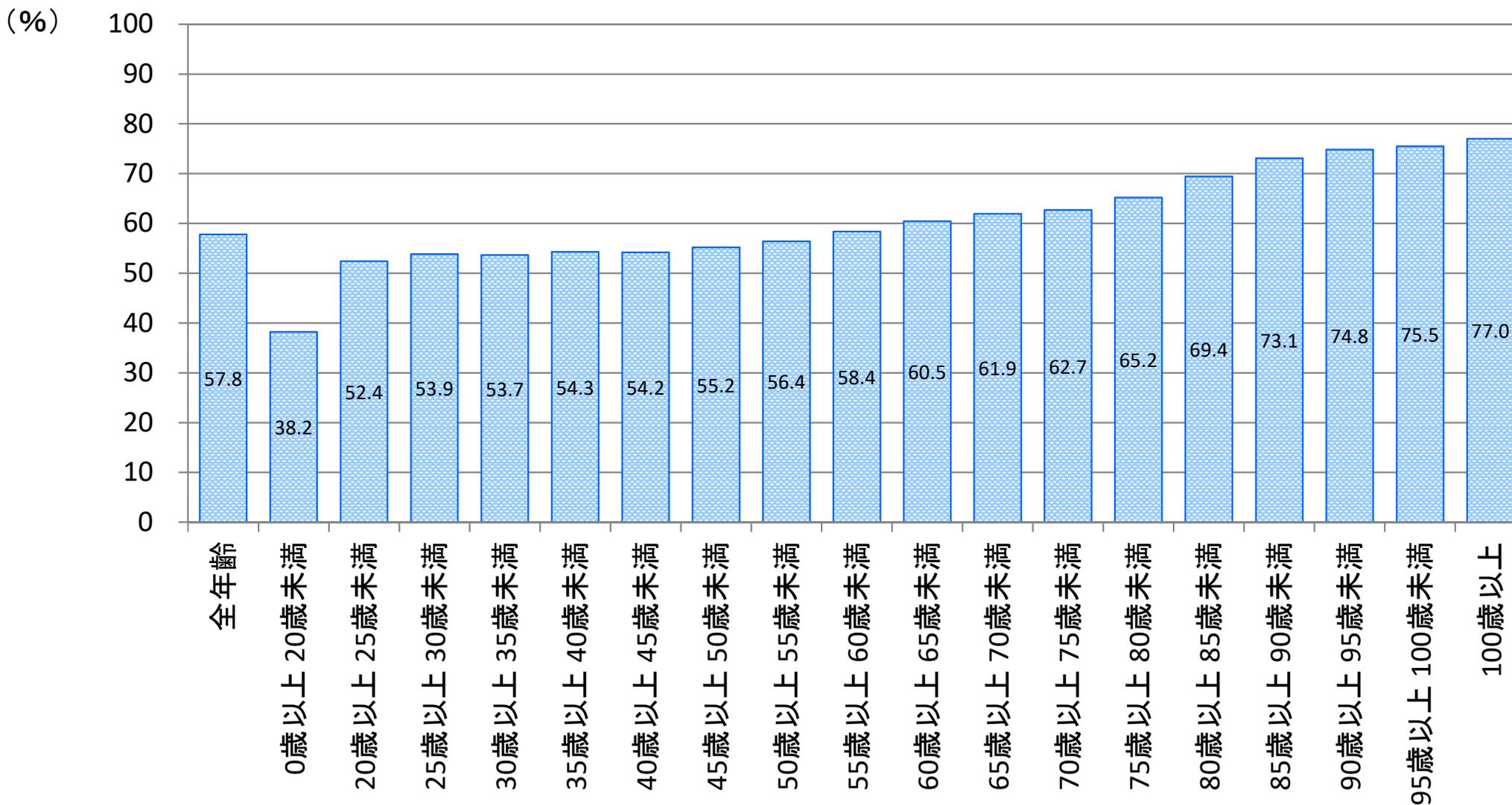


注1) 定型抗精神病薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

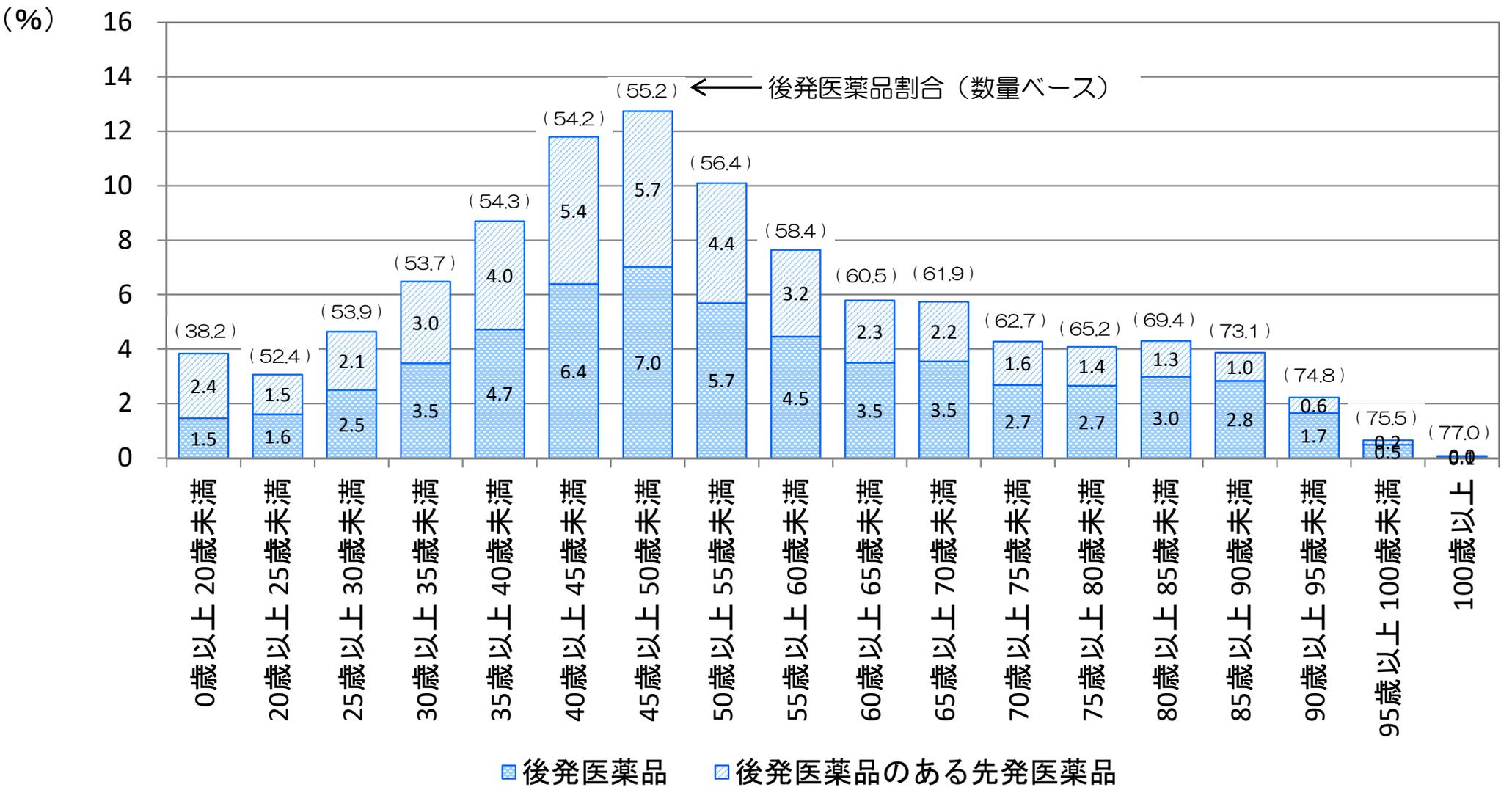
## 年齢階級別非定型抗精神病薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

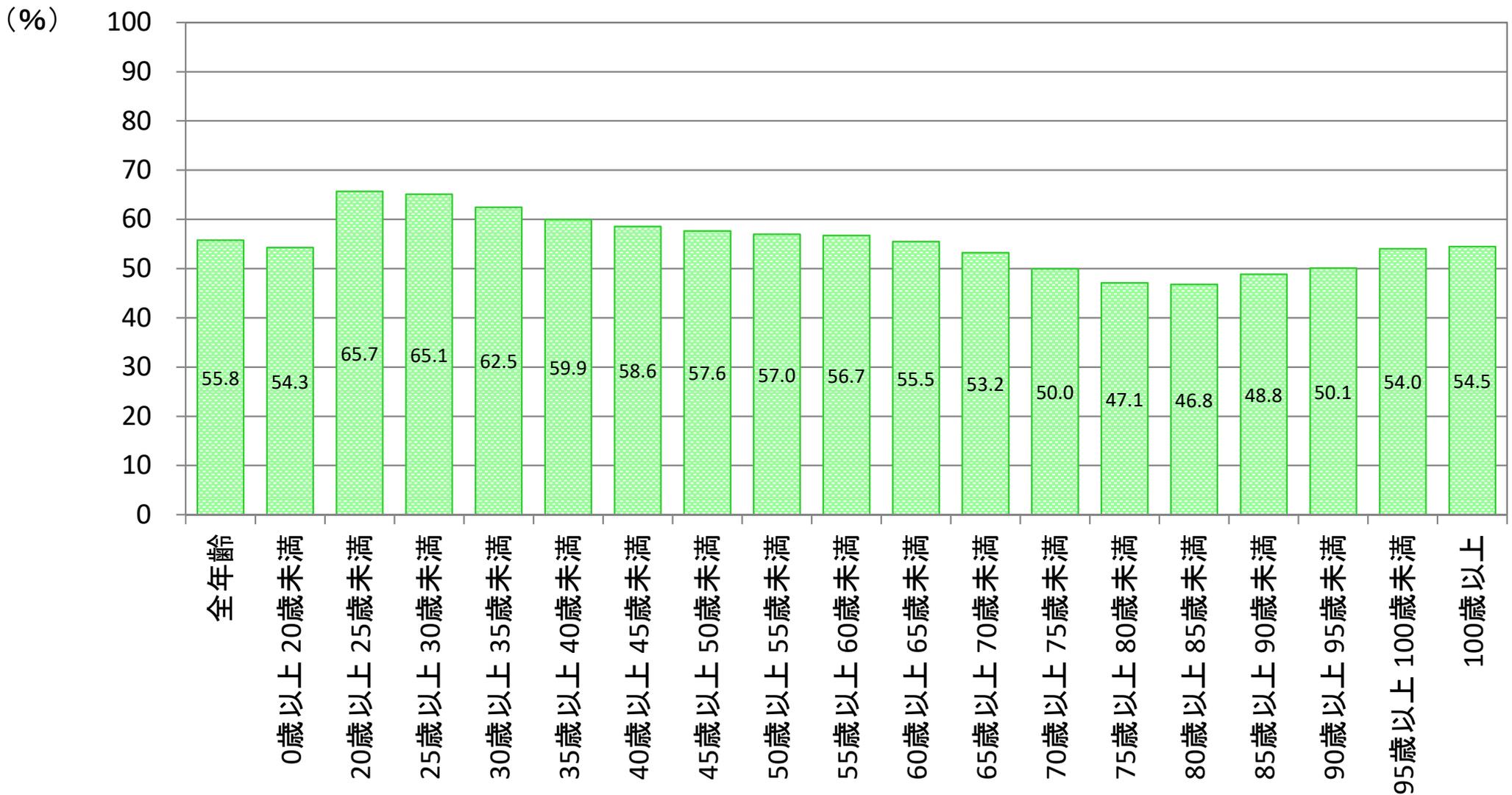
注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 年齢階級別非定型抗精神病薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



注1) 非定型抗精神病薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。  
 注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。  
 注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 年齢階級別抗うつ薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）

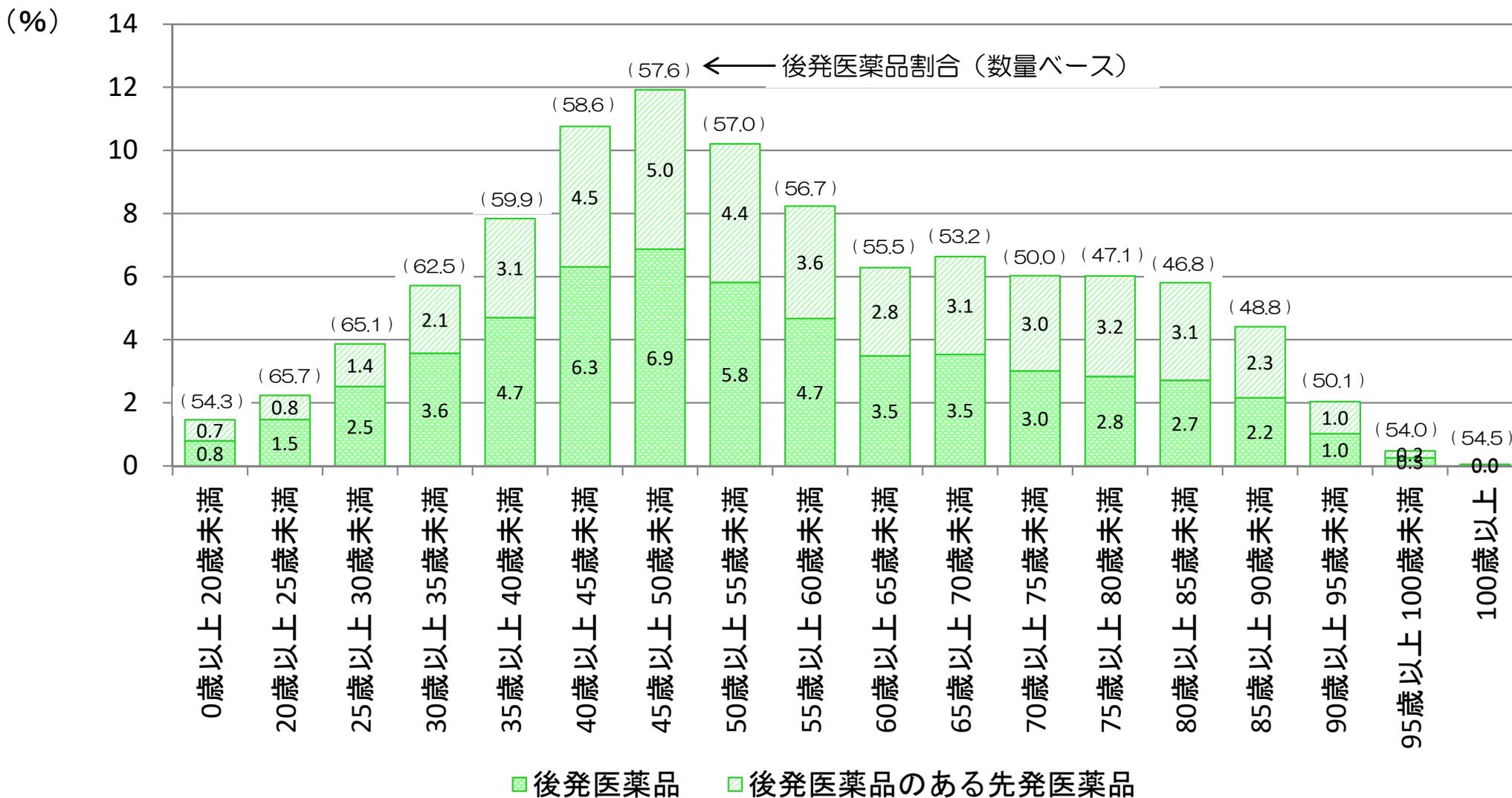


注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 年齢階級別抗うつ薬の

## 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

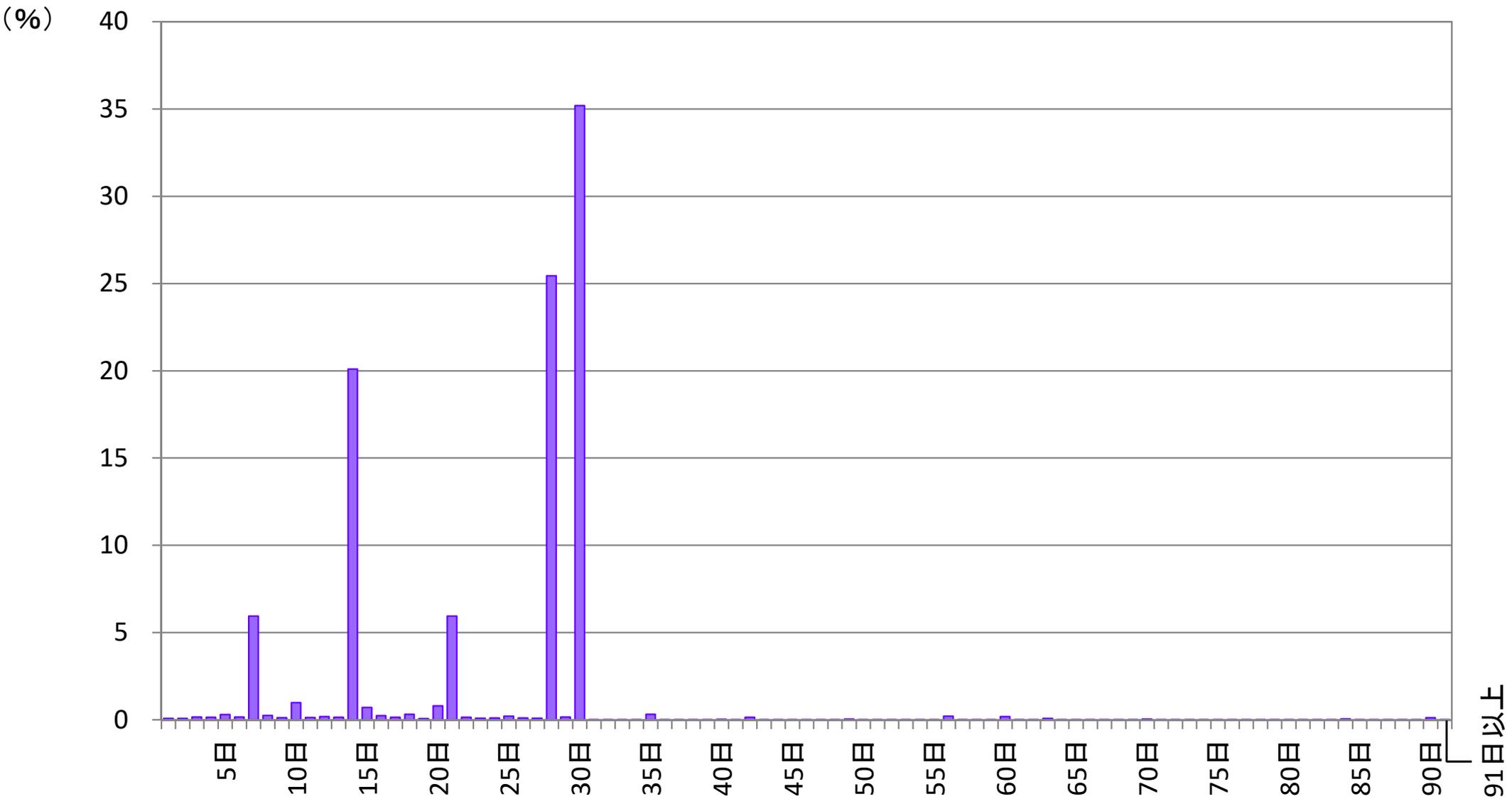


注1) 抗うつ薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

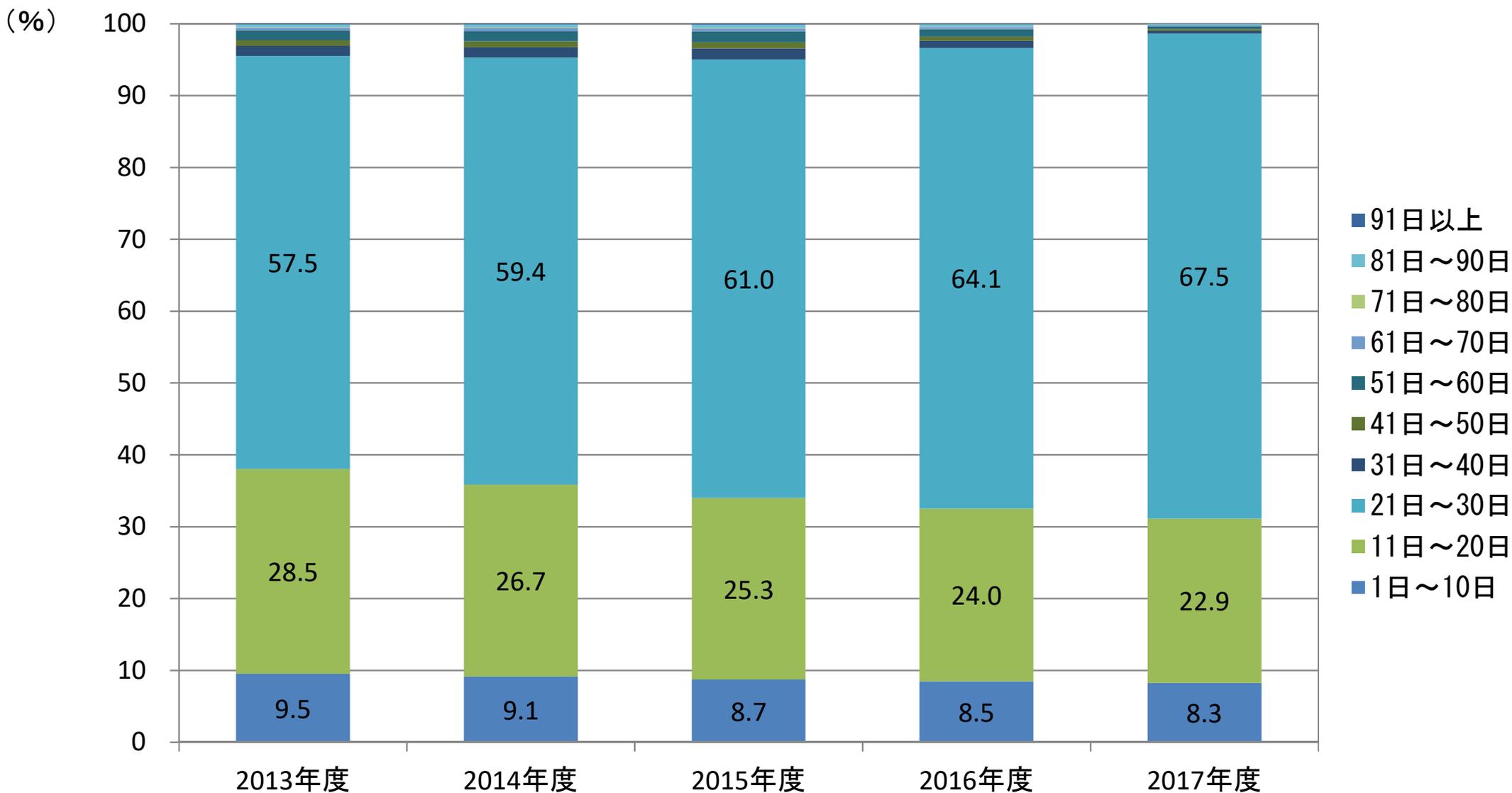
注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# ベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。  
 注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。  
 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

# ベンゾジアゼピン系睡眠薬・抗不安薬の投薬日数の分布の推移

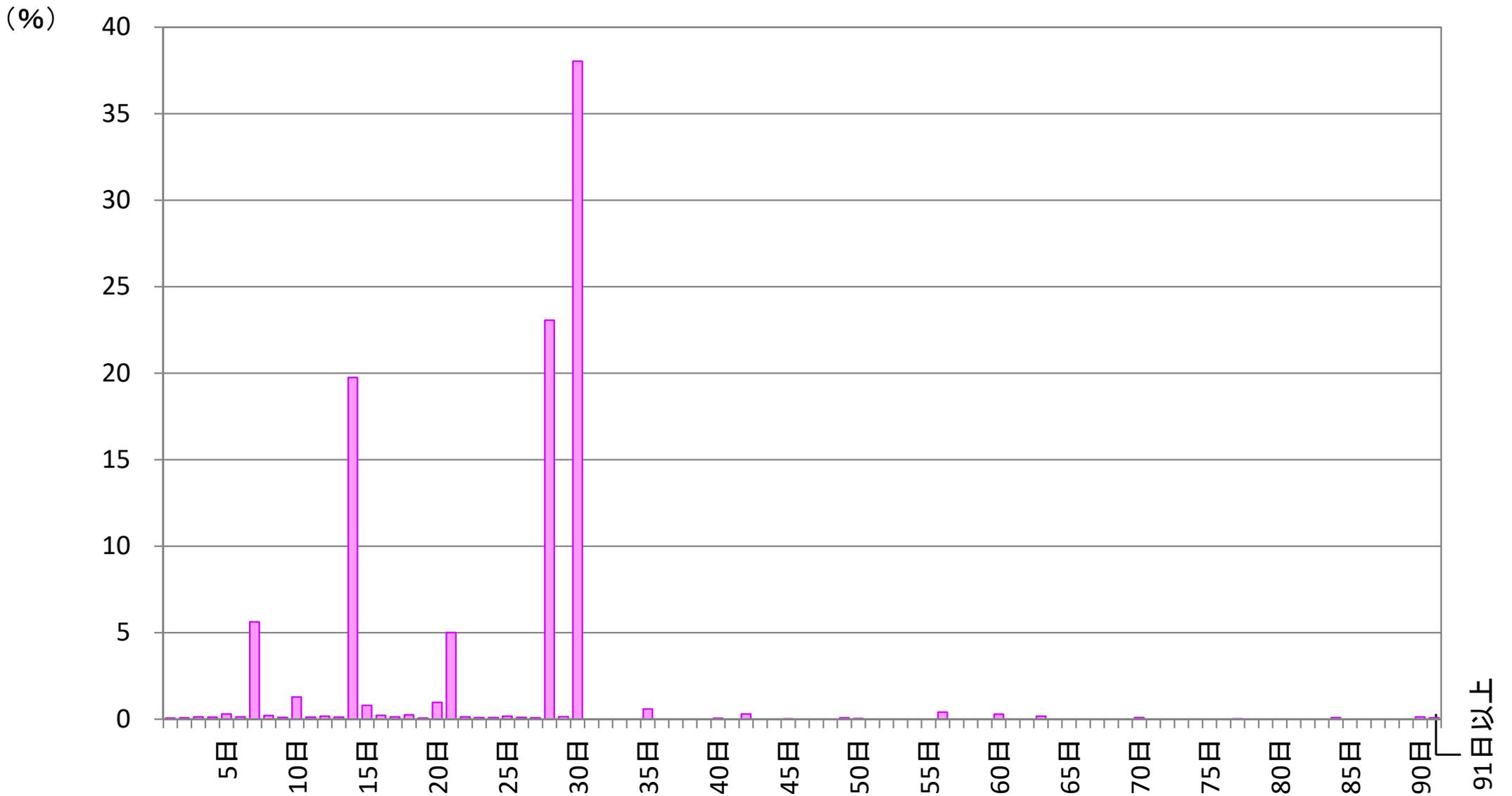


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

# 非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の投薬日数の分布（2017年度）



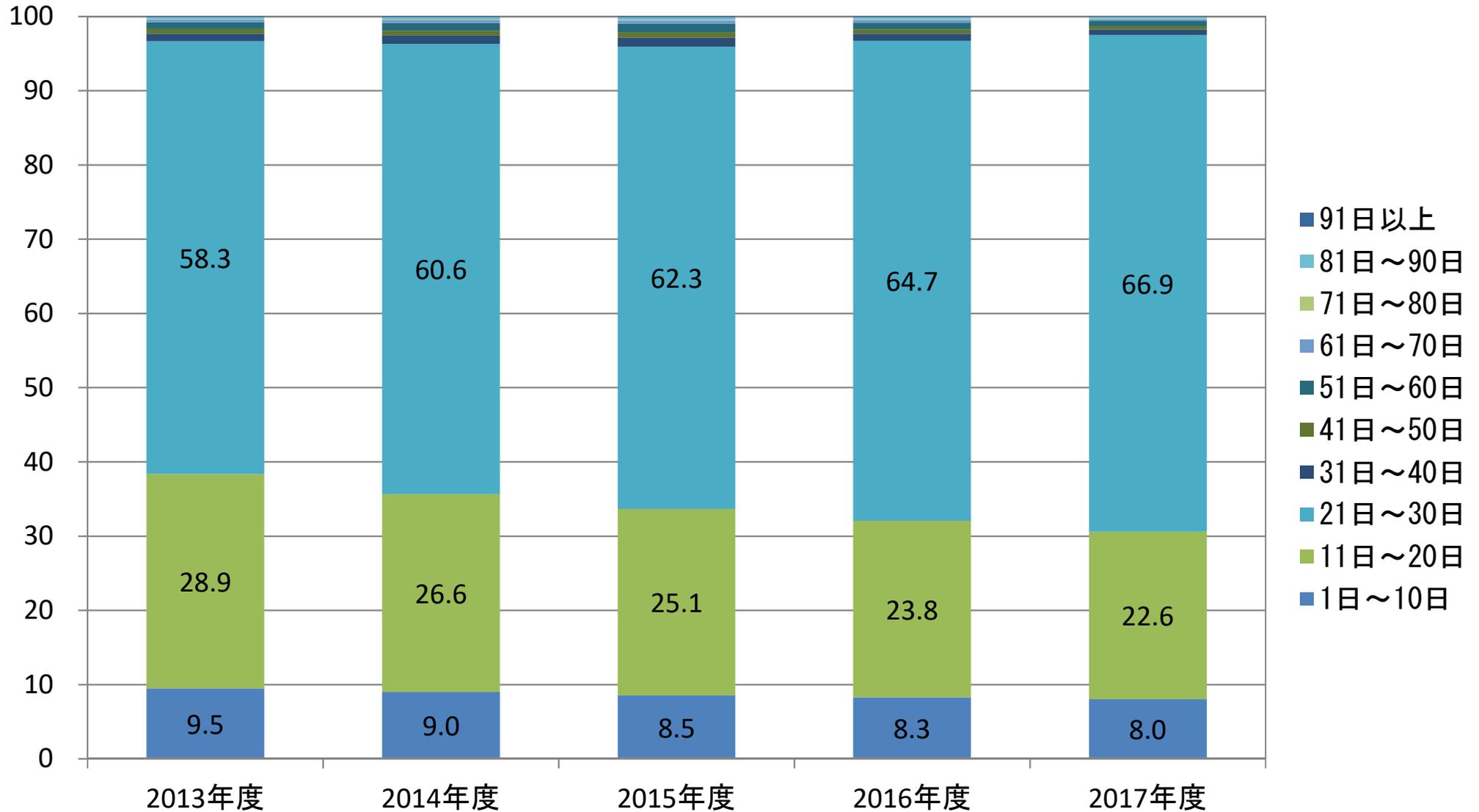
注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

# 非ベンゾジアゼピン系睡眠薬の投薬日数の分布の推移

(%)

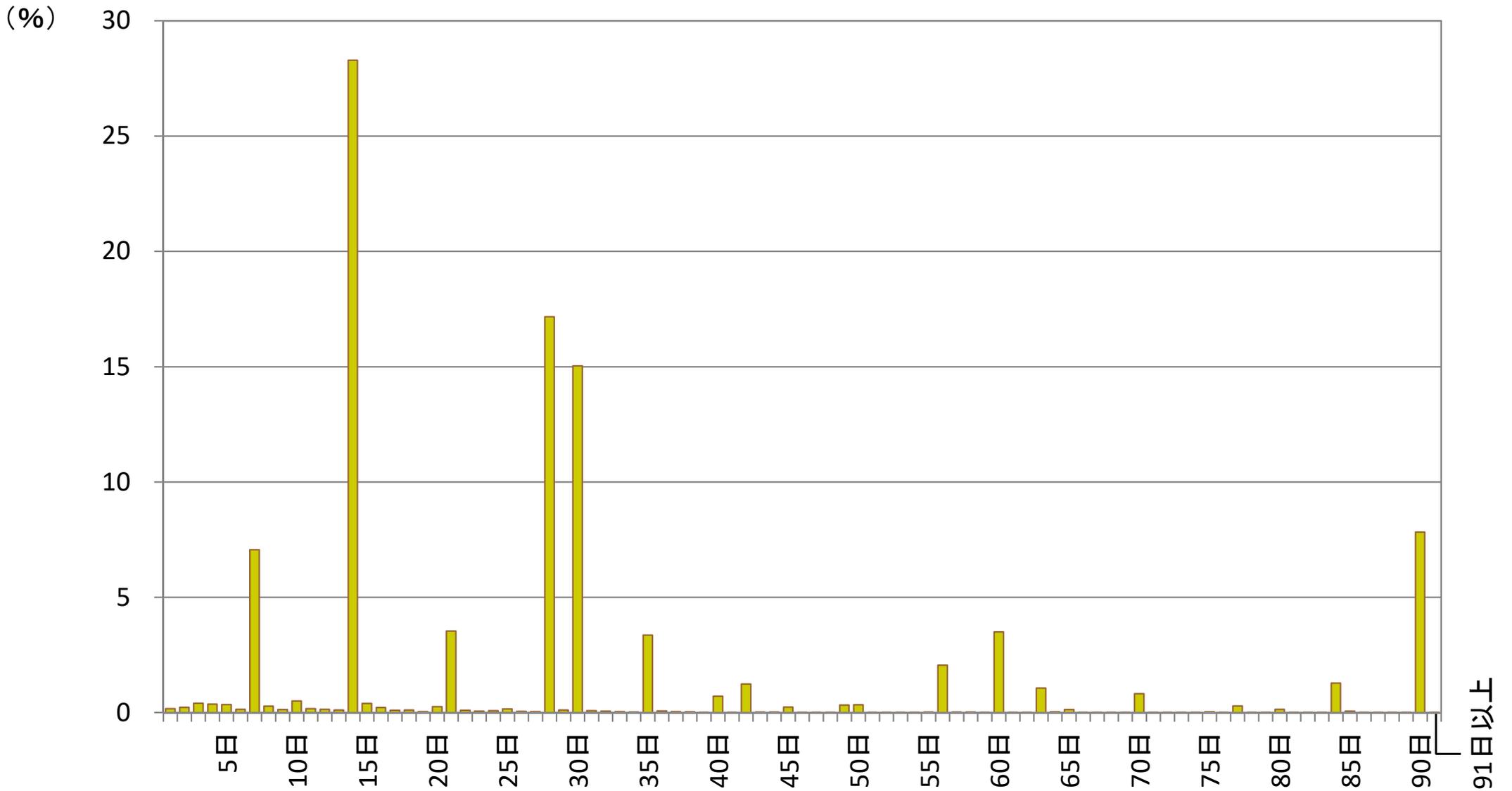


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

# バルビツール系睡眠薬の投薬日数の分布（2017年度）

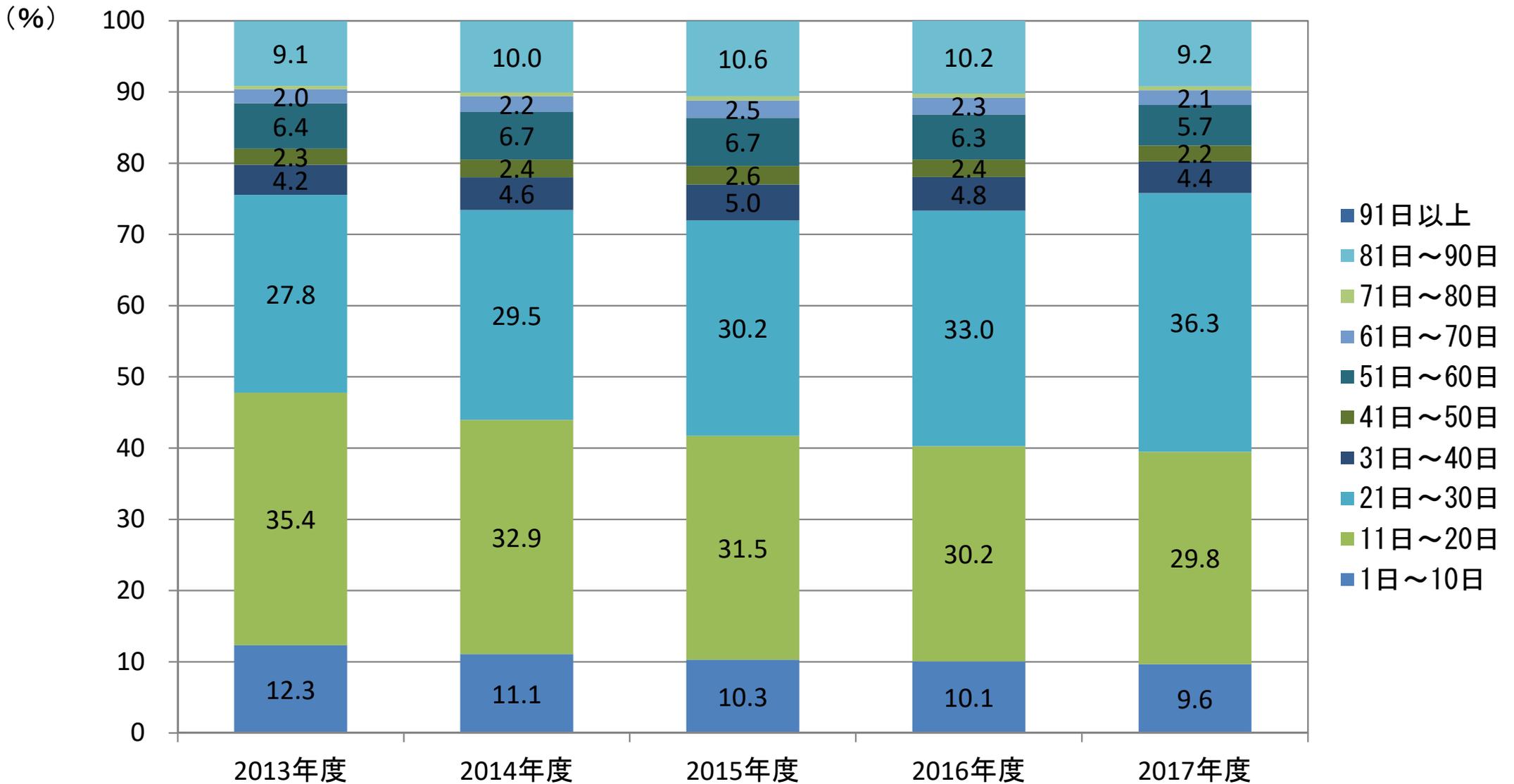


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

# バルビツール系睡眠薬の投薬日数の分布の推移

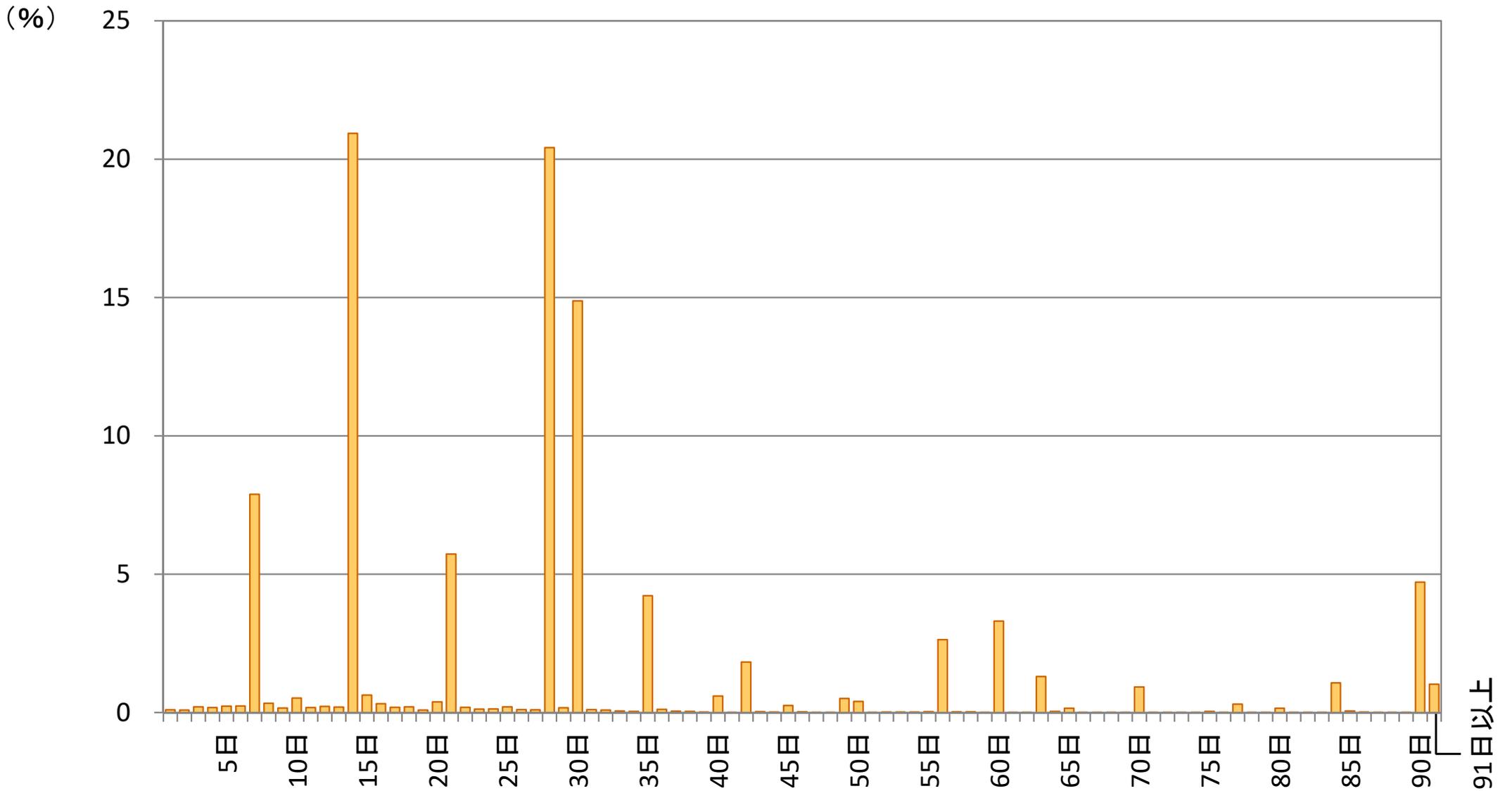


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

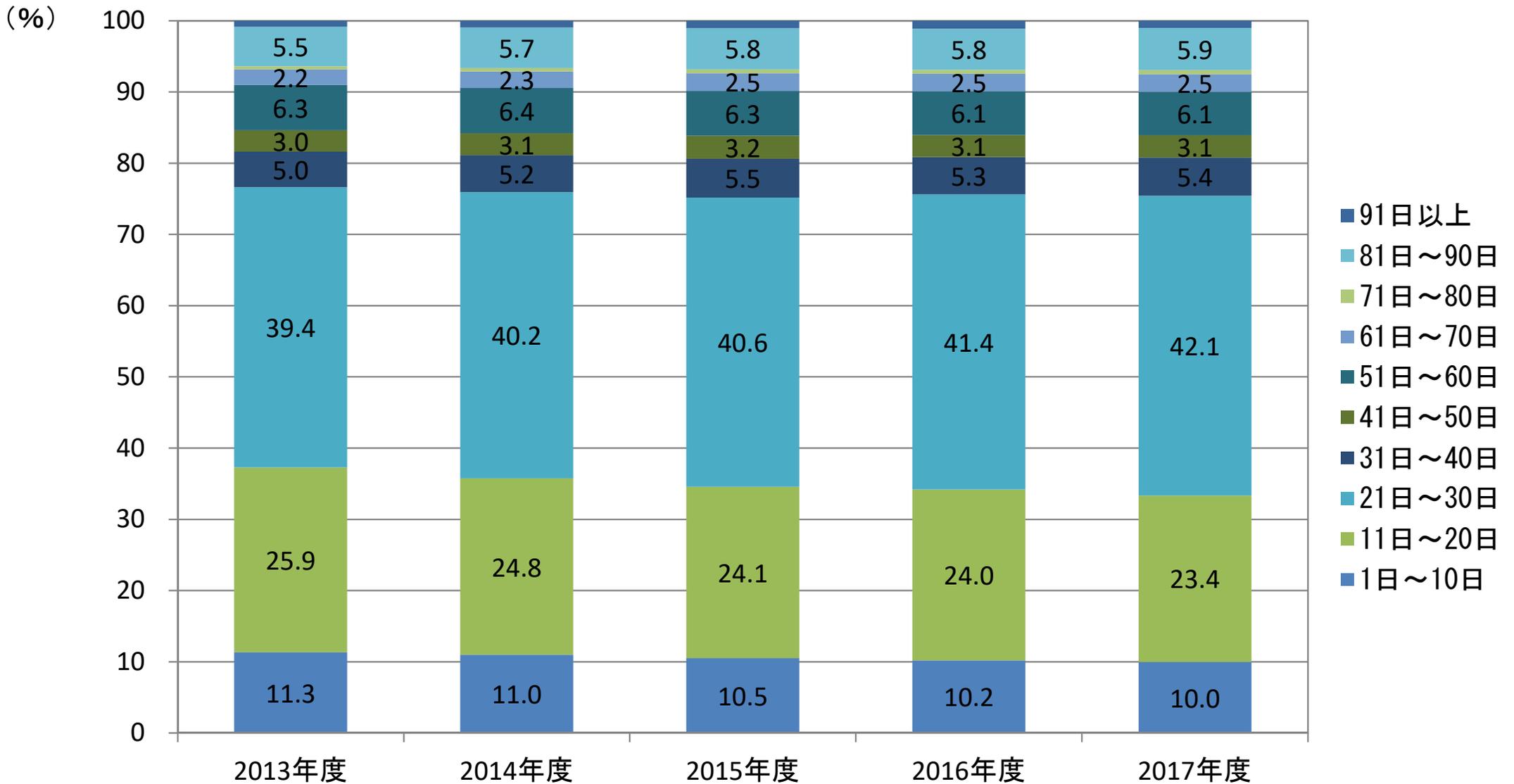
注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

# 抗てんかん剤の投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。  
 注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。  
 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

# 抗てんかん剤の投薬日数の分布の推移

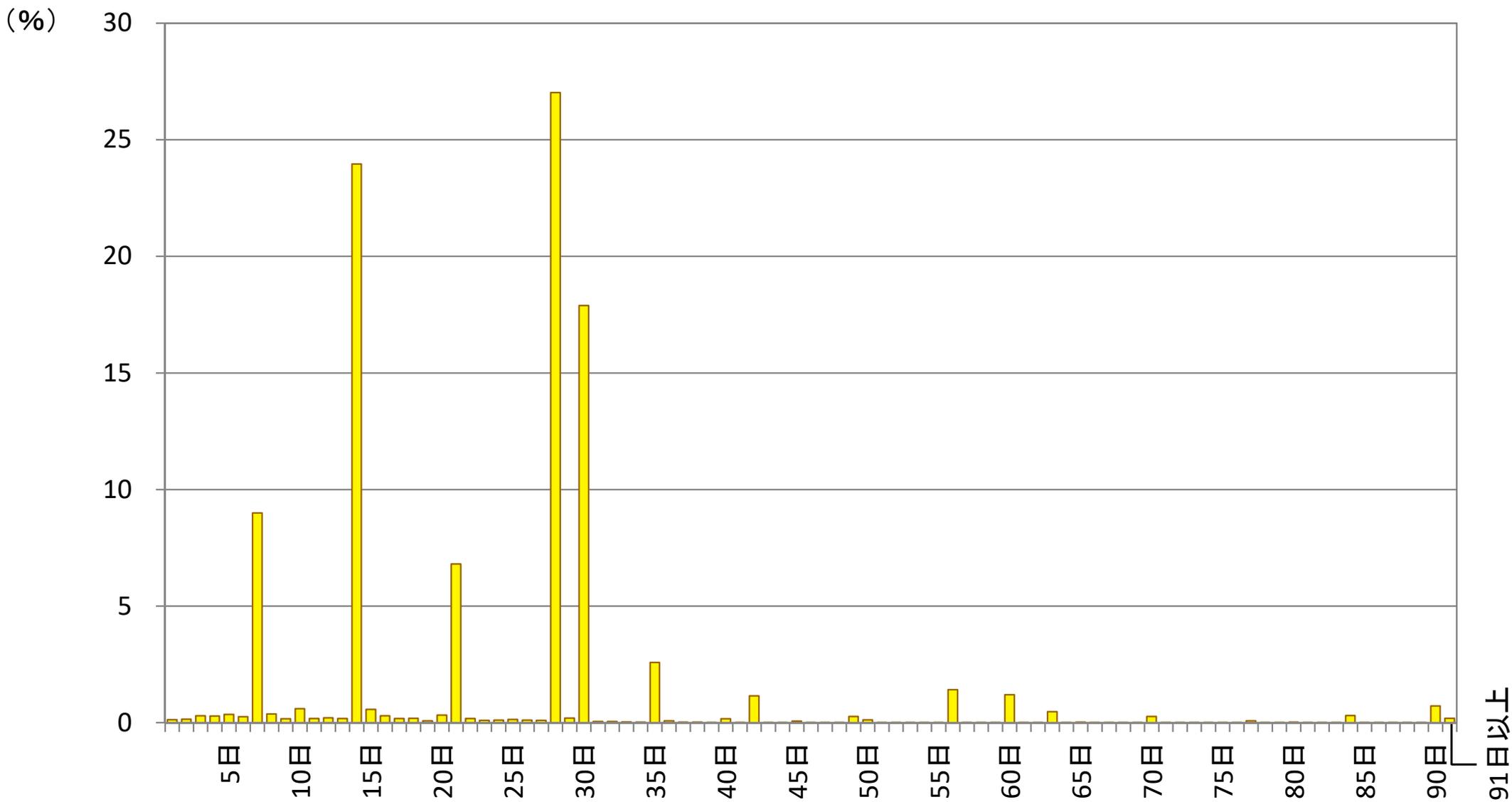


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

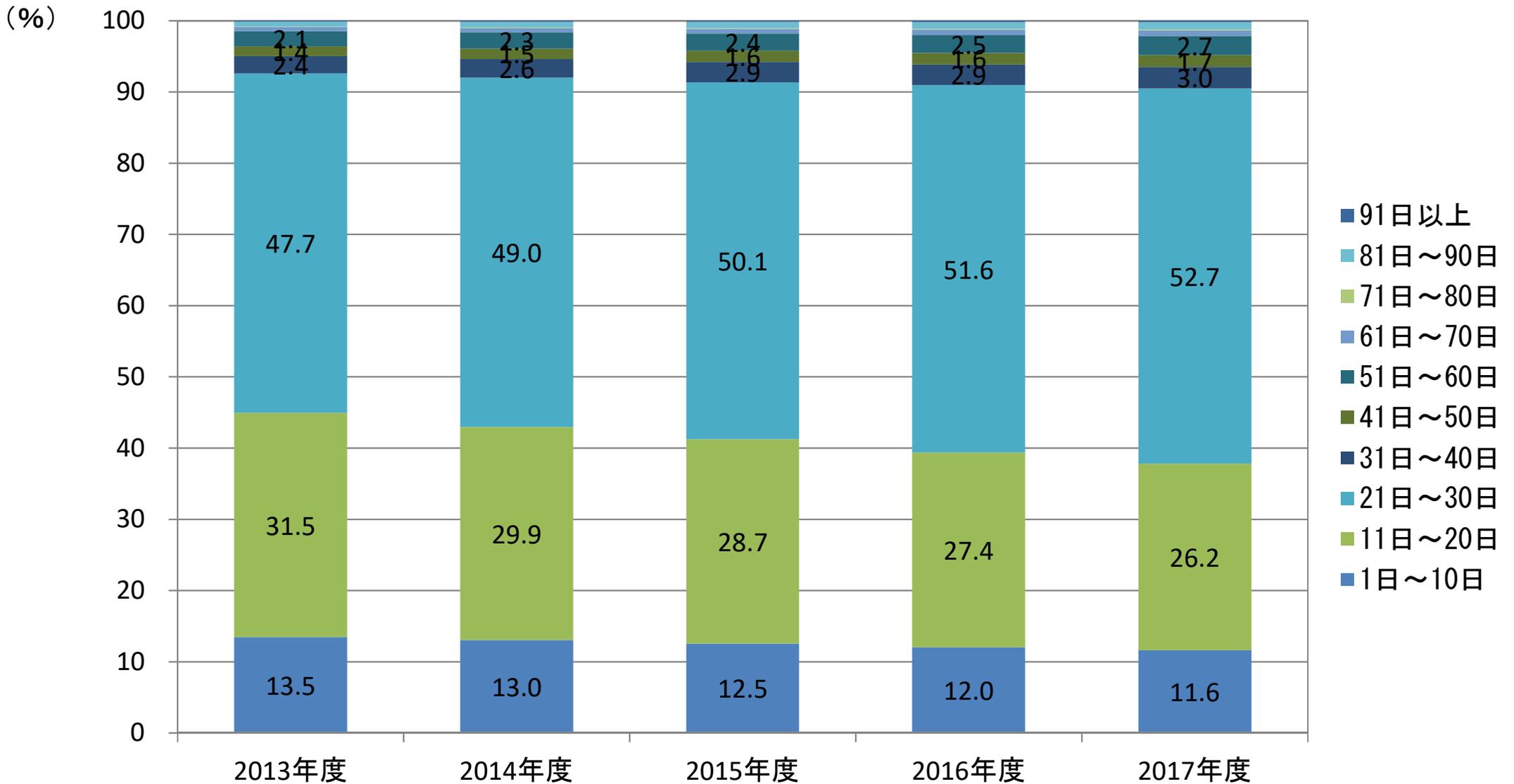
注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

# 定型抗精神病薬の投薬日数の分布（2017年度）



# 定型抗精神病薬の投薬日数の分布の推移

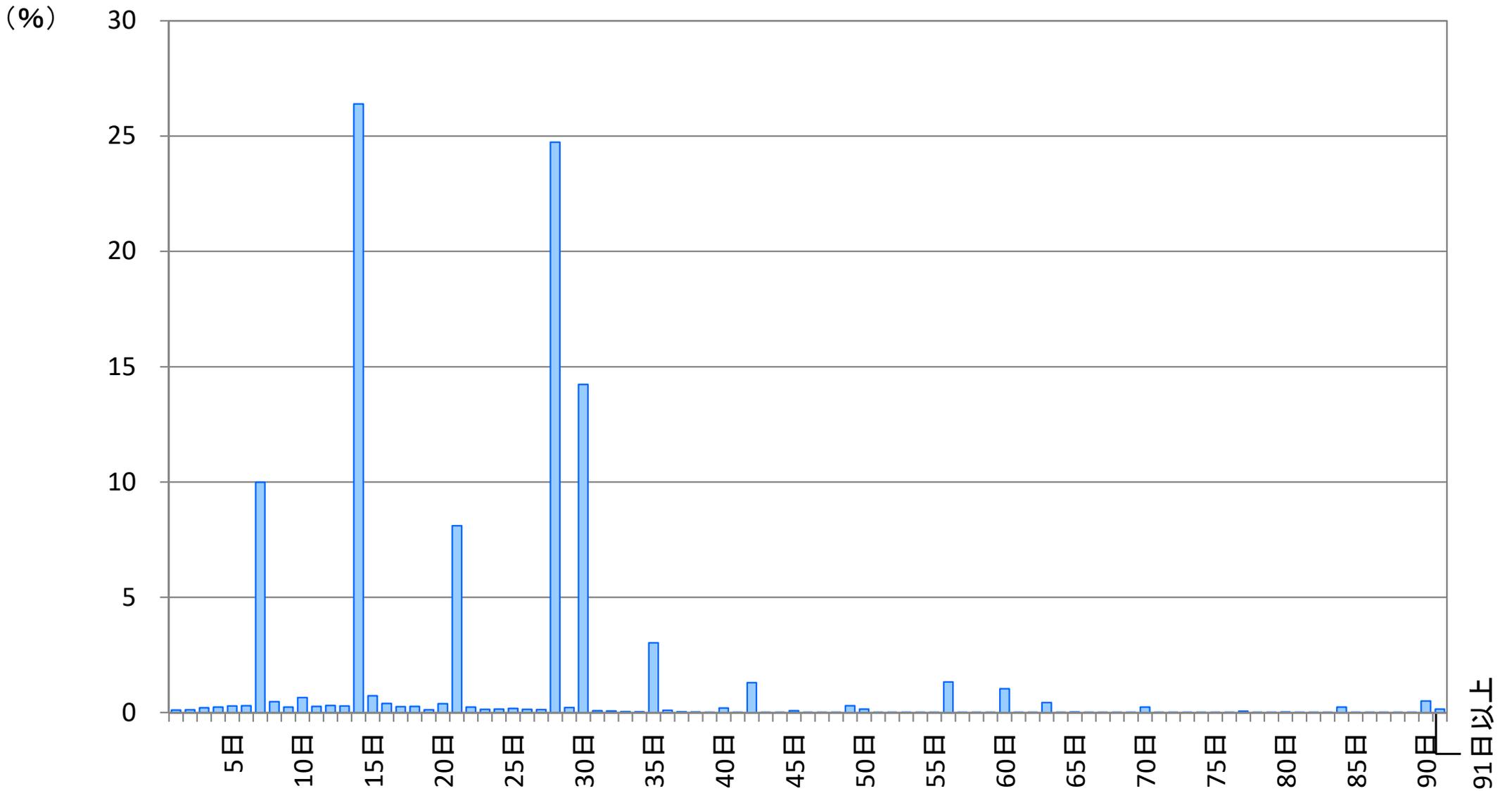


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

# 非定型抗精神病薬の投薬日数の分布（2017年度）

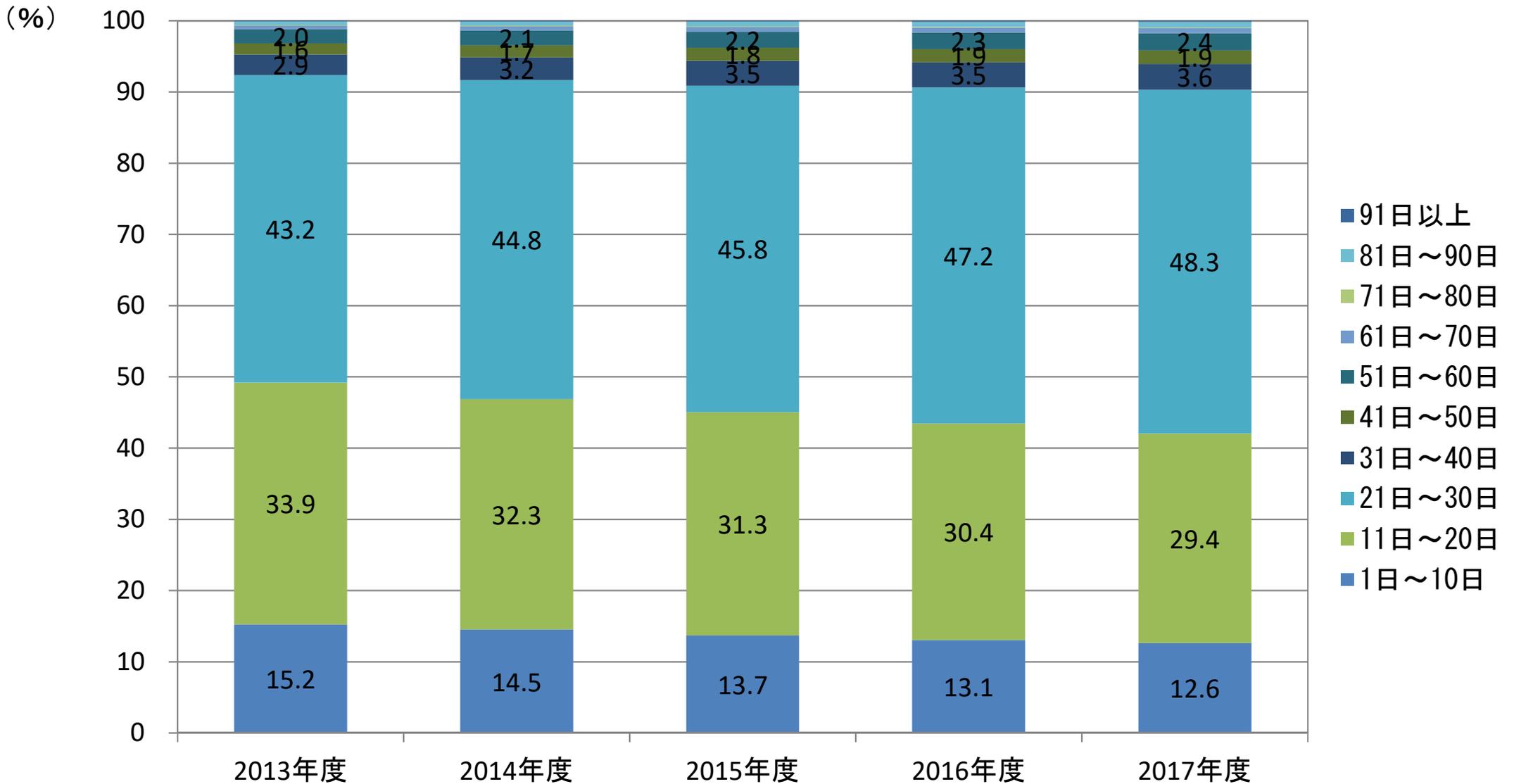


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

# 非定型抗精神病薬の投薬日数の分布の推移

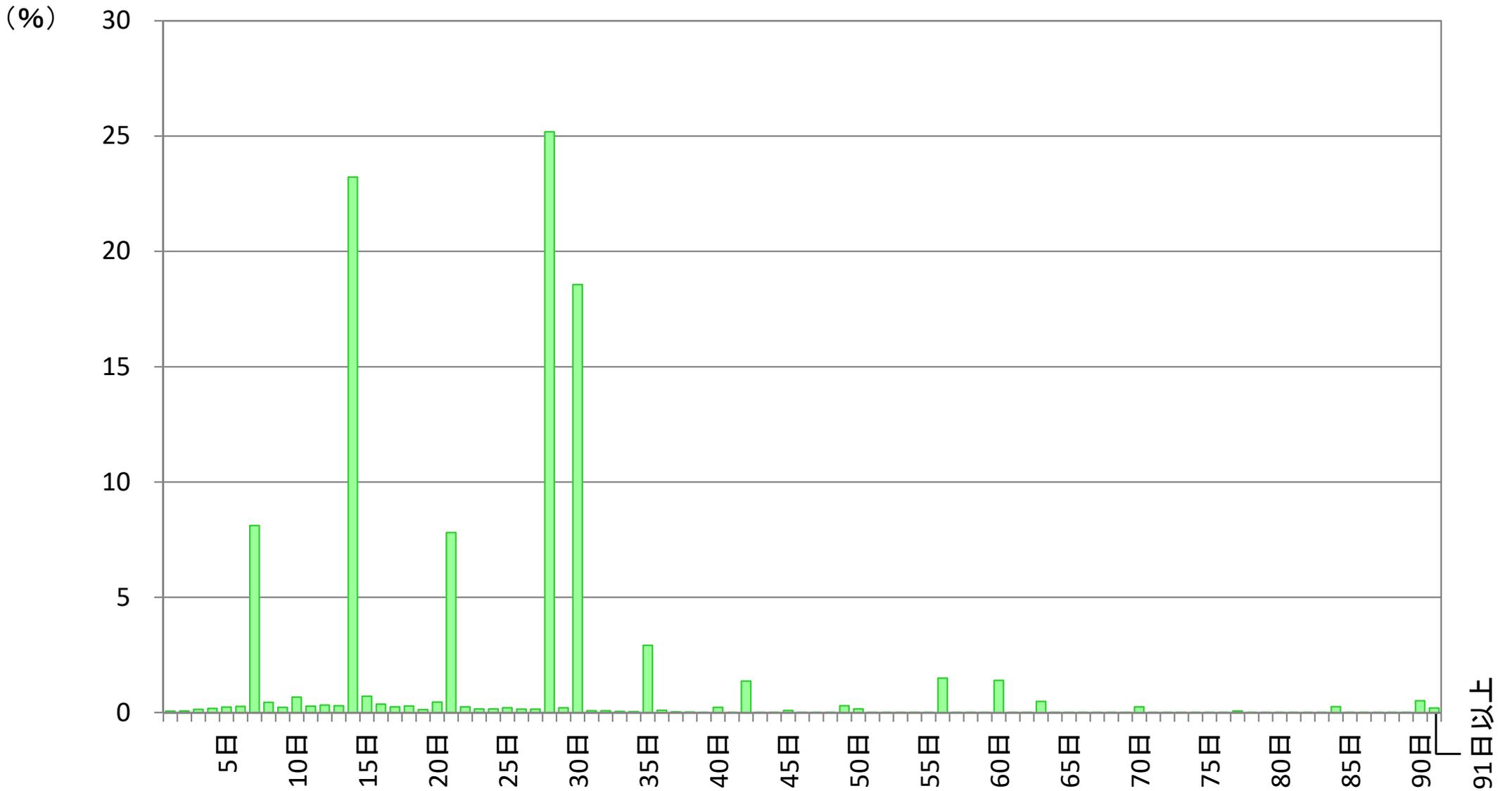


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

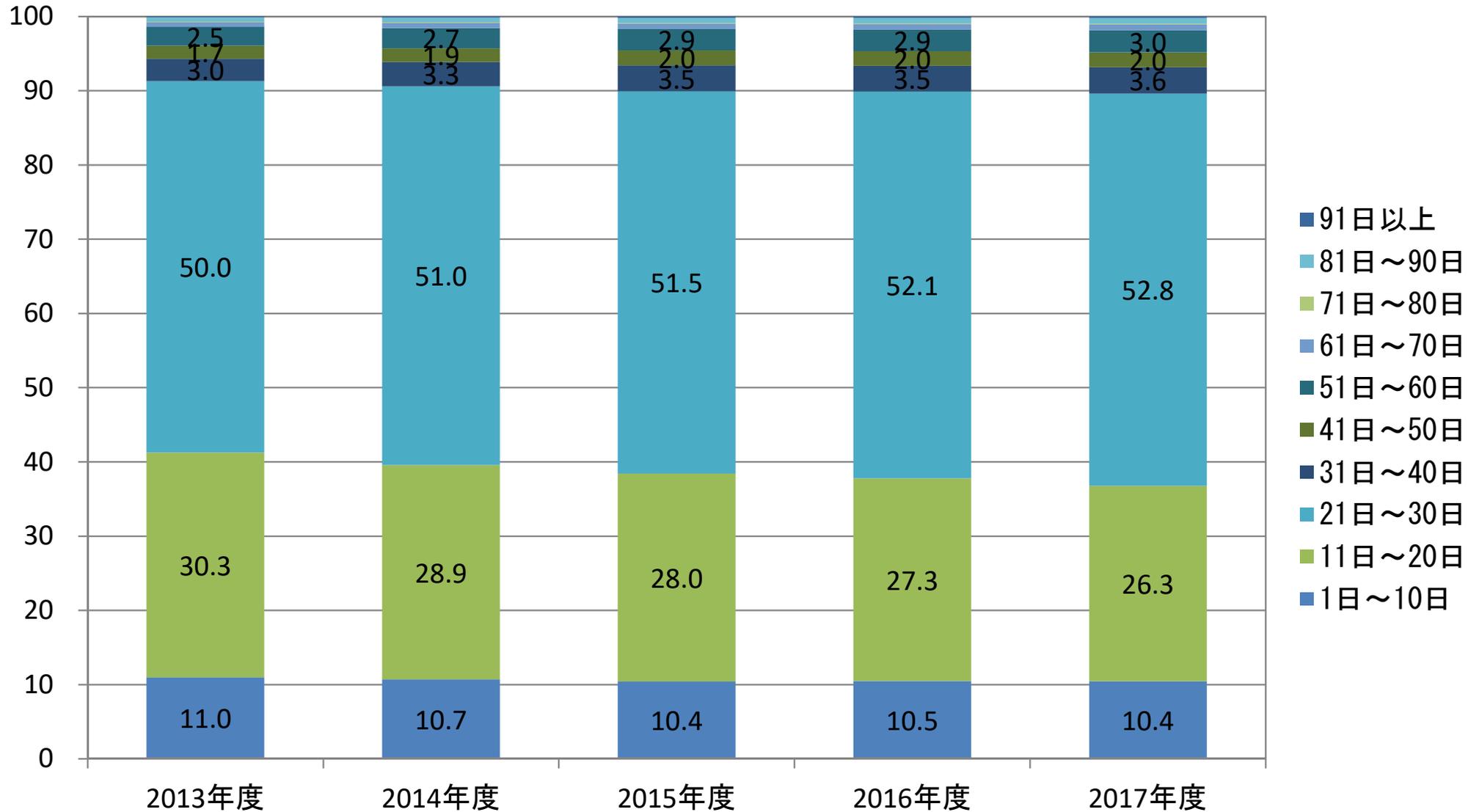
# 抗うつ薬の投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。  
 注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。  
 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

# 抗うつ薬の投薬日数の分布の推移

(%)

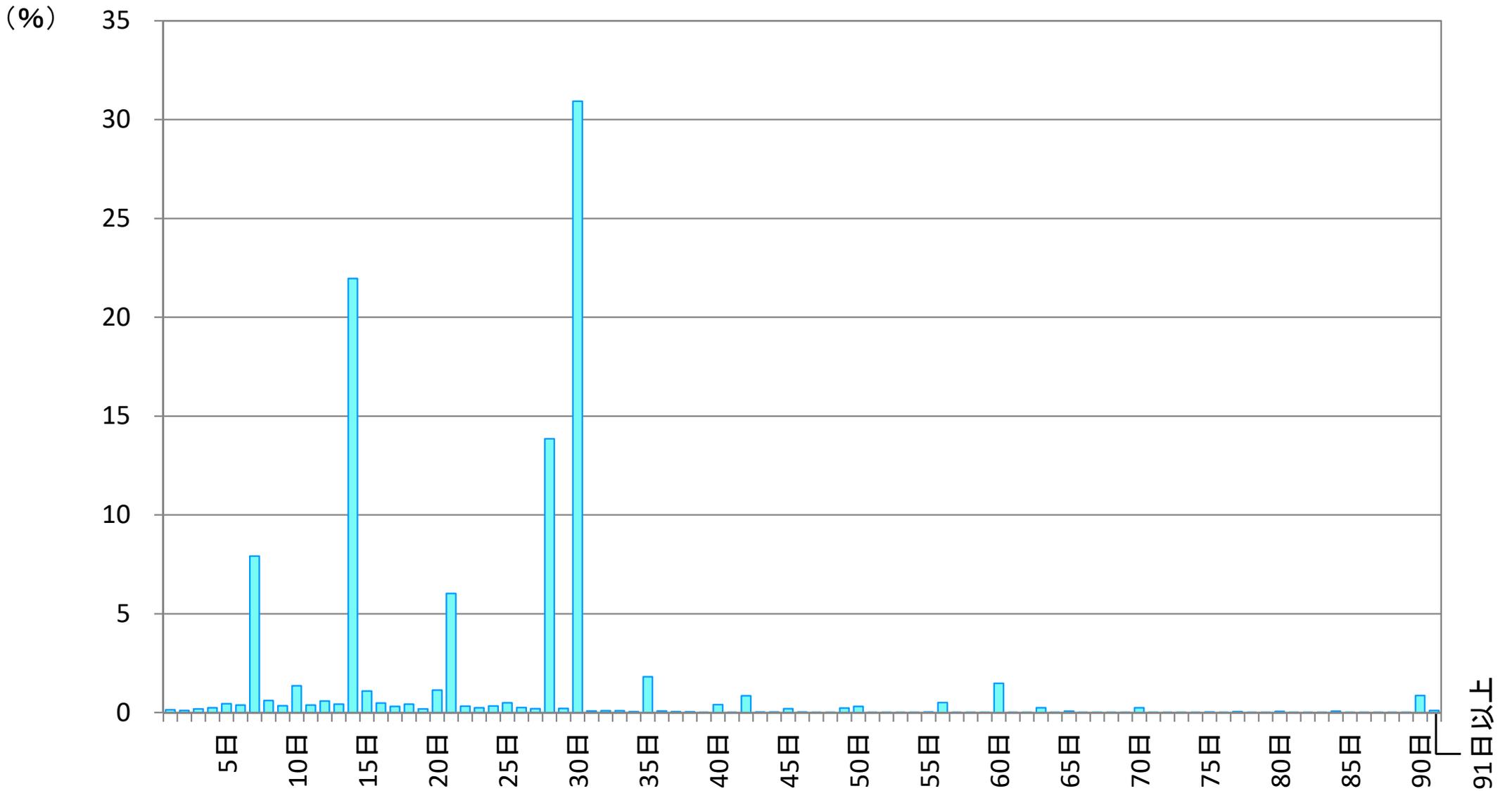


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

# ADHD治療薬の投薬日数の分布（2017年度）

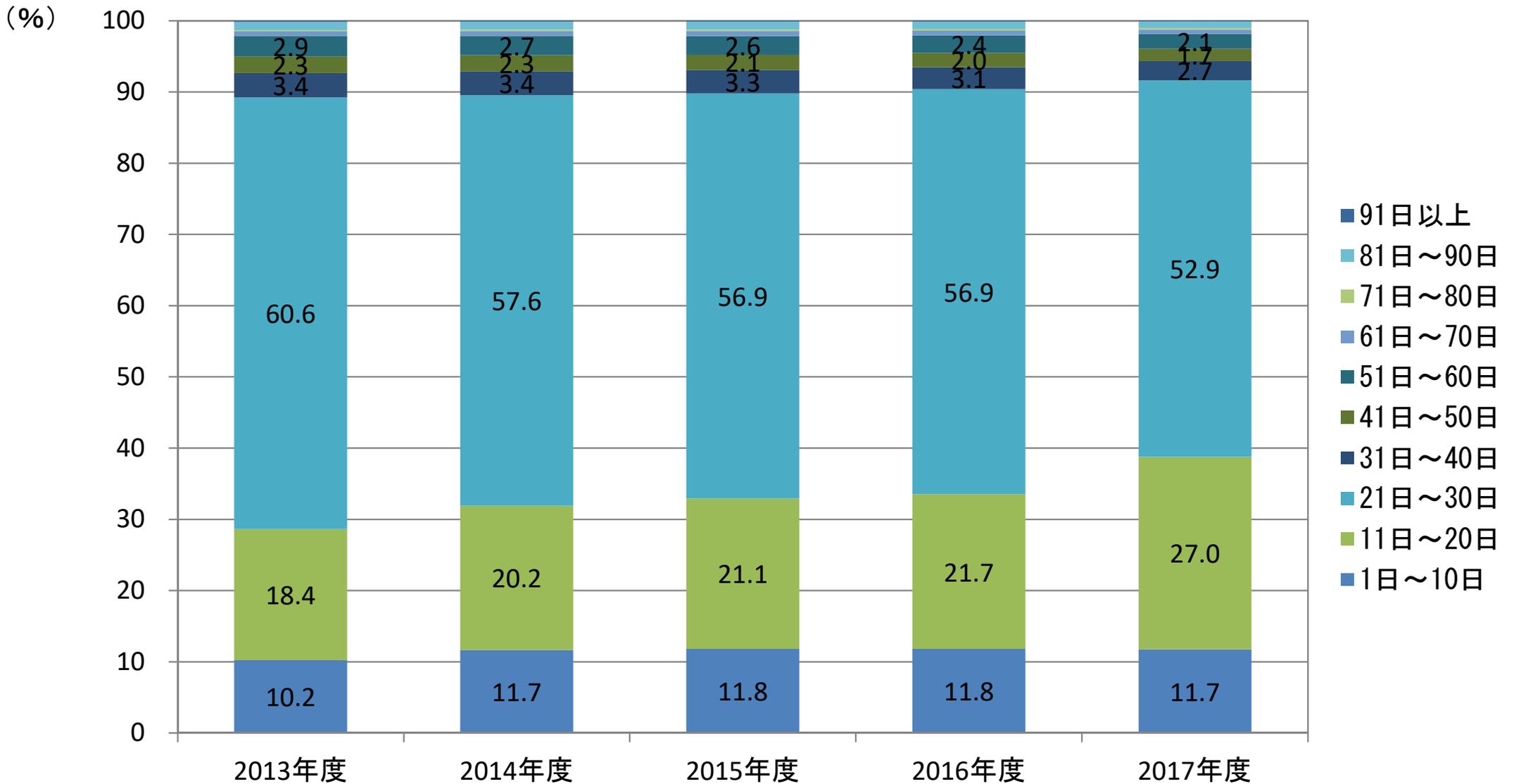


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

# ADHD治療薬の投薬日数の分布の推移

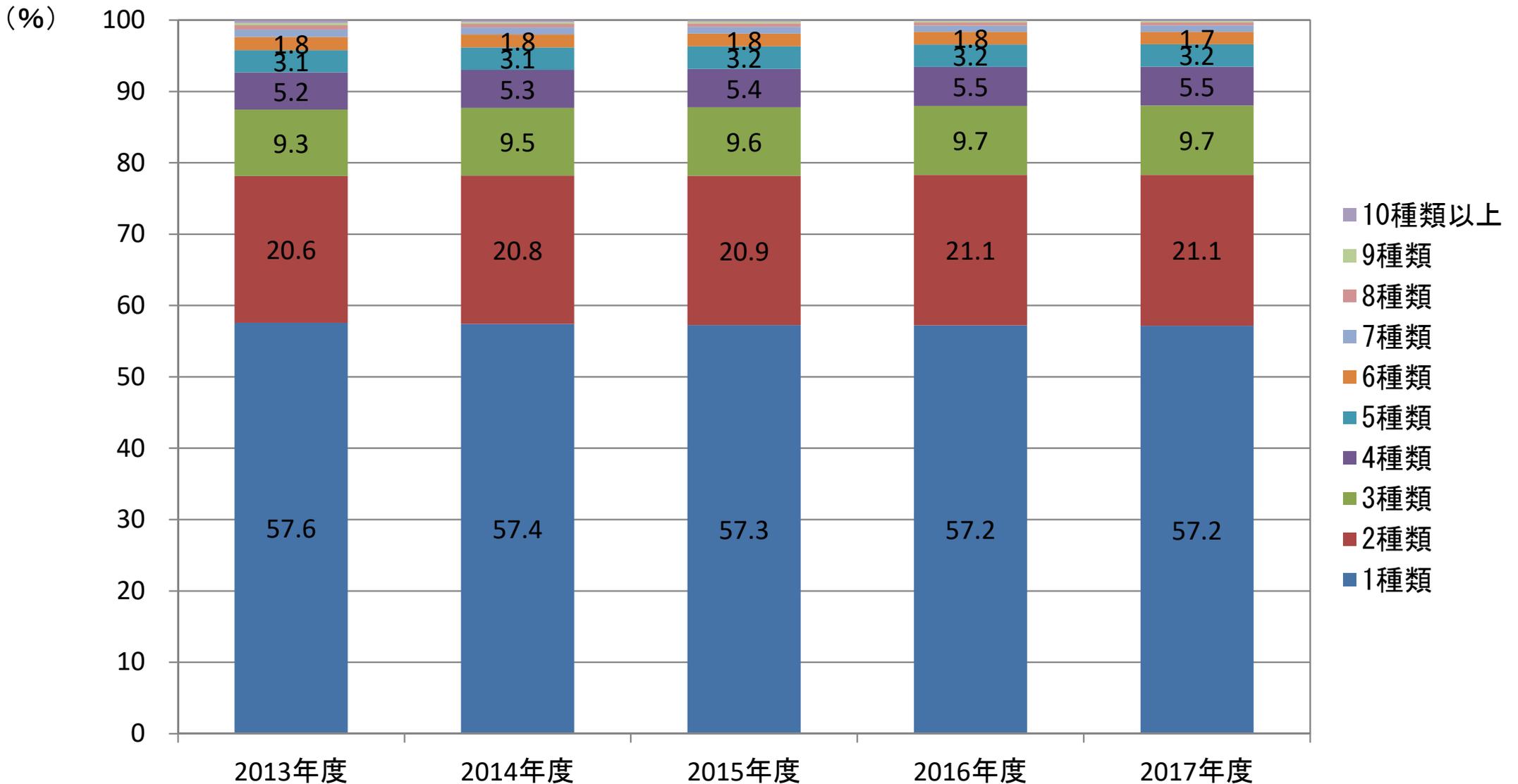


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

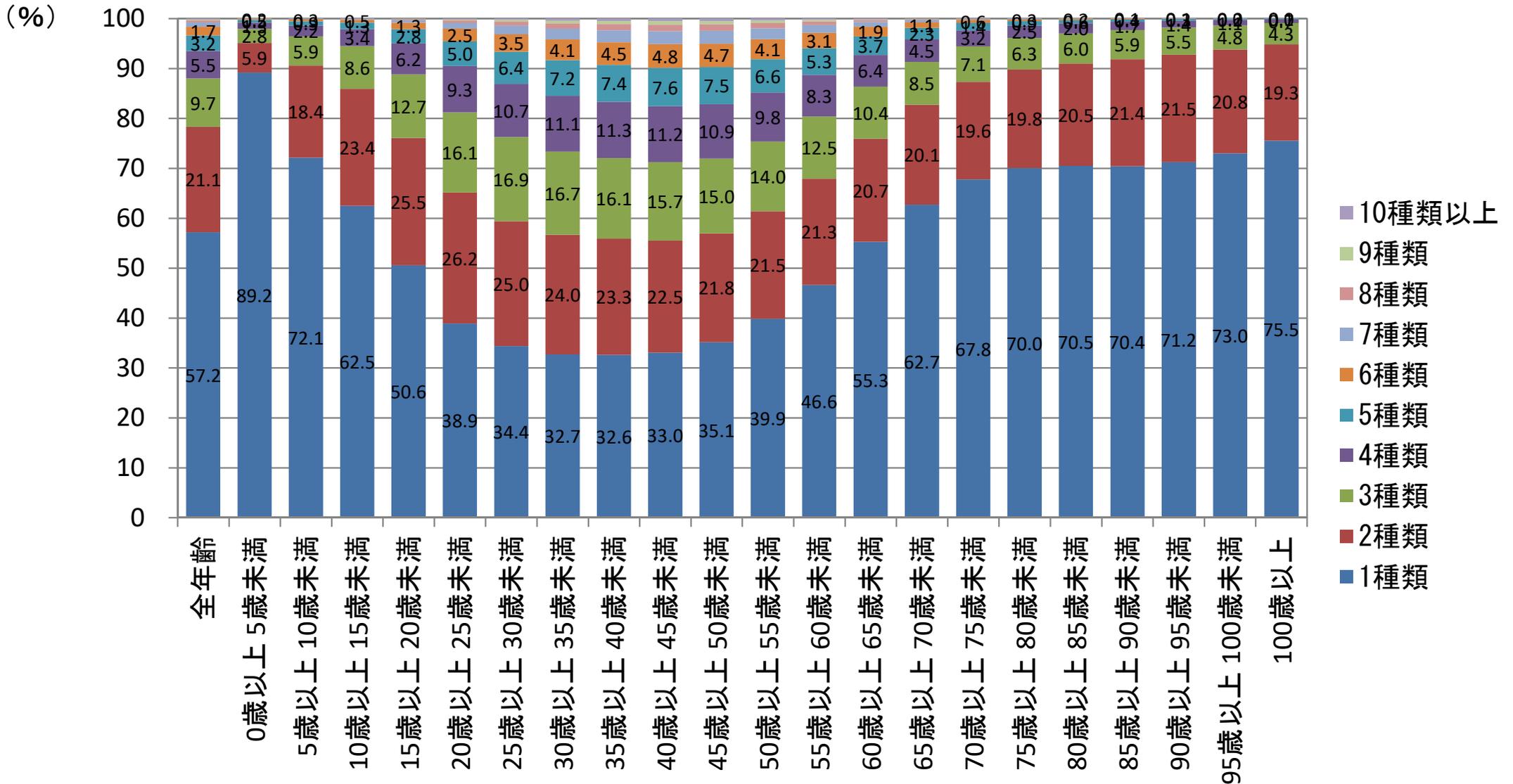
注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

## 調剤（処方箋受付）毎の 向精神薬薬剤種類数の分布の推移



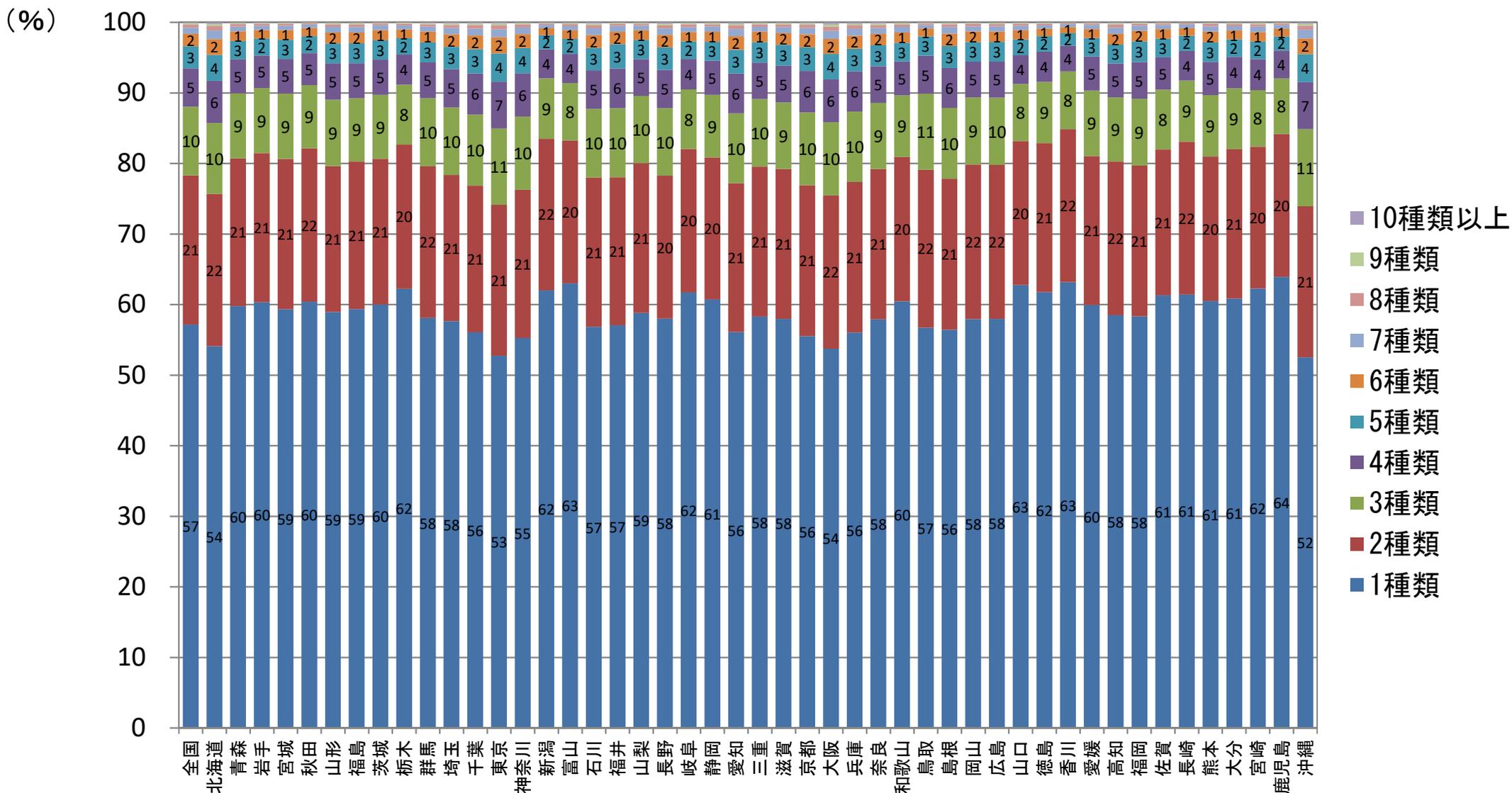
注1) 向精神薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。  
 注2) 向精神薬が調剤されていないものは含まれていない。

# 年齢階級別にみた調剤（処方箋受付）毎の 向精神薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) 向精神薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。  
 注2) 向精神薬が調剤されていないものは含まれていない。  
 注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

# 都道府県別にみた調剤（処方箋受付）毎の 向精神薬薬剤種類数の分布（2017年度）

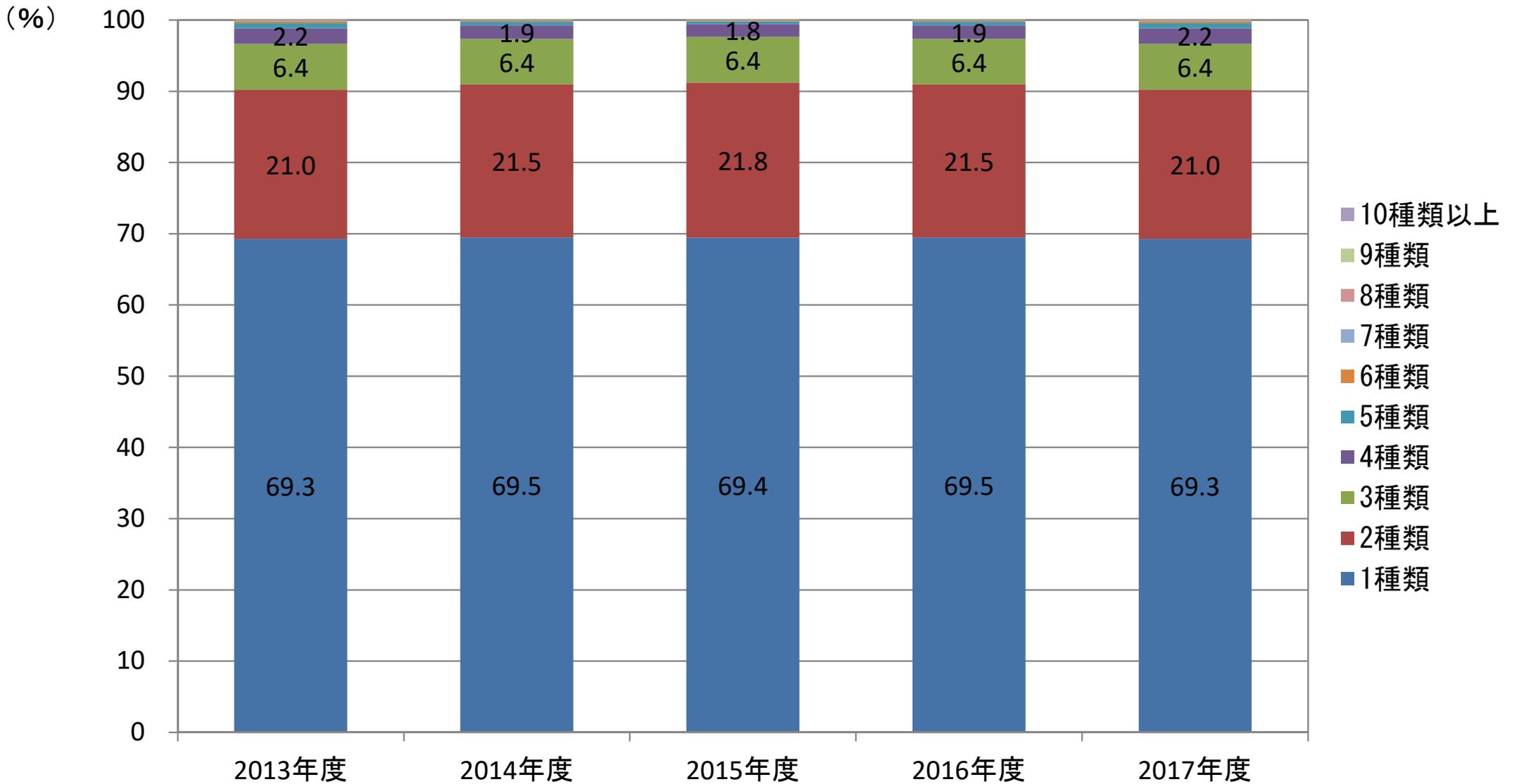


注1) 向精神薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 向精神薬が調剤されていないものは含まれていない。

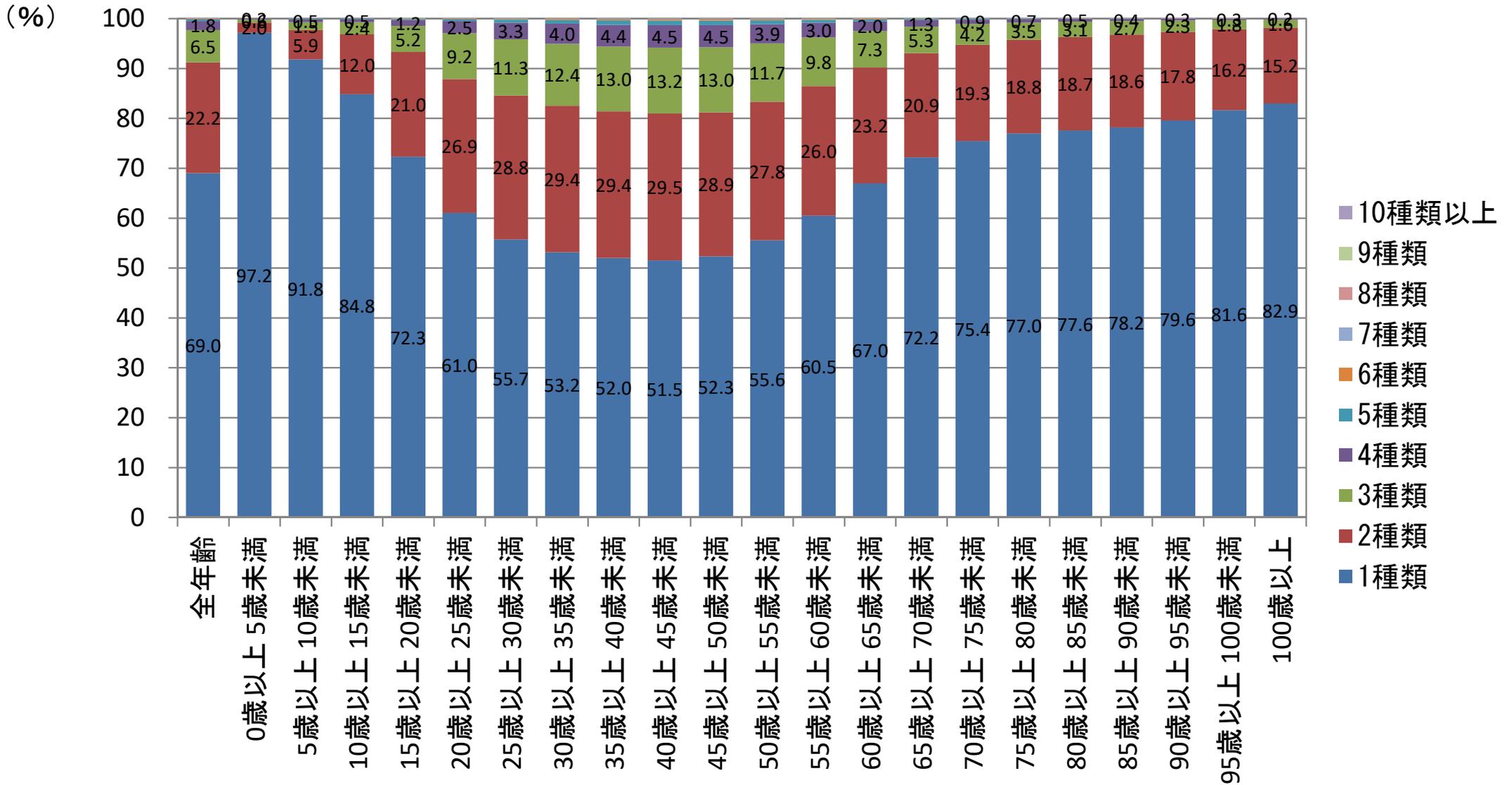
注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

# 調剤（処方箋受付）毎の 睡眠薬・抗不安薬薬剤種類数の分布の推移



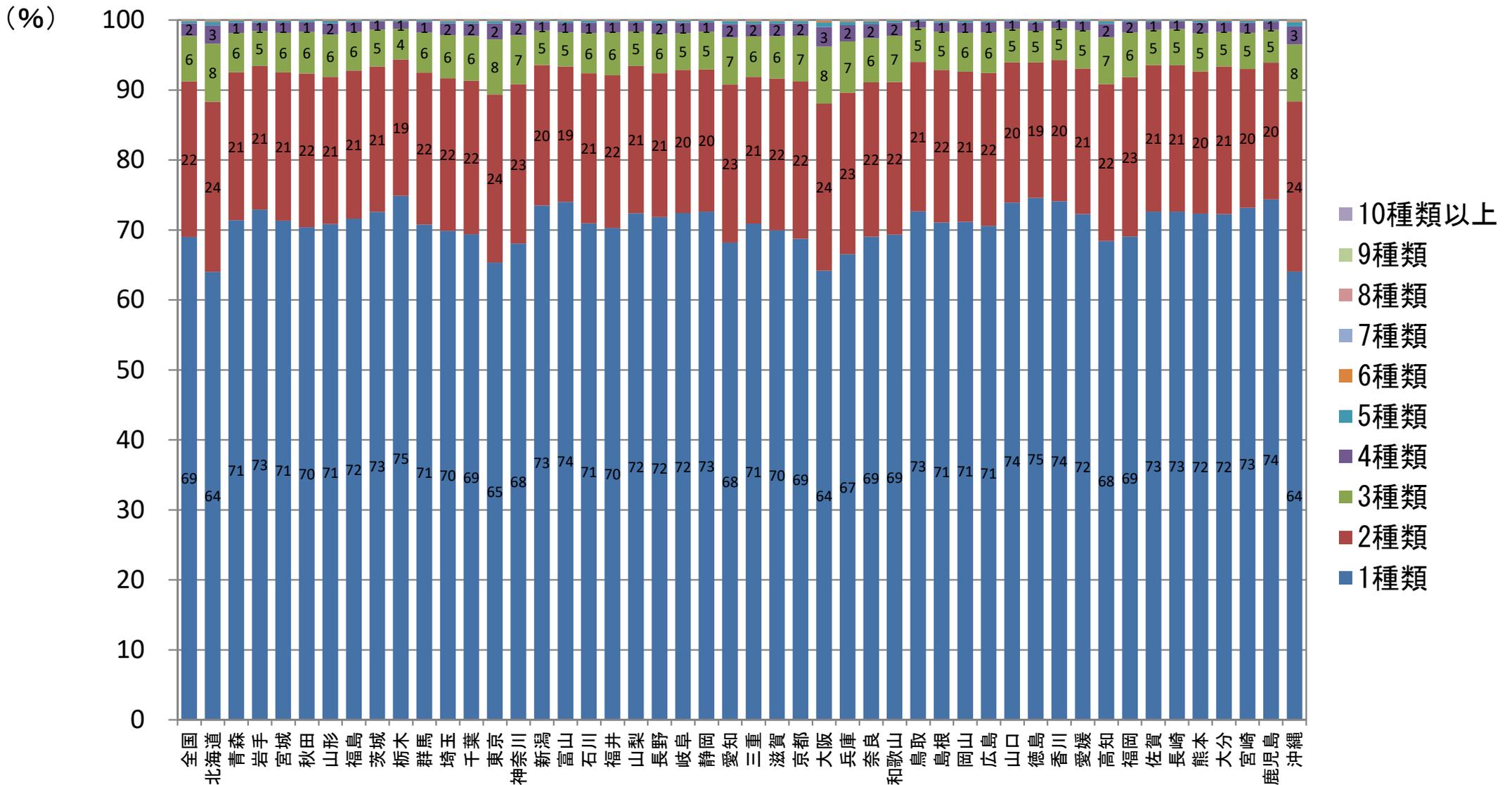
注1) 睡眠薬・抗不安薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。  
 注2) 睡眠薬・抗不安薬が調剤されていないものは含まれていない。

# 年齢階級別にみた調剤（処方箋受付）毎の 睡眠薬・抗不安薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) 睡眠薬・抗不安薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。  
 注2) 睡眠薬・抗不安薬が調剤されていないものは含まれていない。  
 注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

# 都道府県別にみた調剤（処方箋受付）毎の 睡眠薬・抗不安薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) 睡眠薬・抗不安薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。  
 注2) 睡眠薬・抗不安薬が調剤されていないものは含まれていない。  
 注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

本分析に関する詳細データのURL:

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai\\_doukou\\_topics\\_h30\\_12.xls](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h30_12.xls)

### 【詳細データの内容】

- 詳細表Ⅰ 向精神薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅱ 向精神薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅲ 向精神薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)
- 詳細表Ⅳ 向精神薬種類別年齢階級別都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)(2018年3月)
- 詳細表Ⅴ 向精神薬種類別数量構成比(2018年3月)
- 詳細表Ⅵ 向精神薬種類別投薬日数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅶ 向精神薬、睡眠薬・抗不安薬薬剤種類数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅷ 年齢階級別向精神薬、睡眠薬・抗不安薬薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅸ 都道府県別向精神薬、睡眠薬・抗不安薬薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅹ 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅺ 年齢調整前後処方箋1枚当たり向精神薬薬剤料の地域差指数(2017年度)

※ 平成31年1月に、「その他」のデータを詳細データに追加する等の修正を行いました。

※ 平成31年2月に、年齢調整に係る計算後の値を詳細データに追加する等の修正を行いました。